非行問題 2012

ISSN 0288-8548 No.218

巻頭論文

児童自立支援施設の課題と今後の方向性

～「社会的養護の課題と将来像」を踏まえて～

相澤　仁

特　集

「退所に向けた支援とアフターケアのあり方について」

～保護者・関係機関・地域との連携を通して～

全国児童自立支援施設協議会

非行問題
2012

若駒学園の紅葉

児童自立支援施設

児童自立支援施設は、犯罪などの不良行為をしたり、するおそれがある児童や、家庭環境等から生活指導を要する児童を入所または通所させ、必要な指導を行って自立を支援する児童福祉施設です。全国に五十八施設あり、約二千人の児童が入所しています。

非行問題の対応に加え、他の児童福祉施設では対応が難しいケースの受け皿としての役割もあり、退所後の児童に対しての必要な相談や援助も行っています。歴史的には「感化院」「少年教護院」「教護院」という名称の変遷があり、平成十年四月に「児童自立支援施設」となりました。

名称は変わっても、家庭環境に恵まれない子どもたちと、それを支える各施設の営みは変わらず、『枠のある生活』を基盤とし、子どもの育て直しや立ち直り、社会的自立に向けた支援を実施しています。

目次

巻頭言 …… 近藤昌弘 1

巻頭論文

児童自立支援施設の課題と今後の方向性
～「社会的養護の課題と将来像」を踏まえて～ …… 相澤仁 4

特集 「退所に向けた支援とアフターケアのあり方について」
～保護者・関係機関・地域との連携を通して～

◎特集テーマの選定にあたって …… 西嶋嘉彦 35

①「さわらび学園における退所に向けた支援及び事後指導（アフターケア）の取り組みについて」～現状と課題　繋げるということ～ …… 加藤亮太 39

②中学を卒業した児童の支援に向けた課題について
～事例からの考察～ …… 友田薫 59

③退所に向けた支援とアフターケアのあり方について
～年長児における支援とアフターケア～ ……伊藤智朗 74
～女子寮の事例紹介～ ……吉田民代 78
④中卒児処遇について ……糸井教哲 83
⑤通勤交替制施設でのアフターケア ……齊藤恵子 94
⑥わかたけ学園におけるリービングケア・アフターケアの実践 ……石飛勝 102
⑦中卒児童の進路保障と自立支援の取り組み ……尾﨑俊二 118
⑧Mくんの試験復学 ……池田恵子 118
佐藤春洋 130

特別寄稿

寮母のパワー ……機関誌「こもれび」編集委員会 141

海外視察報告

①第三十六回資生堂児童福祉海外研修報告 ……久保祥子 161
②「英国の治療的養育と地域非行対策について
～児童自立支援施設の将来展望を添えて～」……徳永祥子 171

全国児童自立支援施設職員研修会報告

児童自立支援施設の今とこれから ……輿古田 貴之 184

随想

①子どもの自立を思う
～映画「エクレール お菓子放浪記」から見えてきたもの～ 新田 満穂 193

②児童自立支援施設三か所目 ……熊澤 健 196

③退園児童の就労継続支援の仕組みの整備について ……中村 純夫 201

④腐っても鯛 ……吉宮 和穂 205

食育

児童自立支援施設で「食」と向き合う ……加藤 久直 211
北村 一美 211

るぽ

“サポステ”ご存じですか!?
～地域若者サポートステーション事業～ ……富田 幹夫 216

きゅう（外部の声）……218
交友会……229
文献賞（平成二十三年度文献賞）……235
ぷりずむ……237
編集後記……245
会員外の読者の皆様へのお願い……246

巻頭言

二〇一一年三月十一日十四時四六分十八秒。観測史上最大規模マグニチュード九の地震、波高十メートル以上にも及ぶ巨大津波、加えて現在も人々に被害と不安を与え続けているレベル七（チェルノブイリと同じ「深刻な事故」評価）の原子力発電所事故。未曾有の災害に重畳的に襲われた東北地方の人々は、数多の人々の犠牲と深い悲嘆の中からいま、毅然として前を向いて歩み始めておられます。

犠牲者のご冥福とともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

今年七月、厚生労働省の二つの委員会において、「社会的養護の課題と将来像」が取りまとめられました。その理念は、「子どもの最善の利益のために」「社会全体で子どもを育む」。保護者の適切な養育を受けられない子どもを社会の公的責任で保護養育し、子どもが心身ともに健康に育つ基本的な権利を保障する、というものです。このため社会的養護は、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で行われる必要がある、と基本的方向の第一に家庭的養護の推進を謳い、続けて、家族支援、地域支援の充実、そして市町村との連携強化の方向を明示しています。

この背景には、全国の児童相談所が対応した児童虐待の件数（二〇一〇年度速報値）が五五、一五二件

と初めて五万件（調査を開始した一九九〇年度の五〇倍以上）を超えるなど虐待を受けて心に傷を持つ子どもの急激な増加への対応、発達障害等障害のある子どもやＤＶ被害母子への支援など、社会的養護施策が求められている役割・機能の大きな変化に十分対応できていない現状に対する強い危機感が感じられます。

虐待はもちろんそれ自体大きな問題であることに加え、発達障害を持つ子が虐待を受けやすいこと、虐待により発達障害様の障害が現れることがあること、また虐待は親から子へと連鎖する可能性が高いことなど、その広範な影響が憂慮されているところです。

さて、児童虐待と今回の原子力発電所事故。現代社会に対する次のような通奏低音（『生物学的文明論』本川達雄著より）の響きを聴くとき、これら二つの事象は決して無関係ではないだろうと思えてきます。

・・・動物の心拍の時間は体重の１／４乗に比例し、また一生に打つ心拍の回数は十五億回と、動物はそれぞれ自分のサイズに見合う固有の体の時間を持っている。例えば、ゾウの時間はハツカネズミより十八倍ゆっくりと進んでいる。ところが、人間は、与えられた自らの体の時間に関わりなく、経済の効率化を最優先に莫大なエネルギーを使って社会的時間の桁違いの高速化を成し遂げた。「みんな疲れているんです。社会の時間に近づこうとして疲れ果てている。社会の時間と体の時間との間のものすごいギャップをみなが抱えている」。この極端なギャップが、現代人のストレスの大きな原因となっている。・・・・

今回の災害により、これまで日本社会を牽引してきたパラダイムは大幅な見直しを迫られるはずです。

明日を担う子どもたちと、解体・崩壊を続ける家族・地域など人と人の絆を基礎とするコミュニティーを最優先にする社会への転換が是非とも望まれます。そして、災害で強制的にコミュニティーを喪失させられた被災地の復興において、その一つのモデルが示されることを期待したいと思います。

本『非行問題第二一八号』では、「社会的養護の課題と将来像」においても児童自立支援施設の課題の一つとして取り上げられている、「アフターケア」の充実を特集テーマといたしました。各施設の取組状況や実践例を紹介することにより、今後個人レベルから施設全体での取り組みとなり、さらには児童自立支援施設全体の取り組みにレベルアップしていくことを祈念して、取り上げた次第です。

最後になりましたが、本誌発刊にあたりご尽力いただきました鹿児島県立若駒学園の皆様をはじめ各地区協議会代表の編集委員、原稿をお寄せくださいました大勢の皆様方に心から厚くお礼申し上げます。

九州地区児童自立支援施設協議会副会長
長崎県立開成学園長　近　藤　昌　弘

巻頭論文

児童自立支援施設の課題と今後の方向性
～「社会的養護の課題と将来像」を踏まえて～

国立武蔵野学院長　相澤　仁

はじめに

平成二十二年十二月から始まった「タイガーマスク運動」を機に、厚生労働省は児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会を設置し、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とともに社会的養護の推進を図ることになった。

この改革・推進は、段階的に実施していくこととしており、「改革の三段ロケット」と称されている。

第一弾ロケットである「直ちに行った事項」は、

①平成二十三年四月の実施要綱等改正（四月実施）

②里親委託ガイドライン策定（四月実施）

③里親委託率の伸びの大きい自治体の取組事例集の作成・各自治体への提供（五月）

④当面の最低基準（居室の児童人数・児童一人あたりの居室面積・家庭支援専門相談員などの職員配置基準など）改正（六月十七日施行）

などである。

第二弾ロケットである「平成二十三年度に行う事項」は、
①当面の省令改正事項（施設長資格要件、第三者評価義務づけ等）
②施設運営指針の作成（六種別ごと）
③施設運営の手引書等の作成（六種別ごと）
④第三者評価の評価基準等の検討
⑤里親委託推進のフォローアップ　などである。

第三弾ロケット「平成二十四年度以降に行う事項」は、新たな予算措置が必要な改善事項である。社会保障・税一体改革による財源の確保により子ども・子育て新システムの推進とともに、社会的養護の充実を図ることとしている。

これからは、平成二十三年七月、児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめとして公表された「社会的養護の課題と将来像」（以下「報告書」という）の内容の実現を図っていくことになる。

ここでは、その報告書を踏まえ、これからの社会的養護の基本的な方向性や児童自立支援施設の課題と今後の方向性について述べることとする。

なお、「社会的養護の課題と将来像」の内容について理解している方は、第二部から読むことをお勧めする。

第一部　社会的養護の課題と今後の方向性

一．社会的養護の理念

報告書の中で掲げられている社会的養護の理念は、一つは「子どもの最善の利益のために」であり、もう一つは「社会全体で子どもを育む」である。

子どもの最善の利益のために、社会的養護はどのような支援を展開すべきであろうか。

「社会的養護は、子どもの尊厳を重んじ、無差別平等の中で、子どもの生存、発達、自立、自己実現を可能な最大限の範囲において確保するために、子どものニーズに応じて必要な最高水準の環境と支援を最優先して保障していくことに努めなければならない。」と筆者は考えている。

子どもの人格を尊重し権利の行使の主体者として位置づけ、いかなる差別を受けることなく、子どもの生存や発達などを可能な最大限の範囲において確保するために、子どもの課題やニーズを達成・充足できるように、最適な環境の中で最高の支援を最優先して提供していくことに努めることが、子どもの最善の利益のための社会的養護の姿ではないだろうか。このような支援に可能な限り努めることこそ、我々の役割であり、使命である。

次に、社会全体で子どもを育むとは、言うまでもなく、すべての国民によって育てられることを意味している。「すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるように努めなければならない。」（児童福祉法第一条）と規定されおり、すべての国民に、すべての子どもの健全な育成について努力義務が課せられているのである。

また、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負

う。」（同法第二条）と規定されており、公的責任において、健全育成の義務が課せられているのである。

社会的養護は、すべての子ども、特にその家庭環境を奪われた又はとどまることが認められない子どもの健やかな発達や自立にとっての最善の利益を目指した支援を行うとともに、その保護者や家族（親子）及び地域への支援を行う、公的責任によってシステム化された養育環境の総体である。

社会的養護機関及び関係者は、公的責任において、保護者や関係機関および地域社会と連携・協働して、子どもが心身ともに健全に発達・成長する基本的な権利を保障しなければならない責務を負っているのである。

二、社会的養護の基本的な方向性

基本的な方向性について、報告書では次の四つが打ち出されている。

① 家庭的養護の推進

一つ目は家庭的養護の推進である。

社会的養護においては、できる限り家庭的な養育環境の中で、継続的で安定した愛着関係や信頼関係を構築した特定の支援者の下で支援は行われる必要があり、原則として、家庭的養護（里親、ファミリーホーム）を優先させることになった。

また、施設養護（児童養護施設、乳児院等）においても、できる限り家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に切りかえていく方向性を打ち出した。

将来的な施設機能の地域分散化を推進し、日本の社会的養護は、現在、乳児院や児童養護施設で約九割、里親やファミリーホームで約一割であるが、これを、今後、十数年をかけて、

i 概ね三分の一が、里親及びファミリーホーム

ⅱ概ね三分の一が、グループホーム
ⅲ概ね三分の一が、本体施設(児童養護施設は全て小規模ケア)
という姿に変えていく、という方針を打ち出したのである。

② 専門的ケアの充実

二つ目は専門的ケア機能の充実である。

社会的養護対象の子どもの中には、反応性愛着障害、心的外傷後ストレス障害、発達障害などを抱えている子どもが少なくない。適切な支援や心理的なケアを実施するための専門的ケア機能の充実の必要性が指摘されている。担当職員は、子どもが回復していけるよう、専門的な知識や技術の向上を図らなければならない。

また、それぞれの親子関係の再構築支援のために工夫されたプランの創案など、家庭環境調整機能の充実の必要性も示されている。

③ 自立支援の充実

三つ目は自立支援機能の充実である。

社会的養護の下で育った子どもを含めすべての子どもがいかなる差別もなく、社会において個人として生活するための公平なスタートを切ることができ、自立した社会人として生活できるようにすることが重要である。

このため、施設内における自立支援機能はもとより、施設退所後の支援機能（アフターケア）の充実を図り、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育む支援を行うことの必要性が指摘されている。

④ 家族支援、地域支援の充実

四つ目は家族支援・地域支援機能の充実である。

虐待事例の在宅支援ケースにおける保護者・家族支援機能の充実の必要性、親子分離ケースにおける早

期の家庭復帰及び家庭復帰後の虐待再発防止のための保護者・家族支援機能や家庭環境調整機能の充実の必要性が提言されている。

また、施設による里親等を支える地域支援や、ショートステイ等による地域の子育て支援の機能の重要性、あるいは施設は、ソーシャルワーク機能を高め、関係行政機関、教育機関、施設、里親、子育て支援組織、市民団体などと連携しながら、地域の社会的養護の拠点としての役割を担い、虐待の発生予防、早期発見から、施設や里親等による保護、支援、家庭復帰・社会的自立という切れ目のない過程を総合的に支援していく機能の充実を図っていくことの必要性についても示している。

三．児童自立支援施設の課題と将来像

児童自立支援施設（以下「本施設」という）の課題と将来像については、報告書の中で、次のように提言されている。

「⑷児童自立支援施設の課題と将来像

①　児童自立支援施設の役割

・子どもの行動上の問題、特に非行問題を中心に対応する児童自立支援施設は、平成九年の児童福祉法改正により、「教護院」から名称を変更し、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」も対象に加えた。通所、家庭環境の調整、地域支援、アフターケアなどの機能充実を図りつつ、非行ケースへの対応はもとより、他の施設では対応が難しくなったケースの受け皿としての役割を果たしている。

・児童自立支援施設は、職員である実夫婦とその家族が小舎に住み込み、家庭的な生活の中で入所児童に一貫性・継続性のある支援を行うという伝統的な小舎夫婦制や、小舎交代制という支援形態で展開して

きた施設であり、小規模による家庭的なケアを一世紀以上にわたって実践してきた。

・また、専門性を有する職員を配置し、「枠のある生活」を基盤とする中で、子どもの健全で自主的な生活を志向しながら、規則の押しつけではなく、家庭的・福祉的なアプローチによって、個々の子どもの育ちなおしや立ち直り、社会的自立に向けた支援を実施している。

・児童自立支援施設は、少年法に基づく家庭裁判所の保護処分等により入所する場合もあり、これらの役割から、児童福祉法では、都道府県等に児童自立支援施設の設置義務が課せられており、大多数が公立施設となっている。（現在、国立二、都道府県・指定都市立五十四、社会福祉法人立二）

② 専門的機能の充実

・児童自立支援施設では、虐待を受けた経験をもつ子どもが六十六％、発達障害・行為障害等の障害をもつ子どもが三十五％であり、特別なケアが必要なケースが増加している。子どもの抱える問題の複雑さに対応し、個別支援や心理治療的なケアなど、生活を基盤にしたより高度で専門的なケアを提供する機能強化が課題となっている。

・このため、手厚い人員配置を行うとともに、職員の専門性の向上を図る養成研修を充実しながら、運営と支援の質の一層の向上が必要である。

・また、被虐待経験や発達障害等を有する特別なケアが必要な子どもの支援のため、心理療法担当職員を複数配置にしていくことが、今後の課題である。

・家庭的な形態の小舎夫婦制や小舎交替制の維持発展を図るとともに、効果的な個別支援を可能とする個別寮や個別対応室（タイムアウトルームなど）、心理療法を効果的に行える心理療法室、リービングケア時の自活寮など、施設設備面の向上も必要である。

③ 年長児童への対応

・児童自立支援施設の入所児童は、小学生九％、中学生七十四％、中卒・高校生十七％（平成二十一年十

月一日）であり、中卒・高校生に対応していない施設もある。このため、年長の対応の難しい児童の自立支援の機能を充実していく必要がある。

④　学校教育の実施

・平成九年の児童福祉法改正で、児童自立支援施設についても学校教育への就学義務が課され、施設内の分校、分教室の設置等が推進されてきたが、現時点でも施設が学科指導を行う経過措置で対応している施設が残っており、早期の解消が課題である。

⑤　相談、通所、アフターケア機能

・施設が蓄積してきた非行相談等の知見や経験を生かし、地域の子どもの非行や生活について相談援助を実施するため、相談、通所、アフターケア機能などの自立支援機能を充実する必要がある。

・子どもの立ち直りや社会的自立には、保護者や関係者・関係機関の理解と協力が不可欠であり、家族との交流・関係調整などの支援や、地域社会におけるネットワークなどの資源を活用したサポート体制を充実する必要がある。」

この提言に基づき、本施設の課題と今後の対応策について整理してみると、次のようになる。

●虐待を受けた経験や発達障害・行為障害等の障害をもつ子どもなど、特別なケアが必要なケースが増加している。子どもの抱える問題の複雑さに対応し、個別支援や心理治療的なケアなど、より高度で専門的なケアを提供する機能強化が課題である。

●このため、心理療法担当職員の複数配置など手厚い人員配置を行うとともに、職員の専門性の向上を図る養成研修を充実しながら、運営と支援の質の一層の向上が必要である。

●家庭的な形態の小舎夫婦制や小舎交替制の維持発展を図ること。

●効果的な支援・心理的ケアを可能とする個別寮・個別対応室、心理療法室、リービングケア時の自活寮など、施設設備面の向上も必要である。

●年長で対応の難しい児童の自立支援機能の充実が必要である。
●施設内の分校、分教室の設置等、学校教育への就学義務への早期対応を図ること。
●地域の子どもの非行や生活について相談援助などを実施するため、相談、通所、アフターケア機能などの自立支援機能の充実が必要である。
●子どもの立ち直りや社会的自立には、家族との交流・関係調整などの支援や、地域社会におけるネットワークなどの資源を活用したサポート体制の確立が必要である。

四．社会的養護の共通事項の課題と将来像

各施設が共通して取り組むべき課題として、主に次のような具体的な事項が提言された。

① 施設の運営の質の向上

i 施設運営指針の策定

平成二十三年中を目標に、各施設等種別ごとに、運営理念等を示す施設運営指針を策定する。（現在、ワーキングチームによって、指針を作成中であり、本年度中に完成予定）

ii 施設運営の手引書の作成、ケア標準の作成

施設種別ごとに、施設運営の考え方、必要な知識、実践的な技術や知恵などを言語化した手引書を作成。

iii 第三者評価の義務実施、開かれた組織運営

質の向上の取り組みとして、全ての施設に、三年に一回以上の第三者評価の受審と結果の公表を義務づける。

iv アセスメントや支援の方法論の研究と普及

具体的な支援策に関するアセスメントの方法の確立、科学的な評価に基づく支援の方法論の確立、社会的養護の養育や専門的ケアについての継続的な調査研究の推進。

② 施設職員の専門性の向上

ⅰ施設長の資格要件及び研修の義務化

施設長の資格要件を最低基準で定める。原則二年に一回以上の施設長研修の受講を義務づけて、各施設の全国団体が毎年実施する。

ⅱ施設の組織力の向上

直接ケアに当たる職員のチーム単位で、「チーム責任者」を配置し、措置費の俸給格付けを検討する。「一般職員→チーム責任者→基幹的職員→施設長」という組織力・キャリアアップの仕組みにもなる。

ⅲ職員研修の充実

施設類型ごとに、職員研修指針や、職員研修システムをつくり、施設団体が中心となって、実施していく。

③ 親子関係の再構築支援の充実

ⅰ親子関係再構築支援の必要性

親子関係の再構築等の家庭環境の調整は、施設の役割でもあり、児童相談所と連携しながら行う必要がある。

ⅱ施設による親子関係再構築支援

多職種の専門職員によるチームが協力して親子関係再構築支援にあたるよう、体制整備が必要である。

ⅲ児童家庭支援センターによる親子関係再構築支援

児童家庭支援センターは、在宅ケースの児童やその家庭の親の支援や、施設を退所した児童とその

家庭の親支援を行う。

④ 自立支援の充実

ⅰ自立生活能力を高める養育

安心感ある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育み、自分で選択や決定をしながら生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育を行う必要がある。

ⅱ特別育成費、大学等進学支度費、就職支度費の増額

就職のための資格取得や、進学のための学習塾の利用など、特別育成費の充実が必要である。

大学等進学支度費、就職支度費は、大幅に増額する必要がある。

ⅲ措置延長や、自立援助ホームの活用

生活が不安定な場合は、十八歳以降も、必要に応じて二十歳に達するまでの措置延長を活用できる。

自立援助ホームは、児童の自立生活を支援する場として、整備推進が必要である。

ⅳアフターケアの推進

児童養護施設については、自立支援担当職員を置き、自立支援や、退所後のアフターケアを担当させる体制を整備する。退所児童等アフターケア事業の推進、施設退所者等の自助グループを、施設単位や広域単位で育成する。

身元保証人確保対策事業における保証の申込み期間及び連帯保証期間の延長が必要である。

⑤ 子どもの権利擁護

ⅰ子どもの権利擁護の推進

人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

ⅱ子どもの意見をくみ上げる仕組み

子どもの意向や意見を確認し子どもが自らの置かれた状況や今後の支援などについてのわかりやすい説明、「子どもの権利ノート」や苦情解決のしくみの有効活用、当事者（OBも含む）の意見を聞き、施設等の運営改善や施策の推進に反映させていく取組も重要である。

iii被措置児童等虐待の防止

被措置児童等虐待の通報制度や、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に基づき、虐待の防止を徹底する。

職員の意識の向上、風通しのよい開かれた組織運営、子どもの意見をくみ上げる仕組みの推進により、防止を徹底する。

iv子どもの養育の記録

主たる養育者が途中で変わった場合でも、子どものつながりのある健やかな育ち、育てが行われるよう、記録やその引き継ぎの在り方について検討する必要がある。

⑥ 施設類型の在り方と相互連携

i施設類型の在り方について

施設類型の在り方については、従来、施設種別を越えて複数の機能を持つ施設に再編するなどの意見もあったが、現行法でも複数の施設類型の併設が可能である。

ii施設類型間の相互連携等の強化

a児童養護施設で一時的に不安定となった子どもで、短期間、場所を変えてのケアが有効な場合、児童自立支援施設や情緒障害児短期治療施設で一時的にケアし、安定した後に元の施設に戻す、

b児童養護施設や里親委託の子どもが、不安定になったときに、情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設の通所部門を利用する、

c情緒障害児短期施設や児童自立支援施設で対応した子どもが、安定した場合に、より家庭的な環

境を持つ児童養護施設で養護する　など、各施設や里親等が、それぞれの機能を補い合う関係を構築し、連続的な支援のプロセスを確保していく対応が重要である。

性的虐待への対応については、諸外国での性的虐待センターなどの取り組みも参考にしつつ、関係方面とも連携し、子どもの状況に応じて、新たな専門的体制を検討する必要がある。

iii地域における総合的な社会資源の整備

地域での総合的な整備の視点も課題となり、次のような3つの段階により、重層的で体系的な社会的養護の体制整備を進めていくことが必要である。

a児童自立支援施設と情緒障害児短期治療施設は、短期の治療的施設であり、都道府県・指定都市を単位に設置

b児童養護施設や乳児院、母子生活支援施設、児童家庭支援センターは、広域的な地域を単位に設置

cファミリーホームや里親は、市区町村の区域を単位に、複数確保し、社会的養護を必要とする児童が、できるだけ連続性をもった環境の中で養育されるようにする。

iv障害児と社会的養護

被虐待児童など支援を必要とする児童であっても、障害児の施設での専門的な対応が必要な場合は、障害児の施設でケアする。

何らかの障害を持つ児童であっても、社会的養護の施設や里親での対応が可能な場合には、社会的養護の施設や里親での養育が行われる。

⑦　社会的養護の地域化と市町村との連携

i社会的養護の地域化の必要性

親子分離に至らない段階での支援を充実するために、一般的子育て家庭と社会的養護を必要とする

家庭が重なるグレーゾーンへの対策が重要である。
虐待防止の専門知識を持つ専門職員が、市町村が行うこれらの施策と連携し、地域に展開することが必要である。
親子分離をして施設や里親で養育する場合にも、地域の普通の家庭的環境で養育できるよう、グループホームや里親での養育が基本であり、その支援体制の整備が重要である。
地域の様々な民間団体の力も合わせ、地域全体で支援することが重要である。

ii 施設の地域支援機能の体制整備
施設機能を地域分散化し、施設を地域における社会的養護の拠点とし、里親をはじめ、地域における社会的養護の担い手や関係者等が、相互連携して、トータルなプロセスを保障し、子どもを社会の力で支援していく体制を作っていく。

iii 市町村の児童家庭相談や子育て支援施策との連携
施設は、市町村の要保護児童対策地域協議会に参加して、市町村の取組と連携し、地域で専門的な相談指導を充実させていくことが重要である。

iv 児童相談所の機能強化と体制の充実
社会的養護を地域の中で推進していくためには、その中心となる児童相談所の一層の機能強化と体制の充実が必要である。

五. 施設の人員配置の課題と将来像

人員配置については、児童自立支援施設のみ取り上げることとする。
児童自立支援施設の児童自立支援専門員等は、これまでの五：一の配置基準を、三：一の水準とする。

心理的ケアの必要な子どもの増加に伴い、心理療法担当職員を現在の情短施設並みの十：一の配置とすることが、引上げの目標水準として提言された。

児童自立支援専門員・児童生活支援員
五：一　→　三：一
心理療法担当職員
施設に一人　→　十：一

第二部　児童自立支援施設の課題と今後の方向性

ここでは、報告書の内容を踏まえ、現在の児童自立支援施設の現状と課題に触れつつ、今後の方向性について述べることとする。

一．児童自立支援施設の現状と課題

① 入所児童の実態からみた課題

児童養護施設等児童調査結果（平成二十年二月一日現在）である表一被虐待経験の有無及び虐待の種類をみるとわかるように、児童自立支援施設においては、虐待を受けた経験を有する子どもの割合は六十五．九％であった。特に他の児童福祉施設と比較して、突出して多いのが性的虐待であり、入所児童のうち三十二．一％の子どもが性的虐待を受けている。特に性的虐待については、他の虐待に比して、子どもに深刻な精神的な問題や行動上の問題を生じさせるリスクが高く、早急かつ適切なケア・治療が必要である。

また、本調査結果によると、ADHD、アスペルガーといった発達障害などの特別な支援、配慮を必要と

する子どもの割合は三十五.四％（前回二十七.三％）と増加する傾向にある。このような入所児童のニーズに適切に対応することを勘案すれば、報告書での指摘どおり専門的ケア機能の充実は必要不可欠である。

② 社会的養護ニーズからみた課題

他の施設などからのニーズとして挙げられているのは、①と同様、他の施設では支援することが困難な子どもを受け入れ、専門的ケアを行うことである。二つ目は、中学を卒業した年長の子どもの受け入れである。三つ目は、相談・通所機能、一時保護機能、短期支援機能などの拡充である。

③ 子どもの権利擁護からみた課題

ここ数年の間に、施設内における職員からの入所児童に対する被措置児童虐待が数多く報告されている。

④ 支援形態からみた課題

国は、家庭的な養護やグループケアなどの小規模化を推進している。児童自立支援施設においては、伝統的な小舎夫婦制や小舎交代制という支援形態で家庭的なケアを一世紀以上にわたって実践

表１　被虐待経験の有無及び虐待の種類

	総数	虐待経験あり	虐待経験の種類（複数回答）				虐待経験なし	不明
			身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待		
里親委託児	3,611 100.0%	1,138 31.5%	348 30.6%	56 4.9%	764 67.1%	174 15.3%	2,219 61.5%	237 6.6%
養護施設児	31,593 100.0%	16,867 53.4%	6,707 39.8%	664 3.9%	11,159 66.2%	3,440 20.4%	12,902 40.8%	1,752 5.5%
情緒障害児	1,104 100.0%	790 71.6%	478 60.5%	67 8.5%	372 47.1%	254 32.2%	295 26.7%	17 1.5%
自立施設児	1,995 100.0%	1,314 65.9%	782 59.5%	422 32.1%	597 45.4%	276 21.0%	528 26.5%	142 7.1%
乳児院児	3,299 100.0%	1,066 32.3%	335 31.4%	8 0.8%	761 71.4%	98 9.2%	2,091 63.4%	126 3.8%

注）総数には不詳を含む。

してきたが、小舎夫婦制・交替制が漸減している。

⑤　学校教育の実施からみた課題

学校教育への就学義務が課されたことにより、施設内の分校、分教室の設置等が推進されてきたが、未だ施設が学科指導を行う経過措置で対応している施設が残っており、早期の解消が課題となっている。

⑥　施設の公設民営化の課題

平成二十三年度から公設民営化が可能となった。仮に施設の民営化がなされた場合においても、引き続き真に安定した施設運営が担保されなければ、施設としての役割を果たさなくなることを意味している。児童自立支援施設では、他の児童福祉施設や里親等のもとでの養育が困難になった子どもや、地域や学校で行動上の問題などを繰り返し行い不適応状態となった子どもの受け皿としての役割も担っている。実際に、児童養護施設からの措置変更児童の入所も少なくない。

児童自立支援施設は、その歴史の中で、「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童」を対象の中心に据えて、将来犯罪者とならないように、健全な社会人として生活できるように支援することを主たる目的として運営されてきた。児童自立支援施設が本来の機能を果たせなくなり、児童養護施設化を進行させれば、児童福祉施設体系の中で、現在、児童自立支援施設が担ってきた役割は果たせなくなる。

なお、この問題については、非行問題第二一七号の巻頭論文の「公設民営化議論の行方」を参照してもらいたい。

二．児童自立支援施設の今後の方向性

施設は、このような課題を踏まえ、次のような運営・支援面での充実・強化が必要である。

（一）生活環境の整備（生活環境づくり）の強化

① 支援の質の向上を求め続ける生活風土・文化の構築

児童自立支援施設は、これまで先人が築き上げてきた理念や伝統を重んじ、運営されてきた。もちろん、その良き理念や伝統を引き継いでいくことは重要であることは言うまでもない。その理念や伝統を正しく引き継いでいれば、施設内の風土や文化は支援の質の向上を目指して、変革していくものになっているのである。例えば「WITHの精神」に基づいた支援を展開するということは、子どものニーズに対応した共生共育をすることであり、施設の組織変革や職員の自己変革を余儀なくされることを意味しているのである。理念や伝統を正しく受け継いできた施設は、常に発展しつづけるという風土や文化を築いてきたことになる。

このような風土や文化をつくることが、子どもが社会生活を送るに必要なニーズに対応できる生活環境を整備することに結びつくのである。

もし、これが施設の理念や伝統であり、運営や支援のあり方を変えない風土や文化によって運営がなされている施設、いや変えることができない施設があるとすれば、その施設は、子どものニーズに対応した支援を行っているのでなく、子どもに施設や職員のニーズへの対応を強いている施設であるのではなかろうか。

② 専門性のある人材の確保・充実

「福祉は人なり」と言われているように、人的環境として、子どもと楽しみながら生活できるセンスやバランスのある豊かな生活者（ジェネラリスト）としての人間性と謙虚に学び続ける専門性を兼ね備えた人材を確保することは、時代を超えて、最も重要な課題の一つである。

特に、性的虐待を受けている子どもや発達障害のある子どもの増加など最近の子どもの状況を踏まえると、児童自立支援専門員などのケアワーカーの充実はもとより、心理的なケアを行う心理療法担当職員などの充実が急務である。

施設に入所する子どもは、かかわる人の心の根を見抜いてしまうので、少なくとも子どものありのままを純粋に受け入れ、かかわることのできる職員を確保することが必要である。

③　家庭的な支援形態の維持・拡充

子どもは、特定の養育者が共に生活をし、一貫性・継続性のある養育・支援や暖かさやくつろぎのある家庭的な環境の中で、育まれるべきである。

生活を共有化し、家庭的な暮らしを共につくっていく過程を通して、社会生活を営んでいくための基本的な力や自立する力を育成していくのである。

国も家庭的養護を推進しており、そのためにも児童自立支援施設の支援形態も可能な限り家庭的な生活を営むことができる形態小舎夫婦制を、少なくとも小舎交替制を維持・拡充していくことが必要である。

④　支援に適した枠のある生活環境

病気になった人が健康になるための病院にも日課や規則があり、患者が治療効果を高めるために病院内で規則正しい生活を送ることと同様に、入所した子どもは、健やかな自立を支援するために、自然に恵まれた施設内で規則正しいリズミカルで豊かな生活を送ることが必要である。すなわち支援効果が期待できる枠のある生活環境の中で、生活することが重要なのである。

ただし、この枠とは、決して固定的な枠ではない。子どもの状態に応じて柔軟に適合できる枠である。応用のきく枠の中で生活を営むことが求められているのである。家庭の規則等においても、それは一定一律のものではなく、暮らしの中で変化していくものである。規則・きまりだから、例外なくどの子どもにもあてはめて生活することは困難であることは、真に子どものニーズに応じて支援しようと取り組んだ経験のあるものであるならば、自明のことである。

支援に適した枠のある生活環境とは、子どものニーズを充足するために、柔軟に動かしながら整備した生活環境（人的・物的・自然環境など）のことを意味しているのである。これからも、不安定性・不明瞭

性・不確定性を前提にしつつも、子どものニーズに応じた動的なバランスのとれた枠のある生活環境づくりが求められているのである。

⑤　支援を促進する雰囲気づくり

雰囲気は、日常生活において、意識されずに人間に影響を及ぼす機能をもっている。長期間にわたり、その居場所で生活を営んでいると、その居場所の雰囲気を享受してしまい、自分がその雰囲気に影響を受けていることに気付かない内にその影響を受けている。

したがって、施設がつくるべき雰囲気というのは、愛情と理解のある雰囲気づくりである。子どもが「愛され大切にされている」「理解してくれている」と感じられる雰囲気をつくることが必要である。

（二）子どもの権利擁護の強化・充実のための運営・支援

①　四つの権利の確保した運営・支援

子どもの「生きる・育つ・守られる・参加する」という四つの権利を保障するためには、施設組織自体が活力のある運営、成長・発展した運営、役割を果たす運営などを行うこと、あるいは職員自らがモデルとなって健やかに生き、人間として成長・向上し、積極的に支援に取り組むなど四つの権利を遂行し、その責任を果たしていくことが必要である。

参加する権利である子どもの意見表明権についてよく話題になるが、子どもには、自身に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する機会が確保され、その子どもの年齢及び成熟度に従って相応に考慮される権利がある。

まずは、子どもの意見を十分に傾聴しなければならない。その上でどのように対応していくかを検討することになる。子どもの意見が間違っていなければすべてを認めるということではない。対応困難な要求である場合もあろう。あるいは施設として職員として、さらによりよい創造的な解決のしかたがあり、そ

の意見に納得できない場合もあろう。そのような意見の場合には相互に納得いくまで話し合いをすることが大切になる。

施設における子どもへの支援は、子どもを権利の行使の主体者として、その人格を尊重し、相互交流における納得、合意を基本にした支援を中心に展開しなければならない。

「参加する」を英語で言うと、「ｔａｋｅ　ｐａｒｔ　ｉｎ」である。ｐａｒｔとは「役割」という意味であり、すなわち参加するとは「役割を果たす」という意味である。施設で暮らしている子どもや職員それぞれが自分の役割をしっかり果たすということである。

② 子どもの最善な利益のための特別な保護及び支援

一時的または恒久的にその家庭環境を奪われたあるいはとどまることが認められない子どもは、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有している。（子どもの権利条約「第二十条」参照）

したがって、施設は、子どもの最善の利益を考慮して特別な保護及び援助を行わなければならない。

児童自立支援施設に入所する子どもを正規分布曲線の中に位置づけてみると、端に位置する子どもがほとんどである。

正規分布曲線の中央付近に位置する子どもには、マニュアル等を使って支援すれば、一般的な家庭・学校・社会生活を送ることができる。

しかしながら、正規分布曲線の端に位置する児童自立支援施設に入所している子どもは、マニュアル通りにはいかない。その子どもに応じた個別的な創意工夫が必要である。この創意工夫によって一般的な家庭・学校・社会生活を送ることができるようになる。この創意工夫こそが、特別な保護及び援助である。

一般的な家庭生活、学校生活、社会生活を送るためには、その子どもらしさや子どもの状態などに応じて、必要な配慮ある特別な保護及び援助が必要になる。

すなわち、特別な保護及び援助こそが自立支援の専門性である。

その子どもらしく家庭・学校・社会生活を送るために、その子どもに応じた特別な（自身に適した）保護及び援助のしかたを、子ども自身が、身につけていくことが必要になる。

生活習慣病の人は、その症状に応じた配慮あるバランスのとれた健康的な生活を行うことによって、健常者と同様な社会生活を送ることができる。このように、施設入所児童も、行動上の問題などの症状に応じた配慮をしながら、健康な子どもと同等以上なバランスのとれた豊かな経験や規則正しい生活を営むことを確保しなければならない。

一般的な家庭・学校・社会生活を送る中で、子どもにどのように配慮ある支援を提供すれば、社会適応できるのか、それを検討し提供することが重要になる。この提供の過程によって、子どもは自分を発見したり、自己認識を深めたり、自己治癒力を引き出したり、主体的に育ちなおしをしたりしながら、自分に対する特別な保護及び援助のしかたを身につけつつ、適応力などを形成していく。

したがって、より一般的なあたりまえの家庭・学校・社会生活を送ることが必要であり、その中で、個々の子どもに適した特別な保護や援助のあり方を提供していくことが求められているのである。施設生活と社会生活にギャップがあればあるほど子どもは退所後の適応は困難になるのである。

障害者のために段差をなくした住環境が整備されているように、スムーズに社会生活を送れるように、施設での生活環境も社会生活との可能な限り差異のないものを整備すべきである。施設内で良い生活をした子どもが、退所後にすぐに不適応状態になってしまう大きな一つの原因は、施設生活と社会生活との差が著しいからである。

その施設の生活が一般的な生活に近づいているか否かが、その施設の専門性であり、一般的な生活に近づいていることは、個々の子どものニーズに応じたより質の高い特別な保護及び援助ができていることを意味している。

③　被措置児童虐待の予防

児童自立支援施設における子どもへの権利侵害を防止するための取組が、喫緊の課題である

施設内の被措置児童虐待を予防するためには、どのようにしたらよいのであろうか。そのための対応については、前号の非行問題に特別寄稿として「施設内虐待を予防するために」を掲載していただいたので、参照してもらいたい。

（三）専門的ケア機能の強化・充実

① 個々の子どものニーズを充足するための支援の個別化

今日まで、施設は、個々のニーズに応じて特別な保護や援助を行うことよりも、日課や行事を中心にして、グループの集団的な活動によって、すべての子どもに一定の同質的な保護や援助をするというやり方にウエイトを置いた支援を行ってきた。

しかしながら、これからは、一定の同質的な保護や援助のやり方では、困難な状態に陥るリスクの高い、集団生活を送ることができない子どもが増加しており、個々の子どものニーズを充足するための創意工夫された方法を用いて支援を展開することが必要である。

② 特別な配慮した支援を展開するための自立支援計画づくり

そのためにも個々のニーズを充足するために、特別な配慮した支援を展開するための自立支援計画づくりが必要不可欠である。この特別な保護及び援助のあり方（個々の子どもに応じた創意工夫されたあり方）について、分析・検討して策定したプランが自立支援計画である。つまり、この内容こそが、その子どもに身につけて貰いたい自分に対する特別な保護や援助のしかたそのものなのである。

したがって、これからは、このような内容を盛り込んだ自立支援計画を、本人・保護者はもとより児童相談所などの関係機関と協議の上で、策定してもらいたい。

このような計画策定の必要性を認識できない施設や職員は、特別な保護や援助を行うことよりも、一定

の同質的な保護や援助のやり方にウエイトを置いた支援をしている場合が多い。そのために、「基本的生活習慣の確立」や「基礎学力の向上」といった誰にでも当てはまるような抽象的かつ形骸化したプランになりやすいのである。

③　子どもの適応力など強みを活用した支援

施設職員は、子どもの問題性にばかり目がいきがちであり、子どもの強みに着目してこなかった面がある。子どものライフヒストリーの中には、健やかに適応していた時期や場面もあり、あるいは行動上の問題を抑制した時期や場面もあり、その点に着目することが大切である。子どもの不適応行動パターンの発達的な道すじ・過程を理解するとともに、適応行動パターンの発達的な道すじ・過程の理解も重要である。

すなわち、「問題（problem）」を早期に的確に見立てるために、その背景と原因であるケースの持つ「困難さ（Difficulty）」や不適応パターンをできるだけ正しく理解するとともに、問題解決や進行を防ぐために役立つ資源であるケースの持つ「強み（Strength）」や適応パターン・抑制パターンを子ども自身そして養育環境の中に探していくことが必要なのである。

これからは、その子どもの強みなどを伸長・活用して、子どもの健やかな発達・自立を目指して、支援することがより一層求められているのである。

④　個別化を認め合う集団づくり

これまで施設は、子どもの相互交流による影響力や子ども集団の包容力などを活用しながら、良質な集団生活を基盤にしながら、子どもの自立支援を展開してきた。職員の通訳者や解説者としての役割を果たしてくれた子どもも数多く存在した。

ところが、ここ最近では発達障害のある子どもなど、子ども同士で相互に配慮し合いながら人間関係をつくっていくことが苦手な子どもが増加傾向にあり、以前のような子ども集団を活用して子どもの自立支援を展開することは困難になってきている。

これまでは、一定の同質的な保護や援助をするというやり方によって実践を展開していたとしても、多くの子どもがそのやり方に合わせてくれるだけの柔軟性や適応力があったために、このやり方の問題性はそれほど浮き彫りにされてこなかった。しかし今日では、このようなやり方では集団生活が成り立たないような状況を呈し始めているというのが否めない現状であろう。

これから先は、どこの施設においても、より発達に問題を抱え、集団生活が苦手な子どもが増加し、今までのような集団での支援が困難な状態になっていくのではないだろうか。そのような中でも、過去に実績や効果を上げた取り組みや方法など、今までのような一定の同質的な支援のやり方に拘り、変化できないでいる職員がいるとすれば支援の悪循環に陥り疲弊していくに違いなかろう。

どんな病気で入院しても、病院での生活のルールは大枠では一定一律であろうが、その病状によっても、また病気の種類によっても異なってこよう。外科、内科、眼科では、食事制限や行動制限あるいは治療内容・方法には差異が生じるのはあたりまえのことである。

では、施設においてはどうであろうか。大枠においては一定一律であるが、個々の子どもの状態やニーズに応じて差異が生じるのは当然のことである。

筆者が寮舎担当職員をしていた時に、同じ作業場面で、ある一定の期間、ある子どもには一人で最後までやり通す課題に取り組んでもらい、ある子どもには協力し合いながら集団で行わないと達成できない課題に取り組んでもらったのである。そこには、一人の子どもには一人で最後までやり通す統制力をつけてもらうねらいがあり、一人の子どもには協調性や社会性を身につけてもらうねらいがあったからである。個々の課題に応じて支援を提供することこそが当然であり、あたりまえの支援なのである。その違いについて子どもからの苦情の訴えがあれば、子どもにわかりやすく丁寧に説明し、納得してもらうことが大切である。

筆者の実践からも言えることであるが、このような個別化した支援による生活を展開し続けていると、

やがて、それぞれの子どものニーズに合った個別化された支援を、子ども集団は、相互に受け入れ認め合うようになるのである。これからは、このような個別化を認め合う集団をつくっていくことが必要になっていく。

⑤　個々の子どもの良さ・強みを認め合う集団づくり（相互に補い合い・ほめ合う集団づくり）

子どもの問題性の改善にばかりウエイトを置くのではなく、子どもの良さや強みを伸ばすためには、子ども集団を活用することが有効である。思春期の子どもは、職員との関係もさることながら、子ども間の影響力の方がはるかに大きい。職員に認められるよりも他の子どもに認められた方が、子どもの自己肯定感はより育まれる。

したがって、職員はほめることのできる場面を見つけたらすかさずほめるような支援を継続的に行い、子ども同士でも相互にほめ合う集団をつくることが大切である。

それとともに、子どもの良さや強みを活用した取り組みを日常生活の中に盛り込み、他の子どもから賞賛を得られるような機会を確保することも必要である。例えば料理の得意な子どもがいれば、寮炊事の時に得意料理を作ってもらい、子どもが認めてもらえることの経験によって、さらに自信を強化し、精神的安定を図ることになる。

このように子ども集団生活の場が、個々の子どもの良さや強みが発揮できる居場所となることが、集団の安定に結びつき、個々の子どもの自立を促進するのである。

⑥　個々のニーズに対応した創意工夫された総合的な心理的ケア・治療

心理的な問題や行動上の問題などを重複して抱えている子どもが数多く入所している。

心理・行動上の問題を抱えている子どもの改善・回復を図り、自立を可能にするための心理的ケアの方法として、カウンセリング、生活場面面接、認知行動療法といったいろいろな方法がある。

しかしながら、前述したように、作成されている心理治療プログラムをそのまま使用したとしても効果

はあまり期待できない。例えば、多くの施設で使用している性加害治療プログラムであっても例外ではない。個々の子どもの状態に応じて、プログラムを再編成し直すことが必要なのである。

また、子どものニーズに応じて、いくつかの有効な方法を柔軟に組み合わせて応用的に活用するなど、創意工夫した総合的な心理的ケアを行うことが求められている。

このような子どもにニーズを対応した創意工夫された総合的な心理的ケア・治療によって、効果を得ることが期待できる。

したがって、これからは、研究者などを含め、関係機関と連携・協働しながら、個々の子どもに適した総合的なケア・治療のあり方について検討し、提供していくことが必要なのである。

（四）自立支援機能の充実・強化

① 通所・相談機能の充実・強化

児童自立支援施設には、地域住民への相談援助の努力義務が課せられている。施設は、これまで蓄積してきた非行臨床の知見や経験を生かし、地域の子どもの行動上の問題などについて相談援助を実施し、社会的ニーズに対応していくことが求められている。

そのため、具体的には、利用したい地域住民の心情や利便性を考慮すれば、施設との連携が可能な場所に児童家庭支援センターなどを設置して、相談援助を行うことが現実的であろう。

また、通所支援機能の充実・強化を図っていくためには、入所措置から通所措置に変更して、リービングケアとして、復帰した家庭から一定期間施設に子どもを通所させて、家庭環境調整や地域支援システムづくりなどを行いながら、スモールステップによる家庭生活や社会生活へのスムーズな移行を図るような取り組みなどを実施していくことも必要である。

また、児童養護施設に措置変更した子どもなどについても、二重措置によって、一定期間施設での通所

支援を行うような取り組みも求められている。

② 一時保護機能の充実・強化

一時保護については、入所を前提としたケースなどについては受けてきた実績があるものの、積極的には受けてこなかった。

児童養護施設で一時的に不安定となった子どもで、短期間、場所を変えてケアすることが有効な場合には、児童自立支援施設で一時的にケアし、安定した後に元の施設に戻すといった取り組みへの要望がある。これについて適切に対応するためには、十分な検討が必要である。対象となる子ども等の要件を明確にするとともに、一時保護を行うことによって、その子どもの二次被害や入所している子どもがマイナスの影響を受けないように設備の整備、あるいは日課やカリキュラムを工夫するなど施設運営に支障のない範囲での受け入れについて、十分に考慮して実施していくことが必要である。

まずは、モデル的に実施して検証し、その上で設備整備など必要な受け入れ準備を行い、本格的に実施していくといった段階を踏みつつ推進していくことが必要である。

③ 年長児童のための自立支援機能の充実・強化

年長児童を受け入れるためには、その子どもを支援するための機能を充実していく必要がある。

施設の中には、定時制高校進学を勧めている施設、年長児寮を設置して幅広い支援を実施している施設、提携型グループホームと連携して支援を行っている施設など、参考となる取り組みをしている施設もある。

今後、年長児童のニーズに応じた支援を展開するためには、子どもの進路希望などそのニーズを踏まえた支援するためのカリキュラムを作成し、それに基づいて実施していくための設備や人材の確保あるいは社会資源の活用など、総合的な自立支援機能の拡充を図っていくことが求められている。

④ アフターケア機能の充実・強化

アフターケアは、入所時の段階から退所後の子どもの社会復帰後の生活を見通した上で、子どもが地域

社会で居場所を確保し安定した生活ができるようになるまで継続的な支援ができる支援システムの構築などを検討し、計画を策定することが必要である。策定された計画のもとに各関係者の役割分担を明確化し、関係者間で情報を共有しつつ各自がその役割を遂行していかなければならない。アフターケアを効果的に行うためには、役割の明確化、情報の共有化、役割の遂行状況の確認などを行うことが重要である。

施設退所後のアフターケアについて、施設は、児童相談所、学校、市町村、要保護児童対策地域協議会などの関係機関はもとより、当事者団体などとも連携・協働して実施していくことになる。

しかしながら、施設はもちろんのこと、各関係機関とも人的資源が乏しく有効に機能していないのが現状である。例えば、市町村は、役割として、施設退所後の子どもの支援と見守り及び家族の問題の軽減化を担っている。しかしながら、実際にその子ども・家族の支援などを行う人的資源が乏しく、手が届いていないのが実情である。したがって、アフターケアを行ってくれる人的資源の拡充を図る必要がある。

アフターケア機能の充実・強化を図るためにも、自立支援担当職員は児童養護施設のみならず、児童自立支援施設にも配置されるべきである。そのような人材を確保し、具体的には二四時間三六五日いついかなる時にでも、相談したい時に相談ができるような体制を整備することが子どものニーズに応えることになるのではないのか。

（五）学校教育の早期実施及び連携・協働

全国の児童自立支援施設における実施状況は、平成二十二年五月現在で十五施設が未実施である。導入・実施を妨げている大きな原因の一つが地方公共団体（市町村）における教員（人件費）の確保である。

それを解決するためには施設の学習指導担当職員を教育委員会から非常勤講師として委嘱を受けて学校教育を行うことが可能になれば教員の確保がしやすくなる。平成十三年六月の「児童自立支援施設に入所中の児童に対する学校教育の実施について」の通知により、国家公務員における兼職は可能である。した

がって、現在、国立児童自立支援施設においては、教員資格を有している教官が教育委員会より非常勤講師の委嘱を受けて学校教育を行っている。

施設内に設置された分校・分教室などにおいて入所児童のニーズにあった教育（学習指導）を展開するには、生活指導等により子どもの状態を熟知した施設職員と教員との連携・協働が必要であり、対象児童の特性などに配慮した教職員の適正な配置や施設職員の参加など児童自立支援施設にあった学校教育実施が遂行できるように、関東児童自立支援施設協議会では、施設内に併設された学校間及び学校と施設との連絡会議を開催し協議している。また、本院においては、本年度公開授業を開催して、施設内での学校教育のあり方について検討した。

学校教育が導入・実施されてから十年以上経過しており、各施設内の学校教育において蓄積されてきた良い実践を収集して、相互に提供し活用・発展させていくという取り組みなどを行っていくべき時期にきているのではないのか。

（六）施設の将来構想　―総合センター化―

児童自立支援施設の将来構想について、児童自立支援施設のあり方に関する専門委員会報告書において「将来的には、各施設に少年非行全般への対応が可能となるセンター機能を設け、非行などの行動上の問題のある子ども、支援の難しい子ども等に対して総合的な対応ができるセンター施設として運営していくことが望まれる。」と提言されている。児童自立支援施設がこのような総合的な機能をもった施設を目指すのであれば、他の児童福祉施設と連携・協働が図れるようなネットワークやシステムを構築していくことも必要になってくる。里親や児童福祉施設など社会的養護全体の機能の充実・強化を図るため、他の施設では対応が難しくなったケースに対応できる高度専門的な役割を果たすとともに、これまで施設の機能強化について言及してきたように、他の施設や里親で不適応状態になった子どもに対する通所による相談・支援ある

いは一時保護的な利用によるサポートを行うといった機能の充実・強化を図ることが求められている。

おわりに

ここまで、児童自立支援施設の課題と今後の方向性について「社会的養護の課題と将来像」を踏まえながら述べてきた。報告書においても「この社会的養護の課題と将来像のとりまとめは、これまでの議論の積み重ねを踏まえつつ、短期集中の検討を行いとりまとめたものであり、とりあげられなかった論点については、引き続き検討し、更なる向上を図っていく。」と言及されているように、ここで取り上げた課題や方向性についてもすべて網羅して述べているわけではない。述べている内容が稚拙であることはもとより、取り上げられなかった内容もあり、十分とはいえない。取り上げられなかった内容については今後の課題としたい。

報告書の最後は「社会的養護を必要とする子どもたちが、その権利を護られ、希望や自信、信頼感をもって健やかに育つことができるよう、また、社会的養護の下で育った子どもたちが、できる限り一般家庭の子どもと公平なスタートラインに立って社会に自立していけるよう、これらを支援していく社会的養護の充実を図っていく必要がある。」と締めくくられている。

入所した子どもが一般家庭の子どもと公平なスタートラインに立って社会に自立していけるように、これからの施設は、施設生活と家庭・社会生活とのギャップを可能な限りなくし、より一般的で良質なあたりまえの家庭的な生活や学校生活などを営む中で、一人ひとりの子どもの生存・発達・自立・自己実現などのニーズを充足する創意工夫された支援に努めることが求められているのである。

特集

「退所に向けた支援とアフターケアのあり方について」

～保護者・関係機関・地域との連携を通して～

◎特集テーマの選定にあたって

西嶋嘉彦

改めて触れるまでもないが、児童自立支援施設は百年以上の実践の歴史を持つ児童福祉施設です。

中学生を中心とした十代の子どもたちが、全国五十八の施設で生活し、例年の退所児童の在籍期間は、大半が一年～一年半になっています。

つまり、児童福祉の対象年齢0歳～18歳の、特に十代前半に施設生活を過ごし、地域・学校・家庭に巣立っていきます。

しかし、児童自立支援施設の入所児童は、その生育途上において、自身の育ちの確保、大人からの育ての保障が十分になされていたとは思えません。

むしろ、「安心・安全な生活空間」や「親をはじめとする大人から大切にされる」ことに、長期間の不在状態にあることを余儀なくされてきた子どもたちです。

その彼らに、施設生活一年半という在籍期間で、社会生活の知識や自己コントロール力をつけることは

不可能に近いでしょう。

施設職員には、子どもたち一人ひとりが社会人として、自分自身の可能性と限界を認知し、その心身が安定する修復力を身につけ、実際に社会内に生活を置いて、体験を積み重ねながら社会自立を獲得していく過程を、計画的に時間展望も持って見守る支援・援助が課せられています。

人は、「一人で生まれて、一人死んでいく」といわれていますが、生きている途上で「心配や不安を弱めたり、安心を与えてくれる他人」＝意味ある第三者との関わりなくして生きていけないのも事実です。

まして、不充足かつ未熟な生育をたどった入所児童たちにとっては、過去をふり返り、自分と対峙し、現実を認識して将来につながる『生きる意欲』を持つ事が必要で、そのためには、大人の援助が欠かせません。

非行問題二一八号では、『退所に向けた支援とアフターケアのあり方について』を特集として取り上げました。

「多様な課題や問題を持った子どもや家族が、生活しやすい環境とはどのようなものか」従来の、制度としてのアフターケアを検証しつつ、家族に届く生身のリービングケア・アフターケアについて今一度考えてみたいと思います。

全国の施設での取り組みを紹介していますが、その根底に流れているのは、支援者の視点から、従来「受ける側」とされてきた子どもや家族を中心にした、彼らが社会で生活しやすいように、地域・学校・職場・家庭で困らないために、「施設は、職員は何をすべきか、何が必要か」に、被支援者（児童・家族）の視点を加味した施設研鑽から始めています。被支援者の視点に立つと、以下の要素が見えてくると思います。

（1）ケアの一貫性

我々は、アドミッションケア、インケア、リービングケア、アフターケアと区分していますが、当事者の児童・家族にとっては「生きる」という、過去から現在そして未来と繋がる人生であり、施設入・退所が区切りでない連続したものです。

「施設で指導しているからインケア、退所すればアフターケア」とは、施設や職員の目線以外の何者でもありません。

社会や対象者からは、施設生活を中心にした取組から、過去の振り返り、将来展望に基づいた対象者を軸にした「生きやすい生活環境と人的環境の調整」への援助・支援の広がりを求められているのではないでしょうか。

つまり、子どもたちは、いつの時も「生」の進行形の中にあります。

今、ここに「生NG」の彼らに、我々が手を差し伸べるのは、「イン」とか「リービング」や「アフター」の区分でなく、その子どもに寄り添った『不変の支援』の提供でなければ効力をなさないでしょう。

その支援に濃淡・強弱・深浅があっても、彼らが生きている時間や、生活空間で出会った大人たちが、そのケアをバトンタッチしていくのではなく、ケアの一つひとつが、支援者の一人ひとりが、子どもの生きる過程に、幾重にも積み重なってこそ大きな力を発揮する、正にミルフィーユのごときケアであるべきだと思います。

（2）SST＋3H

援助・支援の方法としてソーシャルスキルトレーニングが取り入れられています。

しかし、知識があっても社会生活に適応できる智恵が伴わないとバランスが崩れるように、健全な社会生活を維持するためには誰しも他者の力が不可欠要素となり、そのためには、他者の認知を基盤に、困っ

た時は「聞く（Hear）」「助けを求める（Help）と「力を貸してくれる人（Human）」がある、という対人関係スキルの3Hを特に加えたいと思います。

（3）WITHの精神

また、児童自立支援事業を支えてきた主軸に「WITHの精神」がありますが、本来、「職員が子どもと暮らしをはじめ、学習、作業、情緒に至るまでいつも子どもと共にある」と理解されていますが、虐待体験を始め彼らの幼少時からの不遇を顧みると、右記に加えて子ども達の「WITHの叫び」が聞こえてきます。

つまり、W…わ（WA）たしを
I…い（I）つも
T…た（TA）いせつにしてくれる
H…ひ（HI）とがいる

我々には、社会の変動、施設養護の変化、対象児童の課題等のニーズに対応する、広く・深くそして中・長期的な援助・支援が、今後ますます求められ、それに応えていく使命を担っていることを改めて自覚しましょう。

特集①

「さわらび学園における退所に向けた支援及び事後指導（アフターケア）の取り組みについて」

～ 現状と課題　繋げるということ ～

宮城県さわらび学園　技術主査（家庭支援担当）　加藤亮太

はじめに

平成二十三年三月十一日の震災の際には、多くの方々からの励ましのメッセージやご支援をいただきました。この場をお借りして心より感謝し、お礼を申し上げます。ありがとうございました。自宅に大きな被害を受けた保護者や職員もおりましたが、お陰さまをもちまして児童・保護者・職員とも無事で子どもたちも元気に過ごしています。

当学園でもグラウンドに大きな亀裂が入り、しばらくは電気、ガス、水道等のライフラインも止まる等、しばらく不自由な生活を送りましたが、児童、職員が協力しなければ日常生活が送れない中で、子ども同士や職員との結びつきが強くなった気がしています。また、日常の生活が当たり前ではなく、多くの支えの中にあることを改めて実感しました。復興にはまだまだ長い時間がかかると思いますが、これからも子ども達と協力しながら、出来ることから着実に実行していきたいと考えています。

Ⅰ　さわらび学園の取り組み（背景）

本稿では、当学園における退園を控えた児童及び退園後の事後指導について最近の取り組み状況についてお知らせするものです。まだまだ検討の余地があると思いますので読者の皆様のご意見をいただければ幸いです。

当学園では平成十八年度に施設内における児童間暴力が発覚し、その後も寮内の児童集団が著しく不安定になり、児童間、対職員暴力が頻発し、その収拾に一年という期間を要しました。これらの状況を検証するため、平成十九年度に保健福祉部に「あり方検討会」が設置され、検討の結果、以下十四項目の提言がなされました。①倫理綱領の作成、②ケース検討会及び研修会の開催（児相との連携強化、いじめ、被虐待への職員の理解）、③ボランティアの活用方策等の検討、④安全委員会の設置及びその検討、⑤職員の意識改革、⑥児童との信頼関係の構築、⑦宿日直補助職員の各寮配置、⑧夜間見廻りの工夫、⑨常夜灯の設置、⑩児童居室定員の減員、⑪心理療法担当職員の専任配置、⑫会議の定例実施と職員の情報共有の徹底、⑬職員へのスーパーバイズ体制とメンタルサポートの徹底、⑭職員支援を考慮した苦情処理体制の見直し。当学園では「あり方検討会」での提言を基に①施設全体、職員が団結して行うシステムであること（オールさわらび）、②透明性、客観性を重視したシステムであること、③児童・職員ともに、暴力は許さないという断固とした姿勢であること、④入所児童の成長を引き出す・支援するシステムであることをキーワードに平成二十年七月に「宮城県さわらび学園再建委員会」を設置し、提言に基づき運営の改善に当たってきました。

平成二十一年度には、さわらび学園倫理綱領、入所児童倫理綱領を制定（平成二十一年四月一日制定）し、また、これまで様々な規定があったものの、根幹的な学園の管理運営を取り決めた規定がなかったため、新たに「管理運営要綱」を制定しました（平成二十一年十二月一日施行）。

その中で入所児童に対する処遇全般についての検討、点検を行うため「生活指導委員会」を設置することとし、園内での児童の諸問題、非行問題、児童の不適応の改善、頑張っている児童への応援等を行うこととしました。更に児童間や対職員暴力等重大な案件への対応には、外部委員をメンバーとして加えて児童の意向や職員の対応の検討を行った上で学園長に助言する「安全部会」を設置しました。この部会のメンバーは外部有識者、児童相談所職員、生活指導委員会委員二名で構成し、「生活指導委員会」の内部機関とし、非常時に緊急で開催することとしています。このことにより、暴力案件における当該児童の処遇検討には外部委員を加えて行うこととなり、他の日常的な生活不適応等については、学園内でスピーディに対応することができるようにしました。

一方では、外部委員による監視機関として「自立支援向上委員」を位置づけ、半期ごとの児童処遇について説明を行っていくこととしました。自立支援向上委員には、年二回ほど児童処遇に関する学園で行ったことの報告を行い、また従前から行っていた児童と寮ごとの懇談等も継続して行っています。これらにより、組織としての取り組みを明確にするとともに職員が一致団結して事に対応する体制をつくり、児童処遇の透明性が確保されることになりました。また、平成二十一年度には、「いじめ・悩み・要望アンケート」（平成二十一年七月）、「いじめグループワーク（月一回）」（平成二十一年九月）が実施されました。平成二十一年四月一日から心理担当が専任配置となり、「いじめグループワーク」は心理担当が中心になってすすめています。

平成二十二年度には、退園した高校進学児童の大半が短期間で退学していく現実等が明らかになり、これまでの児童処遇の見直しを行い、「児童自立支援プログラム」の検討がなされました（平成二十二年十二月一日施行）。「児童自立支援プログラム」（表一）では、入所後三か月を重視し、児童と職員の関係性、定着を図り、退園前三か月を目途にリービングケアを行うことを明確にしました。また、「応援会議（児童の努力を評価し、自己肯定感を高め、保護者や関係機関と共通認識を図るもの）」や「六者協議（児童、

表１　児童自立支援プログラム

＜平成23年7月1日＞
宮城県さわらび学園

＊普通の児童が、再非行に走らず健全な社会生活を営んでいけるように援助する。「学園でできることは、社会に出てからもできる。学園でできないことは、社会に出てからもできない」

援助過程	インケア			リービングケア	アフターケア
	初期（自己の課題整理）	中期（非行性の解消）		後期（社会性・基本的習慣の確立）中期（非行性の解消）	地域生活定着期
	児童の内面整理 ⇒ 対人信頼感、自己肯定感の回復、社会規範の育成 ⇒ 社会性、基本的生活習慣の確立 ⇒ 自立（地域生活）目標の設定				自立（地域生活）の定着
標準援助（在園）期間	0～3ヶ月	3～12ヶ月		12～15ヶ月	15～27ヶ月
児童の自立目標（児童自立達成水準）	施設の生活に慣れる	自分を出す／正常な対人関係を保つ／自信と目標を持ち生活する／社会性の確立		地域で常態の生活ができる	地域での常態の生活を維持する
	○生活日課を覚える ○子ども同士・職員との人間関係をつくる ○学園の環境と生活に慣れ、学園で安心して生活できる	○自分のとった行動の善悪が判断できる ○明るく大きな声であいさつできる ○自分の役割（係）を理解し、自主的に行うことができる ○誰とでも、和やかに丁寧な言葉づかいで会話できる	○ルールを守った生活が出来る ○寮の一員として責任を持った行動が出来る ○親子できちんと話せる（親子関係改善） ○原籍校等との良好な関係を持つことができる	○逸脱行動があっても相談できる ○進路が決定し、実現に向け努力することができる ○将来に向けた生活目標を設定できる	○逸脱行動（非行）のない生活ができる ○家庭・学校・職場で、常態の生活ができる
個別目標の設定	・学園での生活目標の設定	・話したい地域生活目標の設定/自己課題解決目標の設定・評価		・自分の将来像の設定	・自己の生活目標の修正（現実対応）
評価方法	・自立支援効果票（職員との自己評価） ・ASEBA＊（心理職）	・自立支援効果票（職員との自己評価）	・自立支援効果票（職員との自己評価）	・自立支援効果票（職員との自己評価） ・ASEBA＊（心理職）	・話問、面接等による評価 ・課題の再認識
分教室の支援	・学力の把握	・基礎学力の定着	・基礎学力の定着 ・学習意欲の向上	・進路（復学、進学、就職）準備	・原籍校、進学・就職先との連携
処遇の内容	○児童の課題整理 ・非行事実の確認 ・入所事由（課題）の確認 ・家族への想い、将来の希望 ○家族の課題整理 ・入所事由の確認（非行事実、児相の説明） ・問題行動の背景（児童の問題、家族の問題） ○応援会議（入所後1ヶ月） ・児童、保護者への勧まし、課題の再確認 ○六者（児童、保護者、原籍、児相、学園、分教）同席し児童に「課題と見通し」を説明 ○自立支援計画の策定（3ヶ月目の初回カンファ）	○児童の課題改善 ・寮生活で指導（GW、課題整理プログラム） ・作業指導、スポーツ、学習 ・分教室 ○家族の課題改善 ・毎月の面会（状況説明） ・家族課題の確認 ○応援会議 ・課題への取り組み評価、励まし ○児相との連携 ・状況報告書（協力依頼） ○自立支援計画表の見直し（6ヶ月目） ＊課題整理プログラムは、児童の課題の再確認等を目的とした個別指導	○児童の課題改善 ・寮生活で指導（GWなど） ・課題整理プログラム（退園に向けた課題整理：2～3日の個別指導） ・3ヶ月毎のカンファレンスで評価、検討 ・分教～原籍校との情報交換 ○家族の課題改善 ・毎月の面会（指導状況説明） ・一時帰省 ○応援会議 ・課題への取り組み評価、励まし ○児相との連携 ・進路（退園）検討 ○自立支援計画表の見直し（9ヶ月目） ＊課題整理プログラムは、児童の課題の再確認等を目的とした個別指導	○児童の課題改善 ・退園アンケート（振り返り） ○退園準備（家族支援担当） ・退園後の生活設計（携帯等） ・自己課題対応SST ○家族の課題改善 ・家族課題の確認 ・親子関係の確認（ゲストハウス） ・一時帰省（親子関係、地域関係確認） ○応援会議（親子） ・成長、変化の評価、将来目標への励まし ○児相との連携 ・六者（児童、保護者、原籍校、児相、学園、分教）会議を行い、家庭復帰の準備を行う ・地域連携（家対協） ○自立支援計画表の見直し（12ヶ月目）	○事後指導（家族支援担当） ・定期連絡 ・家庭（学校）訪問 ・ショートステイ等 ○児童の課題改善 ・原籍校との連携
心理学的アプローチ	○医学的、心理学的所見の確認 ○児童の課題、非行事実確認等 ○支援計画票作成、課題整理の助言等	○支援計画票作成助言等 ○心理学的個別・集団プログラムの実施 ○状況報告書への医学的、心理学的所見記入	○支援計画票作成助言等 ○心理学的個別・集団プログラムの実施 ○状況報告書への医学的、心理学的所見記入	○支援計画票作成助言等 ○心理学的個別・集団プログラムの実施 ○状況報告書への医学的、心理学的所見記入	
逸脱行動への対応	○寮長判断による各種制限を伴う個別指導 ○生活指導委員会での各種制限（登校制限を含む）を伴う個別指導、懲戒処分による外出・帰省等の制限 ○安全巡会による調査、助言等 ○逸脱行動の場合は、家庭、児相等への連絡				○関係機関との連携 ○再入園（入所又は通所）
主要業務	○「児童自立支援計画」の作成（具体的支援目標及び方法等） ○家庭環境調査（家庭訪問） ○応援会議（児童、保護者） ○６者協議（処遇の見通し説明）	○「児童自立支援計画」の見直し（再評価） ○応援会議（児童、保護者）	○「児童自立支援計画」の見直し（再評価）、退所時期の検討 ○交入れ調査（家庭・学校等） ○応援会議（児童、保護者）	○退所時期の確定 ○進路決定（分教室と連携） ○６者協議（処遇の見通し説明） ○アフターケア計画票作成	○児相、地域、学園による役割分担

（摘要）自立目標は、個別自立支援計画において、個々の児童の状況に応じて、段階的に到達目標を設定する。なお、当プログラムは通所児童にも適用する。

保護者、関係機関と処遇の評価を確認し、今後の課題について共通認識を図るもの)」、「個別指導(入所後六か月ぐらいを目途に集団から離れゲストハウスを活用し、担当職員と自己の課題に向き合う時間を作る)」等新しい取り組みも行うことになりました。

平成二十二年四月一日には入所児童の家族調整及び事後指導(アフターケア以下事後指導)の充実を図るため、家族支援担当が専任で配置されることとなり、「児童自立支援プログラム」の中で、その役割が位置づけられました。

平成二十三年度は、年長児の増加や入所に伴い、高校通学児童のルールの見直しや、年長児のプログラムの検討をしているところです。今後も、児童自立支援施設に求められている役割を意識しながら、改善を図っていかなければならないと思っています。

Ⅱ　家族支援担当の取り組み

一　一年目の取り組み

私は、平成十八年度に児童相談所から当学園に配属となりました。当初は児童集団が不安定になっていくなかで、自分が何をなすべきかということも分からず、日々起きる問題行動に振り回されながら、周りの職員に頼りっぱなしで、何もできないまま過ごしていました。その後の新しい取り組み等により、少しずつ児童集団が安定していく中で、最初の二年は男子寮、三年目は女子寮で勤務しました。平成二十二年四月に家族支援担当が新たに配置されることとなり、家族支援担当として二年目を迎えています。

事後指導については、これまでも規定の中で①退所後おおむね一年以内の児童を対象に、就労・通学状況、対人関係の調整、生活指導等を実施する、②退所児童については退園生事後指導記録を作成し、電話

相談、家庭訪問、ショートステイなど必要な支援を行うものとする、となっていました。しかしながら、これまで事後指導に当たっては寮長及び担当職員がその役割を担っており、入所児童の処遇も行いながら計画的な事後指導を行うことは実際には困難で、電話での対応や時間外での家庭訪問等、職員の負担も多く、十分な支援体制が整っていませんでした。結果として、退園後の児童の状況が把握できないということがありました。

児童の自立を支援する施設として、入所中の処遇が退園後にどのように繋がっているのかを評価・検討するに当たって、退園児童の状況を把握することはとても重要なことだと思います。私自身はまず、事後指導についてきちんと状況を把握することを念頭に上司のスーパーバイズを適宜受けながら、家庭訪問や職場、学校訪問等、直接現場に赴くことやスピードを意識しながら取り組むことにしました。一年目は、ほぼ事後指導が中心となり、次々に起こる退園児童の問題行動等の対応に追われていたというのが実感です。一年目の活動を通して、今まで漠然としていた退園児童がどのようにつまずいていくのかということが、今までより明確になってきました。

平成二十二年度の事後指導の結果を（表二）にまとめました。平成二十二年度については、事後指導対象児童が十七人で各児童の退園時の状況、平成二十三年三月三十一日現在の状況（一部五月までの状況含む）をみると、まず高校通学、就労（アルバイト含む）については、高校に進学し退園した児童及び原籍中学校に戻り高校進学した児童八人のうち六人が一年以内に退学・休学となっています。中には退園して一か月も満たないうちに学校で問題行動を起こし、退学になった児童もいました。また、就労・アルバイトを継続し退園した児童三人については、うち二人とも退園して二か月の間に解雇となりました。他一名もその後、解雇となっています。また、退園後、再入所や別な施設（少年院を含む）に入所となった児童が八人おり、うち四人が再入所（うち一人はその後、児童養護施設へ措置変更となる）、国立児童自立支援施設入所が一人、情緒障害児短期治療施設への入所が一人、少年院への入所が一人となっています。

表２　平成22年度退園生事後指導実施結果について

平成23年５月31日現在

No	児童名(退園年月日)	児相	退園時の状況	平成23年３月31日現在の状況	備　考
1	16歳女児 (H21.7.17)	市	家庭復帰 専門学校	学校退学 1人暮らし	一時保護(H22.3月)
2	12歳女児 (H21.8.22)	中央	家庭復帰 原籍復学	施設入所(H21.10月) 情緒障害児短期治療施設	ショートステイ 9/19～9/21
3	16歳男児 (H21.8.27)	市	措置変更 児童養護施設	再入園(H22.4.14)	
4	15歳男児 (H22.3.26)	市	家庭復帰 高校進学	高校退学(４月) 就労(建築関係)	
5	15歳女児 (H22.3.26)	市	措置変更 情緒障害児短期治療施設	入所継続 高校進学	
6	15歳女児 (H22.3.31)	市	家庭復帰 高校進学	高校退学 東京在住	デイサービス実施 H23.5.29
7	15歳女児 (H22.4.6)	北部	家庭復帰（実父宅） 高校進学	高校退学(３月) 彼氏と九州で生活	H22年７月実父宅から実母宅へ
8	15歳男児 (H22.4.8)	市	家庭復帰 高校進学	高校休学	H23.4月転居
9	15歳女児 (H22.5.7)	市	家庭復帰 高校進学	フレックスから通信制へ(H22.10.1～) ※一度もレポート提出なし	ショートステイ H22.9/7～9/27
10	11歳男児 (H22.5.12)	市	家庭復帰 原籍復学	再入園(H22.12.2)	ショートステイ H22.6/26～6/27
11	15歳女児 (H22.7.29)	北部	家庭復帰 原籍復学	再入園(H22.11.9)	一時保護(H22.9.24 9.28退所時、逃走再一時保護) ※H23年4.14措置変更 児童養護施設
12	15歳男児 (H22.8.24)	中央	家庭復帰 原籍復学	高校合格	ショートステイ
13	14歳女児 (H22.8.22)	市	家庭復帰 原籍復額	施設入所(H23.4.7) 国立児童自立支援施設	H22.9月末から家出 H23.1.20確保一時保護
14	16歳女児 (H23.1.31)	市	家庭復帰 アルバイト	アルバイト解雇(3月)	
15	15歳男児 (H23.2.4)	市	家庭復帰 就労	解雇(３月) 家出(H23.3月捜策願)	※H23年5月逮捕 その後少年院入所となる
16	15歳男児 (H23.3.4)	中央	家庭復帰 進学	在宅継続	
17	15歳女児 (H23.3.31)	北部	家庭復帰 アルバイト	アルバイト継続	※H23年5月再入所

内容（事後指導対象児童17名中）

①施設入所及び再入園　　７名のうち　再入園４名・「情緒障害児短期治療施設」　１名
　　・「国立児童自立支援施設」　１名・「少年院」１名

②措置変更　　２名（うち１名は再入園）

③進学児童　　８名中、高校退学児童　６名（１名は休学中）

④就労及びアルバイト児童　　３名中、解雇児童２名（他１名はH23年５月解雇）

退園後の児童の状況を通して、改めて事後指導の難しさを感じるとともに様々な課題が浮き彫りになりました。一つは高校進学の在り方です。高校進学した児童のほとんどが一年も満たないうちに退学もしくは休学になっているという現状の中で、高校進学の目的を明確にすることが必要であり、更には在園中の支援の在り方についても何が不足しているのかと考えさせられました。また、就労した児童についても継続するためのフォロー体制や環境調整について入所中に検討しておくこと、入所中の枠組みと退園してからの生活の枠組みとのギャップ、保護者との関係構築の必要性や児童相談所等、関係機関との具体的な役割分担等、退園後を見据えた入所時からの処遇について改めて見直していくことが必要だと感じました。

一方で、保護者と協力しながらショートステイを実施したケースや高校を退学した後、親と話し会い親と良好な関係を保ちながら就労に繋がったケースもありました。

二　二年目の取り組み

一年目の取り組みの課題を踏まえ、「児童自立支援プログラム」に基づいた計画的な支援を行っていくために、家族支援担当の業務（表三）及び事後指導計画票（表四）の見直しを行いました。家族支援担当の業務を入所初期、中期、後期、地域定着期の援助過程毎に整理しました。その中で保護者との関係構築を図り、退園後の課題を明確にしていくために、入所中の家庭訪問に同行することやリービングケアにおける退園後の具体的な課題を明確にし、整理するための特別帰省の実施。児童相談所や関係機関との退園に向けた具体的な役割分担を確認するための打ち合わせの実施、退園児童の支援についての情報共有や方向性の確認をするための定期的な寮長との打ち合わせの実施等、新しい取り組みも行っています。

実際には、計画通りに行かないこともありますが、入所中の支援の中で退園後に想定される課題を明確にしておくことにより、失敗してもすぐに次の支援に繋がっていったケースもあります。また、児童相談

表３　家族支援担当の業務

平成23年３月31日

援助過程	内　　容	業　　務
入所初期	・ケース説明の出席 ・入所式の出席 ・応援会議の出席	・家族に対する支援の確認、記録 ・課題の確認、親子関係の確認 ・課題の確認
入所中期	・カンファレンスの出席 ・家庭訪問同行 ・面会及び帰省の立会い ・６者協議への参加 ・児相及び関係機関との連絡調整 ・寮業務（宿直・遅番等） ・行事への参加	・家族支援の方向性の確認 ・家庭環境調査（寮担当と同行） ・親子関係、課題の確認（随時） ・関係機関及び保護者、児童と課題の確認 ・随時 ・入所児童との関係構築 ・入所児童との関係構築
入所後期	・カンファレンスの出席 ・６者協議への参加 ・面会及び帰省の立会 ・特別帰省の実施 ・要対協への出席 ・退園アンケートの実施 ・児相及び関係機関との連絡調整	・退園に向けての方向性及び課題の確認 ・退園にむけての関係機関及び保護者、児童の課題の確認 ・親子関係、課題の確認（随時） ・退園に向けて親子の課題整理（随時） ・退園に向けて関係機関との役割分担等 ・随時
地域生活定着期	・事後指導計画表に基づく支援 ・寮長及び寮担当との打ち合わせ ・デイサービス・ショートステイの実施 ・児相及び関係機関との連絡調整 ・定期打ち合わせ（月１回）	・退園後の課題に基づいた支援の実施 ・随時 ・随時 ・随時 ・指導班長及び各寮長

その他

○事後指導については基本的に寮長、寮担当職員、家族支援担当の４名で随時協議しながら、具体的な支援・対応を実施していくこととする。

○事後指導の活動状況については、家族支援月報で家族支援担当が月毎にとりまとめる。

○事後指導の状況については家族支援担当が一括してとりまとめる。（ケースファイルの管理等）

○過年度退園生の状況については、情報を一括して管理するため、各寮ＵＳＢのファイルにて記載し、回覧するものとする。

様式第７号　（第29条関係）

園　長	副園長	総務班長	指導班長	寮　長	心理担当	家族支援担当	班　員
						戻り	

事後指導計画票

１　基本情報

				担　当　者	
児　童　名		生 年 月 日		入　園　日	
住　　所				退　園　日	
連 絡 先 ①		連 絡 先 ②		連 絡 先 ③	
保 護 者 名		保護者連絡先			
保護者住所					

２　関係機関

機関名	連　絡　先	担　当　者	役　割　等
児童相談所			

３　退園後の課題（具体的に記載する）

（１）家族

（２）生活

（３）学校（仕事）

4　事後指導計画

月	事後指導計画案	事後指導実績	備　　考
2年	・電話連絡（4月）		
3年	・電話連絡（4月）		

所との役割分担については、児童や保護者との関係性もあることから、当初の計画通りいかないことも多く、具体的な役割分担をどのように図っていくかは今後の課題であると思っています。

三　家族支援担当を専任で配置することについて

平成二十三年六月に児童福祉施設最低基準が改正され、「家庭支援専門員」が児童自立支援施設に必置となりました。当学園では平成二十二年四月に家族支援担当が専任で配置されました。専任で配置することによって退園後の状況が見えるようになってきたことは大きな意味があると思っています。退園後の状況や課題を明確にすることにより、入所中にどのような処遇を行っていけば、自立支援に繋がっていくのか、個別な長期的な視点で考えることになると思います。また、専任で配置することによって、タイムリーな支援を行うことができること、退園生の状況を一括して進行管理することにより、寮職員の負担が軽減され、退園生同士の横の繋がりが見えること等が挙げられます。

最近では、東京で子育てをしている過年度退園生の女性が子育てのことや日常の何気ない話しなど不定期ではありますが、連絡をしてくるようになりました。本人が入所していた時の職員はほとんどいなくなってしまったのですが、退園生にとって児童自立支援施設が、困ったことがあれば相談できたり、話しを聞いてくれる一つの社会資源として活用されればと思います。

一方で寮には配属されていませんが、宿直業務や遅番業務で寮に入ること、寮での生活の様子を把握することや寮での処遇や行事等を通して入所中の児童ときちんと関わりをもつことも事後指導に繋がる大切な業務の一つだと考えています。「オールさわらび」の一員として寮職員、心理担当や家族支援担当がそれぞれの役割を果たしながら、一緒に一人ひとりの子どもに関わっていくことが大切なことであると思います。

Ⅲ　事例から

一　A（入所時年齢：十四歳中二女児　入所期間：十二か月）の事例

※事例は適宜変更が加えてあります

（一）入所理由

中学一年の秋頃から友人関係が崩れ、服装や行動に乱れがでてきました。中学二年に進級した四月以降、他校の生徒や卒業生とも繋がるようになり、生活の乱れが顕著になり、外泊や家出を繰り返し、学校では授業妨害や欠席、遅刻、早退も増え、学校側の指導にも従わなくなりました。このような中で万引きを繰り返し、警察署から調査のため呼び出しを受けている最中、再度万引きにより検挙されました。このことにより、警察署より児童相談所に対して通告があり、その後少年鑑別所にて観護措置となりました。その結果、家庭裁判所の審判により、児童自立支援施設措置となりました。

（二）本児の状況

全検査ＩＱ七十五　言語性ＩＱ七十三　動作性ＩＱ七十五　（ＷＩＳＣⅢ）

ＡＤＨＤ

（三）家族の状況

実父（自営業）、兄（高校二年）、の三人世帯。実母は、小学六年のときに自殺しています。Ａはそのことについて実父に反発していました。

（四）入所中の経過

基本的には明るい性格で、学園の生活にすぐに慣れ、集団生活にも適応していました。一方で学

習への意欲はかなり低く、気分の波があり、ひどく落ち込んだりすることもありました。男女交際等の問題行動はみられましたが、大きな問題行動は見られず、中学三時にはスポーツ活動（バドミントン）のキャプテンとなり、みんなを支えながら、練習に励み、中総体では予選を勝ち抜き、県大会出場を果たしました。一方で退園したいという気持ちがとても強く、退園自体が目的になってしまっていたところもありました。また、家族との関わりも入所当初から定期的な面会や帰省を繰り返し、実父との関係や実母の死についての整理については十分ではないところもありましたが、一定の改善がみられるようになったため、児童相談所や原籍中学校とも打ち合わせのうえ、中学三年の秋頃の家庭復帰となり、原籍中学校に通学することとなりました。

（五）

退園後の経過

退園後、三日目にして近隣に住む退園生（高校一年女児）と外泊したことが発覚しました。Aから学園に連絡があり、自宅に戻るとのことで、分教室の職員と共に実父を交え、Aと話しをすることとなりました。Aは登校する意欲はありましたが、授業についていけないことや学校の指導（頭髪、服装等）に対する不満を述べていました。その後、職員が間に入り、原籍中学校とAとの間で登校のルールについて確認し、実父とAの間でも生活のルールを確認の上、定期的（週一程度）な家庭訪問等を継続することとなりました。その後、授業にはついていけないこともありましたが、学校には登校するようになりました。しかし、それから程なくして、原籍中学校と実父の間でAの対応について、今後は他生徒と同じように指導をしていくこと、指導に従わなければ家庭に帰すことが確認されました。実父は学校の指導に対して不満を持っていましたが、A自身の問題もあったため了承することとなりました。以前にAと原籍中学校との間で確認した個別の登校ルールについては曖昧になり、結果的にAはその後、学校に足が向かなくなっていきました。退園して約一ヶ月後、本児は再び家を出て、所在が分からなくなってしまいました。実父からはすぐに連絡があり、

児童相談所とも協議のうえ、捜索願を出すことになりました。実父とも協力しながら捜索等を行いましたが、有力な手掛かりは得られず、その間も実父へのフォローのための家庭訪問等を継続して行っていきました。家出から約四か月後の夜、別な退園生（高校一年女児）から学園に連絡があり、Aの居場所を知っているとのことで、実父に連絡をとり、警察の協力を得てその日の深夜、成人男性宅にいたAを見つけることができました。Aは、警察の聴取を受け、翌日から一時保護となりました。一時保護の中で、Aの話しから万引きを繰り返していたことや援助交際等をしていたことが分かり、その後家裁送致の上、少年院に入所することとなりました。

（六）振り返り

Aのケースについては、入所中の適応状況も大きな問題なく、家族との面会や帰省も繰り返し、原籍中学校とも打ち合わせの上、家庭復帰となりましたが、入所中に本人、保護者、関係機関と退園後のイメージを共有し、想定される問題や具体的な対応について十分に協議する必要があったのではないかと思いました。特に原籍中学校の受け入れについて、Aは原籍中学校を友達と一緒に卒業したいという思いが強かっただけに残念です。また、この事例を通して改めてリービングケアの重要性や児童だけではなく、保護者とも入所から退園後まで継続して関わっていくことの大切さを学びました。

二　B（入所時年齢：十四歳中三女児　入所期間：十か月）の事例

※事例は適宜変更が加えてあります

（一）入所理由

Bは小学校の時から、友達と人間関係がとれずトラブルを繰り返し、中学校入学後は、万引き、

家出、飲酒、異性交遊等で補導されることもありました。万引きにより警察署より児童相談所に通告がなされるも、その後も昼夜逆転、怠学傾向が続きBから規則正しい生活を体験したい、自分を変えたいという申し出があり、一時保護所にて短期入所指導を行いました。

一時保護所退所後、ほどなく出会い系サイトで知り合った高校生の男児と家出し、県外に泊まる等、自宅に寄りつかなくなりました。その後、自ら自宅に戻ったため再度一時保護の上、児童自立支援施設措置となりました。

（二）本児の状況

全検査ＩＱ七十八　言語性ＩＱ七十九　動作性ＩＱ八十二　（ＷＩＳＣⅢ）

（三）家族の状況

実父とBの二人世帯。Bが五歳のときに両親が離婚し、実母が親権者となり、実母と二人で暮らしていました。その後、実母からBに対しての暴力があり小学一年のときに親権者が実父となり、実父と生活することとなりました。実父の生活実態はよく分からず、Bが家で一人で過ごすことも多かったようです。

（四）入所中の経過

当時、私は女子寮の職員としてBを担当していました。入所当初は、大人に対しての不信感が強く、特に担当職員に反抗的な態度を取り、トラブルを繰り返していました。その都度、寮の職員の協力も得ながら対応していく中で、入所二か月後ぐらいから、少しずつ生活も安定し、担当職員との関係も改善されていきました。その後も小さな問題行動を繰り返しながらも、高校合格という目標を自分で定め、意欲的に生活を送っていました。その後、進路の確認のため実父に職員が連絡をとった際に、Bが出会い系サイトで以前知り合った高校生の男児が通学している高校を第二志望として希望していることが明らかとなり実父はそのことに立腹し、学園に対しても強い不信感を示し、

連絡がしばらくつかなくなりました（第二志望については原籍中学の教諭から薦められ記入したものでした）。

その後も家庭訪問等で、実父と話し合う機会を持ちましたが、折り合いがつかない状況が続きました。進路を確定しなければならない期日が近づいていたためBにも事情を説明し、直接実父と話し合う機会を設けることになりました。寮長と私とBで家庭訪問したのですが、Bはかなり緊張している様子で固くなっていました。実父はBに目もくれず、強い調子で、進路の選択について許せないこと、今まで散々迷惑をかけられたこと、もう面倒はみたくないこと等を一方的に話しました。Bは涙を流し、実父の言葉に対して「それなら一人で生きていく」と言ってしまいました。Bの思いつきの言葉に対して実父は「出てけ」と大きな声で怒鳴りました。しばしの沈黙の後、寮長がBに対して「本当はそんなことが言いたいんじゃないよね」と優しく声をかけました。するとしばらくしてBが泣きながら、両親が離婚してからずっと寂しかったこと、警察に補導されたりしたときに実父が迎えに来てくれたりすることが、申し訳ないと思いつつも嬉しかったこと等、自分の思いを一時間以上話し続けました。実父は黙ってBの話しを聞き、話し終えるとBを自分のところに呼び抱きかかえ「高校に行きなさい」とBに穏やかに声をかけました。Bは今までそのように自分の気持ちを実父に伝えたことはなかったと後で話しをしていました。その後、実父との関係はより良好になり、面会や帰省を繰り返し、第一志望校に合格し、高校通学を前に家庭復帰となりました。

（五）退園後の経過

翌年度から私が家族支援担当となったため継続してBと関わることになりました。入所中の経緯から、退園後の課題として実父とBとの関係に注目しながら事後指導を行っていくこととしました。当初は実父との折り合いもよく、高校にも休まず頑張って通学していました。退園後、一か月程して高校から連絡があり、Bが高校で他生徒のお金を盗んだことが発覚し、担任からBに対して自

宅待機するよう伝え、すぐに下校しましたが、実父に連絡したところ自宅に戻っていないとのことでした。結局その日は自宅には帰って来ませんでした。その間、学校訪問や家庭訪問を行い、Bが戻ってきたときの対応について調整を図りました。

六日後、実父から昨夜遅くBが帰ってきたとの連絡が入り、すぐに家庭訪問を実施しました。実父、Bを交え話しをし、実父からは、退園してからちょっと頑張りすぎたところがあったのではないかとの話しがあり、職員からも実父が受け入れてくれていることをBに改めて伝えました。その後、B、実父とも相談のうえ、気持ちの切り替えのため学園でのデイサービスを実施しました。その後一か月ぐらいは安定した生活を送っていましたが、過年度退園生男児との交際が始まり、また、高校の担任の先生との折り合いも悪くなってきたことから、遅刻、早退や外泊するようになりました。実父からも相談があり、Bとも連絡は繋がっていたため、Bにも直接会って心配であることを伝えるも、目の前の遊びや彼氏に夢中で更に生活が崩れていきました。その後、彼氏が警察に逮捕され鑑別所に入ることとなり、Bからも泣きながら学園に連絡が入り、結果的にBも行くところがなくなり自宅に戻ることになりました。

事前に実父とも話しをしていたこともあり、実父はBを拒否することはなく受け入れてくれました。Bは高校はもう行かないと主張していましたが、実父はできれば続けて欲しいという気持ちであったため、これから色々なことを決めていくにあたり、実父とBがきちんと話し合うことが必要なことを伝え、話し合いの結果、高校は退学することになりました。

その後、繁華街で夜のアルバイトをする等、不規則な生活を送っていましたが、自宅にはきちんと帰るようになりました。しばらくして友達と県外に行って働くとの話しがあり、実父にも確認したところ実父も了解しているとのことでBは、県外で働くことになりました。平成二十三年三月十一日の震災でBの自宅は津波により、流されてしまいました。Bは県外にいたので無事でしたが、

実父は避難所生活を送っているとのことでした。Bは実父から危険なので帰って来ないように言われたらしく、定期的に連絡をとり、仕送りしているとのことでした。実父との関係は良好な様子が伺われました。最近は勉強して高校に行きたいという夢を持っているとのことでした。

（六）振り返り

Bのケースについては、結果的には高校を退学することとなり、問題行動もありましたが、入所中にBが実父に自分の気持ちを伝えることができたこと、家族の課題に向き合ったこと、退園後の課題として父子関係に留意しながら話し合いを重ねていったこと、高校と情報共有や打ち合わせを密に行っていったこと等がその後の事後指導に繋がっていったのではないかと思います。高校を継続させるためには何が必要かという課題はありますが、この事例を通してつまずいたときに児童だけでなく、保護者を支援をしていくことの重要性を感じました。

四　おわりに

家族支援担当になり、事後指導に携わるようになって、改めて自立を支援するということの意味を深く考えるようになりました。「児童自立施設」ではなく、「教護院」でもなく「少年院」でもなく「児童自立支援施設」であること。もちろん、「自立」は施設処遇で完結するものではありません。子どもたちにとって、施設に入所している期間は大人になっていく過程の中のほんのわずかな時間なのかもしれません。しかしながら、その中で、たくさんのつまずきを体験し、自分の課題に向き合いながら、大人の適切な支援を受けること、そして退園してからも、多くの失敗を経験しながらも色々な大人と繋がっていくことは、きっと、その子どもの自立にとって意味のあることだと思っています。

私は、家族支援担当として、入所中の支援を退園後の支援に繋げていくこと、退園後のつまずきを本人

の次の成長に繋げていくこと、子どもとそれを取り巻く家族を繋げていくこと、家族を地域や関係機関と繋げていくことを大切にしていきたいと考えています。まだまだ課題も多く、上手くいかないことの方が多いですが、一つ一つの実践を積み重ねながら、これからも、「オールさわらび」の一員として子どもたちと共に考え、一緒に成長していきたいと思っています。

九州少年野球大会

九州少年バドミントン大会

特集②

中学を卒業した児童の支援に向けた課題について
～事例からの考察～

神奈川県立おおいそ学園　児童自立支援専門員　友田　薫

はじめに

おおいそ学園に赴任して、八年目になる。この間、さまざまな年齢の児童を担当し、その児童が社会へ自立して行くための支援を行ってきた。退所した後に、元気な顔を見せる児童もいるが、少年院に行った等、問題を起こした児童の情報も入ってくる時、自ら行ってきた児童支援が、本当に自立に結びついていたのかと自問自答する。

昨今、中学を卒業した児童（以下、高等部生という。）の入所ニーズは高くなっているが、限られた入所期間のなかで、児童が自立をするため、児童自立支援施設は、どのような力を身につけさせていけば良いのか考えさせられることが多い。

そこで、私が担当した児童の事例を通して、児童自立支援施設の高等部生に対する支援のあり方について考えてみる。

Ⅰ　おおいそ学園の高等部生支援の現状

おおいそ学園では、昭和四十二年に中卒児寮（当時は、「実家生」と呼ばれていた）を開設、その後、昭和五十三年に高等部寮を設置する等、高等部生の受け入れを積極的に行ってきた経過がある。しかし、高等部生の入所ニーズの変化や寮運営上の諸課題から、高等部生だけを一寮に集めて支援することができず、生活寮としての高等部寮を閉鎖した経過がある。

現在の高等部生の生活支援は、生活寮三寮のうち二寮で行っており、日中支援は、就労自立支援を専門に行うセクション（学園では「高等部」という名称で呼んでいる。）で、農作業や環境美化を通して、就労に必要な基礎体力や忍耐力の強化、さらには礼儀作法等の習得を指導・支援している。また、就労体験としての職業実習やアルバイトにも出すなどし、実習先や雇用主との緊密な連携のもと就労自立に向けての支援を積極的に行っている。

高等部生在籍の理由は様々である。いわゆる養護性が強く中学卒業後も家庭に戻れず、他に受け入れ先もないため学園から定時制高校に通学している児童、被虐待を背景とした虞犯等の問題行動を起こし新たに入所してくる児童、児童養護施設を退所したものの親や就労先とうまくいかず居場所を失って入所をしてくる児童など、それぞれの児童によって支援目標や支援期間が異なり、支援の仕方は多岐に渡っている。

Ⅱ　事例に対する支援

今回考察する事例は、児童養護施設を退所後、実父との関係が悪化し家出を繰り返した後、児童相談所に一時保護され、親に引取りを拒否されたため、やむなく入学が決まっていた高校進学を辞退し、就労自

立を目的として学園に入所した児童である。この事例を振り返りながら、高等部生への支援の課題について考えてみたい。

一　事例の概要

A君　十六歳　男子　十五歳八ヶ月の時に入所。

小学1年生の時、「金銭の持ち出し」「いたずらが激しい」との実母からの相談により児童相談所による関わりが始まった。実母はアルコール依存等で精神科に通院中、A君に対しては幼少より暴言や暴力による心理的、身体的虐待があり、児童相談所が一時保護の対応を行う。実母の病状悪化で、両親が離婚し、A君と弟は実父に引き取られた。

その後、父子による生活が始まったが、A君が小学2年生の時、家庭での養育が困難となり、弟と共に児童養護施設に入所となった。施設入所中の状況は、学校の成績は悪かったが、スポーツを通じての交友関係は良好であり、実父宅への定期的な外泊も実施されていた。

しかし、中学1年生の時、施設内の他児に対して暴力事件を起こし家庭引取となった。引き取り半年後より、金銭の持ち出し（万単位）や自転車盗、万引き、家出（一週間程度）等が見られるようになった。また、実父からの激しい身体的虐待もあり、中学3年生の終わりに、児童相談所に一時保護された。

A君は一時保護中に高校受験するものの、高校進学の意志がほとんど見られなかったため、就労による自立支援が適当という児童相談所の判断から、中学校卒業後に当園に入所となった。

A君の特性として、児童相談所の心理診断では、知的には境界域水準、言語表現は苦手でストレスを内に溜め込みその場をやり過ごす傾向があるとの内容であった。

二　入所に当たっての事前調整

当園の利用に当たって、事前に以下の通り児童相談所との間で支援に関して確認作業を行い、また、入所中の生活目標については、児童相談所だけでなくA君との間でも共有を図った。

（一）　児童相談所との入所の際の確認事項

・A君の就労意欲を高める

・A君の就労に対するイメージを広げ、具体化する。

（職種も夢物語ではなく地に足の着いた希望に）

・A君が自分で選択し、決定していくプロセスを踏んでいく。

（自己決定を実感できるようにする）

・入所期間は年度末の三月までを目安とする。

・退所後は住込み就労もしくは自立援助ホームの活用を考える。

・父親との関係修復を試みていくが、ある程度修復が進んだとしても、自宅に戻るレベルまでは困難と考える。

（二）　入所中の生活目標

・他人とのコミュニケーションを上手に取れるようにする。

・仕事をする上で必要な基礎的な姿勢、知識を身につける

三　支援の経過

（一）　初期（入所～二ヶ月）

児童養護施設での生活経験が長かったこともあり、児童集団には比較的スムーズに入ることができた。ただ、居室の整理整頓や衣類の洗濯など、自身の身の回りのことについてはしっかりやるものの、共同生活上の役割分担や集団日課に対する意識は低く、三～四週頃から分担仕事や集団日課に関して、だらしなさや乱れが目立つようになってきた。

日中支援を行う高等部でも、当初、農作業中心の作業に戸惑いを見せながらも真面目に取り組む姿勢が見られていたが、次第に体調不良の訴えや作業に消極的な態度が見られようになった。

入所一ヵ月半の時に、中学生と二人で喫煙していた事実が発覚する。A君は、高等部の作業などで疲れがたまり、休む時間が欲しかった等と口にしていた。

（二）　中期（三ヶ月～六ヶ月）

〔一時保護所利用による仕切り直し〕

退所に向けた他の高等部生の就職活動等の動きに触発されてか、高等部での作業への取り組みが意欲的になってきた。高等部での取り組みに自信が出てくる一方、寮生活においては年長者であることを強く意識するようになり、自らを過大に見せようとし、職員の指示に反発し、反抗的態度や暴言等が多く見られるようになった。

寮職員への反抗がエスカレート、自ら興奮を抑制できなくなった中、職員への暴力行為を続けて起こしたため、入所二ヶ月半の時に約一ヶ月間、児童相談所で一時保護となった。一時保護中は、週一回ペースで学園職員が面会し、学園での生活再開のための意志や生活ルールの確認等、再入所

に向けた仕切り直し作業を行った。

A君は暴力行為をした職員に不満を抱いていたわけではなく、自分の起こした暴力行為については強く後悔する姿を見せていた。また、自分が自立していくためには、学園での生活が必要なステップであると考えられるようになり、学園での生活を強く望んだ。A君に、改めて入所目的や課題を確認したうえで、当園での生活を再開することとなった。

〔児童相談所精神科医師の助言に基づいた支援〕

また、児童相談所精神科医師とのカンファレンスを通じて、「高等部での日中活動指導（A君にとっては「仕事」）と寮生活における生活指導の両面からの厳しい指導は、A君の知的能力や生育歴からくる対人緊張の強さ等からすると負担が大きく、その反動が寮生活での乱れや暴力行為等に現れている。その為、寮ではできるだけ受容的にA君を支援し、高等部では、日中活動を通じて、本児に自信をつけさせながら、支援のステップアップを図っていくことが重要である」と関係者間で共通認識を持った。

具体的に、高等部では、園内日中活動から園外での職業体験実習、さらにアルバイトへとA君の目に見える形でのステップアップ目標を示し、各ステップの評価については学園だけでなく、児童相談所と共同で行っていくこと、寮では、可能な範囲でA君の生活目的やレベルに合わせた日課をくみ、A君にとって過度な負担にならないレベルでの学園生活を再開した。その結果、時折、時間どおりに起床できない等の生活上の緩みは見られたが、A君なりに職員との関係や他児との関係において、衝動性をコントロールしようとする意識が見られるようになってきた。

なお、当園での生活再開後は、担当児童福祉司、寮職員、高等部職員とのカンファレンスや児童相談所通所時の面接等の機会を利用して、A君の寮生活と高等部での日中活動の取り組みについて、定期的に評価を行っていった。

（三）　最終期（七ヶ月～退所）

〔厳しい現実の提示〕

A君は実父のもとからの就職を微かに期待していた。しかし、実父は入所以前から児童相談所の働きかけに対して拒否的であり、入所後も児童相談所からの働きかけに一切応じない状況が続いた。そのため、父子関係の修復は困難と判断し、A君にその状況を説明し、住込み就労か自立援助ホームの活用の二つに進路を絞って進めていくことを提案した。A君はその現実にショックを受けたものの、A君なりに気持ちの整理を行い、進路に向け前向きに頑張ろうとする姿勢を持った。

〔職業体験実習と再一時保護〕

入所七ヶ月が経過し、寮生活における細かい生活上の乱れやトラブルは見られたものの、高等部での作業の取り組みは非常に良好で、次のステップとして配管設備工事の協力事業所での園外職業体験実習を四週間の予定で開始した。実習開始にあたり本児の対人緊張の強さが懸念されたが、実習態度は良く、実習先からも高く評価された。

しかし、実習を開始して一週間後に、同じ生活寮の児童との間でトラブルを起こし、暴力行為を起こしてしまったため、再び児童相談所で一時保護となった。

A君は、トラブルの原因について、相手児童に対する不満を語り自己の正当性の主張を繰り返したが、暴力行為に対する後悔は見せていた。そこで、児童相談所と協議の結果、暴力行為を起こしてしまったが、就労自立の支援プログラムについては後戻りせず、次のステップに進み、就労体験をさせていく支援方針を立てた。

〔自立援助ホームとの連携〕

一時保護所から帰園した二週間後から住み込み就労に向けた求職活動を開始した。求職活動の最中、児童相談所が積極的に入所調整していた自立援助ホーム（以下、「ホーム」と言う。）への入所

の可能性が浮上した。

当初A君は、担当児童福祉司、当園職員からホームについて説明を受けても、「施設」というイメージを強く持ち「また入所施設先が変わるだけ」とホームへの入所に消極的であった。

そのため、児童相談所を場としてホーム長夫妻から直接、A君にホームについて説明をしてもらう機会を設け、さらにA君の意思を入所条件の最優先とするホーム側の方針に沿い、ホームの見学、宿泊体験入所の機会も設けることとした。

A君はホーム長との面接場面では緊張が強く、説明に対する質問にもほとんど答えられず、頷いて返事をすることが精一杯であった。しかし、次の施設見学では、ホーム長夫妻に温かく迎えてもらったことから安心し、ホーム入所について前向きに考えるようになっていった。説明面接、ホーム見学、ホームでの一泊体験入所（一回）、二泊体験入所（二回）を行う中で、施設長夫妻はじめスタッフの受容的な人柄に安心感を持ち、また、ホーム入所児童の様子もわかり、入所を希望するようになった。ホーム入所の提案から二ヶ月、A君にホーム理解のための作業を丁寧に行いながら、A君の意思にも基づいてホーム入所とした。求職活動についてはホームに入所後に行うこととし、入所後約1年が経過した中で、ホーム入所のため当園を退所した。

（四）退所後の様子

ホーム入所後すぐに、ホームの先輩入所児童に紹介してもらった引越し会社にアルバイトとして採用され、毎朝早くから忙しく働き始めた。初給料日にはホーム職員からのアドバイスもあり、学園に近況報告の電話をしてきた。普段は、「別に」「普通」といった言葉しかでないA君であったが、電話の声は明るく、「引越しの仕事は、体力を使うけれども大丈夫。辛くはない」「学園に入っていて良かった。学園を経験していなかったら、たぶん仕事も続けられていなかったと思う…」という

内容の話しがあった。

退所して約三ヵ月後にホーム長夫妻と突然、来園したことがあった。ホームの旅行の帰りに、A君が学園に顔を出したいと話したため、ホーム長が寄ってくれたとのことであった。退所時には髪型や髪染めにかなり興味を示していたA君であったが、黒髪短髪で耳のピアス以外は学園にいた時と同じ飾り気のない落ち着いた様相で姿を見せた。「引越しのアルバイトは順調で月八万円は貯金している。健康保険も自分のもので税金も払っている。学園での一年間、精神的にも肉体的にも鍛えられたから今の仕事も続けられているのだと思う。」とすっきりと、そして爽やかな顔で、自信を持って話していた姿が印象的であった。

Ⅲ　事例を通して見えた支援の課題

一　入所生活課題の目標について

高等部生年齢になって新たに入所する児童の多くは、「就労」に対する取り組み意識は持っているが、「寮生活を通して取り組むべき生活課題」の改善の必要性について、明確に意識している児童は少ない。仮に、当初は持っていたとしても、その意識を継続していくことが難しい。

さらに、当園のように高等部生を中学生以下の児童と同じ寮で支援する体制をとっている施設においては、高等部生に中学生以下の児童と同じ日課や当番を公平性だけを意図して課すことも難しい。

A君の場合も同様のことが課題となった。A君は、「仕事につけるようになる」という目標を掲げ入所してきたが、児童相談所での一時保護から、高校受験、退学、そして就労の方向性と、当園入所に至る経緯の中で、A君自身が主体的に選択したものはほとんどなかった。また、それ以前の生育歴におい

ても、虐待に端を発する児童養護施設への入所、家庭への引き取り、そして実父からの拒否と、同様にA君が主体的に選択できたものはなく、周囲（大人）の考え、事情に振り回されてきた人生であった。

このような背景が影響してか、A君にとっての入所目標が単に「就労のための仕事」だけとなり、生活上の課題改善が、就労自立のために必要なものと意識できず、指導する職員への大きな反発につながった。児童相談所と共に、何度も、寮での生活上の課題改善の意味について説明したが、A君は理解できず、受け入れることが出来なかった。

二　入所期間について

「就労自立」を目標にする児童にとって、十八歳までむやみに時間をかけて支援することに意味はなく、入所期間に一定の目安を持って支援することが必要である。「枠組み(制限)」のある児童自立支援施設では社会との接点も限られているため、施設で支援できる内容にも限界がある。そのため、施設の支援機能の何が児童に提供できるかを考え、目標を絞った具体的な支援を行う必要がある。

A君については、就労自立が目標となっていたことから、児童相談所との間では一年以内を入所目安としていた。しかし、A君の寮生活の乱れや、対職員・児童への暴力行為等、当初、あまり想定していなかった問題が多く現れた。そのため児童相談所との間で、A君の能力・精神・行動面を正しく評価し、時にはA君も交えて常に協議しながら、A君への支援の的を絞り、支援目標の修正を行った。また、「生活の乱れ」はあったものの、あえて、その乱れを理由に就労自立の支援プログラムをストップするのではなく、その都度、乱れについては本人の不足している部分として振返りさせることに留め、就労自立に向けたステップを進めた。本児の「就労への意欲」という点だけに焦点を絞った支援を行った。

三　就労支援、生活支援の評価と見極め

（一）　生活寮での生活支援

児童養護施設での生活経験が長かったA君は、入所当初は児童集団に表面的にはスムーズに溶け込んでいたが、入所期間の長かった同年の高等部生が退所してからは、最年長であることを意識して自らを必要以上に強く見せようと、寮職員に対し強い態度を示したり、力の弱い児童に対し高圧的、支配的な態度をとるようになった。また、寮生活を通した生活課題の改善への意識をほとんど持っていなかったがこともあり、生活の規律が乱れた。

高等部生が中学生以下の児童と同じ寮で生活している当園では、個別事情に合わせて日課や生活上の規則を一部調整することはあるものの、原則、高等部生も学齢児童の生活を基本においた日課や規則に沿った生活をしなければならない。高等部生だけの日課や規則の設定を検討した経過もあるが、児童の力関係や入所期間の長短等により寮の児童集団の秩序が保たれる面もあることから、高等部生という理由だけで他児童と異なる日課や規則のもとで寮運営することには現実的な難しさがある。

（二）　日中活動を通した就労支援

当園の高等部生は、就労に向けた基礎体力の向上や心構えの習得などを目的とした「高等部」で日中活動を行っている。高等部には専任職員が配置されていることもあり、高等部生は「高等部」＝「仕事場」のイメージを持っている。高等部では主に農作業や環境美化といった活動を通して、体力や忍耐力をつける。その活動を評価されることによって、仕事のやりがいを実感し、どんな仕事でもやっていけるという自信をつけていく。

A君は、入所当初、「機械関係の仕事に就きたい」と農作業を中心とした高等部の作業に戸惑いをみせ、また、一時期は疲労と慣れから消極的な姿勢もあったが、他高等部生の就職活動をしている姿に触発されたことを機に、積極的に高等部の日中活動に取り組むようになっていった。

しかし、高等部での取り組みが意欲的になっていくほど、仕事の顔から解放された反動からか、寮生活場面では規則の逸脱や職員への反抗、弱い者へのプレッシャーという負の面が現れた。その都度、高等部職員と共に就労自立にあたっては寮生活が基本となることを指導したが、なかなか本人の中には浸透しなかった。さらに、高等部での活動を評価し、園外職業体験実習、アルバイトと就労自立の支援プログラムを進めていくに従い、就労意欲は高まるものの精神面の負荷も高まり、生活の乱れや職員・他児童への攻撃性が一層、高まるという悪循環に入ってしまった。

（三）支援方針の見直し

前記のような高等部と生活寮での支援の行き詰まりから、支援方針の修正が迫られ、児童相談所と協議を重ねた。

A君の日中活動への意欲的な取り組みは高く評価できる一方で、A君の被虐待からくる対人関係緊張や攻撃性などの精神的な問題の根は深く、就労支援を進めながら同時に、それら精神的な問題を掘り起こし解決していくことは困難と判断した。A君自身が自覚している就労自立に関する支援に焦点を絞り、寮生活ではできるだけ負荷を下げ、受容的な支援方針を取っていくことに修正した。

A君にも支援方針の変更について説明し、寮生活では可能な限り受容的な支援を行い、個別性に配慮はするものの、他児童との兼ね合いもあるため配慮にも限界があることを伝えた。

A君のように、高等部生年齢で入所する児童の多くは、家族性の課題を抱え、一人で自立しなくてはならないという状況に立たされている。抱えている課題の多さ、深さにもよるが、施設入所中

の限られた期間だけで、課題全ての支援を行うことは困難である。児童自立支援施設での高等部生への支援においては、抱える課題の何を改善するのかを明確にして、児童の状況に応じて支援方針も柔軟に修正を加えながら対応していく必要がある。

（四）保護者との調整

高等部生年齢児童の多くは養護性が高く、保護者からの支援を期待できない場合が多い。しかし、自立を目指す児童にとっては、保護者との関係をどう整理していくかということは、自分の進路との関係で常に重要なテーマとなる。A君の場合もそうであったが、現実に保護者と一緒に暮らすことが困難であることを理屈では分かっていながらも、「帰れるものなら、家に帰りたい」と微かな期待を抱いていた。児童がこのような感情を持つことは自然なことであり、この保護者への思いの未整理が、自身の将来への意志や覚悟を揺るがし、時には目前の困難から逃避させてしまうこともある。

A君と実父との関係の悪さから、父子関係の調整は入所当初からの課題のひとつであった。担当児童福祉司からの電話連絡や一時保護中の本児を伴っての家庭訪問など、積極的に実父への働きかけを行ったものの、実父の拒否感は強く、必要最低限の協力しか得ることができなかった。そのような現実の中でも、A君は「父親とは仲良くやっていけるとは思わないが、できれば父親宅を生活拠点にして就労したい」という発言をしていた。A君の心情に配慮しながら、実父の協力は得られない厳しい現実を伝える中で、最終的に、A君は実父との関係を整理することができた。当園退所後には、自身で実父宅を訪ね、実父のもとにあった私物の整理をしてホームに戻ってきた。

（五）　児童相談所との連携

児童相談所は入所前から、入所中、退所後までの全ての支援において中心的な役割を担う。入所中の支援の節目節目においては、常に児童相談所と支援に関する情報を共有し、状況によっては支援方針の変更などを協議していくことが大切である。

A君の支援においては、児童相談所との連携が特に図られた。前記の支援経過に見られるように、当初の支援プログラムに沿って支援を進めていくことに行き詰まり、それに伴って支援方針の変更が必要とされたが、児童相談所と学園の二人三脚の支援が最終的にホーム入所による退所という、A君にとって最も望ましい形の支援につながった。

学園と児童相談所がA君の状況と問題を共有し、また、担当児童福祉司が学園の支援内容に十分な理解を示し、児童相談所としての役割を積極的に果たしてくれていた。A君との面接や学園職員との打合せのため頻繁に来園してくれたことはもちろん、暴力行為を起こしてしまった時の迅速な一時保護、支援方針変更の的確な判断、児童相談所への通所等、様々な形でのアプローチを施設入所後も積極的に進めてくれたことは、A君の支援に行き詰っていた学園にとっては大きな救いとなった。

まとめ

本事例の支援を通じて感じたことは、高等部生年齢になって新たに入所してくる児童の支援については、児童自立支援施設だけの支援だけでは完結しないということである。特に、養護性の高い児童は、実社会との接点が少なく、社会人になるということは、未知の世界に飛び込むことに相応し大きな不安感を持っている。施設内で時間を掛けながら、順番にステップを踏んで支援を行うことが望ましい姿と思われがち

であるが、児童自立支援施設という「枠組み」がある施設では支援の限界がある。また、入所に対するモチベーションの限界も含めて、限られた入所期間の中で支援するには、児童に対する支援の的を絞ること、状況に応じて支援方針を修正するなどの支援の柔軟性を持つことが必要である。

併せて、児童相談所との間で密接な連携体制を築いておくことも必要である。児童相談所の児童福祉司の中には、児童自立支援施設における高等部生への支援について、学齢児童の支援と同様と捉えている人が少なくない。今後は、児童相談所に対して、高等部生への支援と学齢児童への支援に明らかな違いがあることを理解してもらい、一層の連携強化を求めていくことが重要である。

カボスの収穫：二豊学園

教育キャンプ（いかだ競争）：二豊学園

特集③

退所に向けた支援とアフターケアのあり方について
～年長児における支援とアフターケア～

福井県和敬学園　男子寮長　伊藤智朗

はじめに

私が和敬学園の男子寮に配属されて七年間が過ぎました。偶然ですが、年長児を担当する機会が多かったこともあり、昨年福井県で開催された、全国児童自立支援施設職員研修会での分科会で第三分科会の「年長児の処遇」を担当させてもらいました。このような経緯もあり、今回の特集については年長児を中心にこれまでの経験を元に、感じていることや考えたことを書かせていただきます。

和敬学園の現状

和敬学園では近年、在籍児童が十名以上になることは少なく、実科生も三名以上になったことはほとんどありません。寮も男女一棟ずつで学科生も実科生も同じ寮で生活することになります。

高校に合格できずに中学を卒業すると、実科生として就職を目指して農場作業を行います。農場では、ジャガイモや大根などの栽培作業を行います。作物はすべて種から苗に育てます。そのための水やりも、

土日の大事な仕事になっています。また、梨の木が数十本あり、その作業も実科生の大切な仕事となっています。

実科（農場）作業をする時間は、最初は午前中だけで、午後からは学科生と同じ日課を行います。実科作業を半年程度、問題なく続けることができるようであれば、午後からも実科作業を行うようになります。また、それもできるようになると、一人で作業をさせたりすることもあります。

園内での作業が適切にできるようであれば、ハローワークや家族などの協力を得て就職活動を行っていくことになります。ただし、最初から本格的な就職が難しい場合は、体験実習や、学園から園外実習としてアルバイトを行うこともあります。

就職が決まり、居住先が決まれば退園ということになります。退園といっても、見極めの期間ということで一か月から半年は措置停止ということになります。停止期間の長短に関わらず、和敬学園では半年間はアフターケアを行うこととしています。この間は計画的に電話連絡や家庭訪問、職場訪問を行います。また、アフターケアの期間が終わっても、担当者は電話などにより連絡を取り合うことが少なくありません。

年長児の寮生活について

前述のように、和敬学園では、寮が一つしかないため、実科生と学科性を別の寮で生活させることができません。そのため、学科生の生活が見えてしまい、日課の違いに不満を持つようになり、本来の作業指導よりも、日課の違いを納得させることや日課のバランスをとることにパワーを取られがちになります。そういう点では、年長児を別の寮に分けたり、園外に実習に出るようになったときには、自立支援棟といった施設があったらよいと思います。しかし、同じ寮で生活する事がすべて負の方向に出るわけではありま

せん。同じ寮で過ごすということは、実科生として区別されることによって、年長者としての自覚が育っているようにも思えます。

年長児の作業プログラムについて

実科生の訓練としては、現在のところ、農場作業中心でその他として敷地内の草刈り等を行っています。農場で作業し、忍耐力や集中力、礼儀、仕事に対する心構えを学ぶことはとても大事なことであると考えていますが、これだけでは、不足しているように感じられます。しかし、学園の職員がいろいろな技術や児童の要求にすべて応えることはむずかしいと思います。これからは、ジョブカフェやヤングハローワーク、産業技術学院などと協力しつつ、実習先を開拓していくことも必要だと思っています。

年長児の実習先について

学園には固定された実習先がありません。これは、学園のある場所が、公共交通機関も少なく、近くには実習できそうな企業もないなど、立地条件にも問題はあると思います。しかし、多くの原因は、児童が実習に出てもうまくいかず、問題を起こして、その結果、実習先を失っていることにあります。

昨年、福井県で開催された児童自立施設職員研修会の分科会での発表では、園外での実習先が豊富な施設がありました。そこでは、行事などを通して地域との関係づくりがうまく機能していることが、その理由であるとの事でした。これからは、地域との関係を大切にしていくこと、実習先に理解を求めていくことが安定した実習先の確保につながるのではないかと考えています。

年長児の住居についての支援

退園後の住居についてですが、保護者の協力が得られれば、保護者宅からの通勤が基本として考えています。保護者の協力が得られない場合には、住居の確保が最も大きな問題になっています。

アパートなどを借りたりするためには成人でなければならず、本人だけではどうすることもできません。これまでは、住込みの就職先を探すことでどうにかしてきましたが、ハローワークに相談してもそういった就職先は少なく、従来の方法では困難となっています。福井県には児童自立支援サポート事業、他県では児童自立支援ホームなどの制度があるようですが、学園での活用はまだこれからという状況です。

アフターケアについて

退園後は、家庭訪問、職場訪問や電話連絡などの手段を使って児童と連絡を取り合います。その場合、学園から連絡を取るのではなく、基本的に、退園児童から連絡をさせることにしています。たとえば毎週土曜日の午後七時に電話をかけてくるように約束をさせています。児童から電話をさせることによって、何を話そうかと考えるようになり、生活や仕事について緊張感を少しでも維持させることにつながるのではないかと考えています。

これまでのアフターケアは、主に学園の職員が行ってきましたが、発達障害を持った児童など、学園職員だけでは困難な児童がでてくると思われます。今後のアフターケアについては、児童相談所や関係機関との十分な連携が必要になってくると考えています。

～ 女子寮の事例紹介 ～

福井県和敬学園　女子寮長　吉　田　民　代

A子の事例

入園時年齢十三歳、中学三年生二月に復学

〈本児の状況〉

WISC-Ⅲ　IQ七十四

〈家族の状況〉

母親（三十代）　スナックで週に三～四日就労。月五万五千円程度の収入。子どものことは放任状態。
妹（小学六年生）　不登校。学力は小学二年生程度。
母方伯父（四十代）　製材所勤務。未婚。生活費はほぼ伯父が負担。
父親（四十代）　和敬学園出身。借金を残して行方不明。本児が小学四年生時離婚。

〈入所前の状況〉

両親が離婚した小学四年生の頃より、学校で「きもい」、「うざい」と言われ、不登校になってしまいました。

中学生になり、遅刻をしながらも登校していたが、夜になると姉妹で同じ団地に住む友人宅へ行ったり、男性らと路上で話し込んだりして帰宅が夜中になることも度々あり、昼夜逆転の生活を送っていました。その後、友人との金銭トラブルでどうにもならなくなり、自ら近くの児童養護施設へ「家に帰りたくない」と保護を求めました。

連絡を受けた児童相談所は、一時保護し本児や家族と面談を行ったところ、本児は、「家に帰っても学校に行く自信がない、また同じことを繰り返すだけになってしまう」との思いもあり、和敬学園を希望しました。しかし、母親は、本児が和敬学園を希望したことが許されず、ギクシャクした関係になってしまいました。

〈学園入所　～一年目〉

入所当時は、女子寮には中卒生二名が在園していました。入園一か月は挨拶・掃除などもきちんと行い、職員の指示に従っていましたが、徐々に力のある児童の顔色、行動を見ながら真似するようになってきたので、週一回面接時間を持ちそれらの事について繰り返し話をしました。

月に一度の面会では、妹や親戚とは会話も弾みましたが、母親は本児に対して言葉かけもなくただその場にいるだけといった感じでした。職員から、一か月あったことを伝え、会話が弾むように関係改善を図りましたが、なかなかうまくいくものではありませんでした。九月下旬に開催された「ふれあいスポーツ

レクリェーション大会」当日に伯父から、前日に母親がくも膜下出血で倒れ手術をしたとの連絡を受けたので、本児にそのことを伝えました。その後、伯父と連絡を取り合って親の様子を聞き、入院一ヶ月後には母親の容体も大分良くなったので、本児を病院へ見舞いに連れて行きました。病院へ向かう車中では、母親に何て言葉かけをしようか色々考えていましたが、いざ母親の顔を見ると「大丈夫」と言うだけで精一杯のようでした。母親は、本児のことを気にかける様子もなく、妹が養護施設から無断外泊をしたりして困っていることを話しだし、結局本児との会話もなく終わってしまいました。本児は、あまりの淋しさで帰りの車中では泣いていました。

正月帰省は、伯父さんが迎えに来て帰ることができました。本児としては、母親の手助けがしたいという思いもあり、帰省期間中は、料理・洗濯・掃除と母親の代わりにすべてのことを行いました。その結果、口数の少ない母親が、本児がいて本当に助かったと言ってくれました。母親は、本児に対して思いを素直に伝えられないので、職員が本児にそのことを伝えるととても喜び、母親に対する思いが少しずつ変化していきました。

〈入園二年目〉

中学三年になり、進路のことを決める際に、元々高校進学は考えていなかったようですが、母親が倒れてからは自分が働き母親の支えになりたいと言い、そういう気持ちが強く表に現れるようになりました。しかし、何がしたいかということは定まっていなかったため、「日々の生活の中で素直で優しく、思いやりがあるので、人の世話をする仕事が向いているのでは」と本児に伝えると、やってみたいと返事が返ってきました。

まずは、グループホーム（認知症対応型共同生活）へボランティア体験をすることにしました。初めは、

入所の方とどのように接していいか分からず、ただ隣に座っているだけでしたが、回を重ねるごとに話をしたり、折り紙をしたり、毎回楽しく行くことができました。同時に、より一層介護の仕事に就きたいと考えるようになりました。次に、特別養護老人ホームで、食事介助、入浴介助等の体験をさせてもらいました。弱音を吐くかと思いましたが、本児の気持ちは、人から感謝されることに喜びと希望を持ち、介護の仕事をやりたいと思うようになりました。

本児との面接を重ねていき、本児の気持ちを最優先に考え、気持ちが固まったので、母親にもそのことを伝えました。母親は自分が中卒で何も資格を持っていないので、本児には資格をとって頑張ってほしいと願うようになりました。

次に、ハローワークへ行き、適性検査を受けたり、介護セミナー講座を受講をしたりもしました。募集があった老人ホームの見学に行くこともできました。学園生活では、就職試験に向け作文を書いたり、面接の練習をしたり、序々に緊張した雰囲気になってきました。中卒でも採用してもらえる老人ホームが見つかり、就職試験は、一次試験は教養試験（国語・数学）と作文でした。受験一週間後、ハローワークから合格の電話を受け取り、本児も母親もとても喜びました。二次試験は面接試験でしたが、まずは施設での様子を知りたいとのことで、担当職員との面接、次に母親、最後に三者面接となりました。試験前は、本児よりも母親の方が緊張していました。自分のせいで子どもが不合格になったらとの思いで、母親も本児と一緒に面接の練習をしました。その思いが通じ見事に合格することができました。

〈解除後〉

就職後半年間は、一か月に一回、家庭訪問と職場訪問を交互に行い、併せて電話連絡を一か月に四、五回行い、仕事を続けていけるように精神面を中心に支援を行いました。

給料は、手取りで十二万七千円支給され、そのうち五万円を貯金し、四万円を生活費として母親に渡していたようです。また、ボーナスが出たときには家の食器棚を買ったと嬉しそうに話してくれました。母親も、金銭面で助けてくれることに感謝して、毎日の弁当作りや通勤時の送迎等をして本児を支えてくれました。

運動会（郷土芸能エイサー）　若夏学院

旗頭フェスタ　若夏学院

特集④

中卒児処遇について

京都府立淇陽学校　指導課教務係　主事　糸井教哲

はじめに

淇陽学校では長年、小舎夫婦制の体制での指導を軸として運営してきています。これまで中卒児処遇について、先人の方々が取り組んでこられたことを今後、受け継いで行くためにも、中卒児処遇についてまとめようと思います。まだ、淇陽学校で勤務して三年目の私には、知らないことも多く、中卒児処遇について考える良い機会になればと思っています。

先日、中卒生寮で生活していた現在、高二の生徒（家庭復帰して自宅から高校に通い、クラブ活動にも参加している。）と中卒児寮で生活している生徒と一緒に地域で行われる駅伝大会に出ることになり、久しぶりに顔を合わせることになりました。結果は一般の部で見事優勝し、他の在校生にも中卒生としてのプライドを示せたように感じました。日々の成果を発揮できたこと、何より、やってきたことに対して自信を持てる機会になったと感じました。こうした成長した姿を周りに評価してもらえること、チャレンジできるということが、中卒児にとっても素晴らしいことだと思います。他にも速い選手がいる中で競技をするといった緊張感やプレッシャー等、その場の空気に触れることで、普段の学校内の生活ではなかなか経験できないことを通して社会性・協調性といったものを少しずつ身につけていくのだろうと感じていま

す。

淇陽学校における中卒児処遇の取り組み

（1）中卒児処遇の経過

〇一九七二年～一九九〇年

一九七二年・改善が見られない者は中学卒業後も残して指導。寮舎は学齢児と同じであった。
進学希望者が急増、高校に合格した者のみ三月末で退所し、就職者は六月から九月に随時就職。進学、就職により在籍期間にアンバランスが生じ、不公平感を生む。

一九八三年・職業安定所による職業紹介が始まる。この年に中学卒業時に退所とする方向に変わる。

一九八八年・寮の特例として寮舎から高校へ進学することが認められる。

一九八九年・児童養護施設措置変更児を一時保護委託として預かり、寮舎から高校へ通学させる。家庭裁判所との協議で中卒児処遇の再開要望があったが、現状として受け入れは困難であると回答。

一九九〇年・中学三年で卒業退所し、住み込み就職するが失敗。保護者がいないため寮舎へ帰る。寮舎から職場へ通勤させる。年度当初に職業実習計画案が出され検討される。

〈一九七二年から一九九〇年頃までの考え方について〉

①中学卒業生の入所については指導の困難性とともに指導体制が確立していないため原則的に入所は認めない。

②中学三年生の入所については卒業退所を原則としているため、指導上最低六ヶ月の指導期間を必要とするとの考えから、原則的に十月以降の入所は控えてもらうよう措置機関に要請。

③卒業後、継続指導を要する児童は寮担当者の判断で指導を行う。

〇一九九一年から一九九二年まで

一九九一年・中学三年途中に再入所し卒業退所をさせずに五月まで院内実習し、のちに住み込み就職。
卒業退所し、高等技術専門学校の寮に入ったがうまく行かず、再入所し寮舎から通学し卒業後、住み込み就職。
・卒業退所後、審判にて再入所し院内実習を経て職場実習をした後、家庭引き取り。

一九九二年・卒業後、指導継続し町内へ通勤実習ののち家庭引き取り、家より同職場へ通勤、週一回寮に泊まり指導。
・卒業後、指導継続し町内へ通勤実習、のち家庭引き取り。
・寮から定時制高校へ進学、途中からアルバイトをしながら通学。
・寮から通信制高校へ通学。
・卒業退所し住み込み就職したが不適応で再入所し、町内で通勤実習、のち近くの職場に住み込み就職。
・卒業退所し高校進学をしたが、うまくいかず再入所し、町内で通勤実習、のち家庭引き取り。

〈一九九一から一九九二頃までの考え方について〉

①卒業退所後、再入所させ指導を行う必要がある児童は受け入れる。
②中学三年生の入所については、社会的な要請また中学三年生後期から問題の多発等から十月以降の入所制限の枠を拡大した上で、入所させてもらうよう要請。
③二学期後期からの入所児童については児童の状況を加味した上で卒業後の継続指導を協議。
④新規中卒児童の入所受け入れについては検討。

○一九九三年から一九九六年まで

一九九三年・中卒・特別寮と位置付ける寮舎を開設。中卒後、中卒児寮から高校に通学。

一九九四年　〈男子〉一九九三年度より継続。中卒後、中卒児寮から二名、定時制高校へ通学する。中卒後、中卒児寮から専門学校へ通学。

・中卒後、中卒児寮から二名、職場実習を行う。

〈女子〉中卒後、中卒児寮から二名が、職場実習を行う。

一九九五年　〈男子〉一九九三年度より継続。中卒後、普通寮から二名、職場実習を行う。その後七月と九月に中卒児寮に転寮。

・中卒後、一般寮より職場実習を行う。

〈女子〉一九九四年度より二名継続。中卒後、中卒児寮より職場実習へ二名。

・中卒後、一般寮より職場実習。その後六月から中卒児寮へ転寮する。

一九九六年　一九九五年度の二名が継続するが、職員の退職により一〇月に中卒児寮閉鎖。全寮混在寮となる。　女子は一九九五年度の四名が継続指導。

○一九九七年から一九九九年まで

一九九七年・中卒後、男子一般寮より六名職場実習を行う。　女子　一九九六年度の二名が継続。

一九九八年・中卒後、男子一般寮より校内指導を行う。

一九九九年・中卒後、男子一般寮より定時制高校へ通学。

［事例］

①〈男子〉一般男子寮混在で高三まで、京都市内の定時制高校に通学。バイトも三つほど経験。徐々に長

く続き、安定して自立のための資金を貯める。高校四年時には中卒児寮に転寮。高校卒業後、就職し退所。高校在学中は、他の友達との兼ね合いから、携帯電話の所持や染髪をめぐってルールのやりとりをするなど、様々な事があったが、卒業後は独り立ちしなければならないことがわかっていたため、極力、淇陽学校にいる（大人がフォローできる）間に自己主張させ、様々な経験をさせる方針でなんとか高二半ば位までの多感な反抗期を一緒にのりきった。高二半ば以降はすっかり落ち着きだし、充実した高校生活とバイト生活を送っていった。

②〈女子〉入所時期が中三の十一月と遅かったため、一年をめどに一般女子寮の中で（学齢児と中卒児）混在で支援。家庭復帰を念頭に淇陽からも家からも通える事を考えて高校を選ぶ。

京都市内の定時制高校に通学。高校に近い飲食店にてアルバイト。高校もバイトも順調に続いたため、高一の十一月に家庭引き取り。

③〈女子〉一般女子寮の中で混在で支援。京都市内の定時制高校に進学。高校の近くの飲食店でアルバイト。しかし高一の二学期、通学途中で知り合った淇陽から徒歩五分の男子と交際が始まり深まりすぎる。高校退学。遠方の養護施設に措置変更。

④〈女子〉一般女子寮の中で混在で支援。全日制高校に進学。淇陽の近所の店舗でアルバイト。生活状況が順調のため、高校生活で皆が持っているという携帯所持を許可。（代金は本人がバイトでまかなう、淇陽内では寮担に預ける等の約束）しかし、夏に携帯を通して男子と知り合いやりとりするうちに交際がはじまり、同時に施設での生活の制約の多さに嫌気がさす。高校中退、家庭引き取り。

女子の中卒児を中学生と混在で支援するにあたって、i女子高校生の携帯電話の普及の高さ　ii男女交際などに対する周りの高校生と比べての制約の多さ　iii交通の便が悪いため、男子以上に配慮していても通学路が心配　などの課題が残り、有効な改善策も見つけられないことから、これ以降の女子で中卒後家庭に帰れない子どもたちについては、中学卒業後措置変更により、児童養護施設あるいは里親か

ら、高校や支援学校に通っている。必要に応じて措置変更後も連携をとって支援しているが、今のところ措置変更された五人の内、途中で家庭引き取りになったのは一人。五人とも現在高校在学中、あるいは高校を卒業し大学に進学している。

⑤〈男子〉中卒児寮から支援学校に通い、欠席なしで卒業。祖父母との関係修復。祖父母宅に引き取り。支援学校からの就職先も決まり、一年六ヶ月働く。家庭での甘え、窮屈さ、関係が築けない事もあり、引きこもり再発。現在は家出中。祖父母の心情を察し、話を聞き、難ある時はサポートする様にしている。関係は今も続いている。

⑥〈男子〉中卒児寮　支援学校との連携。引きこもりの彼が、三年間欠席なしで卒業し、卒業と同時に就職し、アパートでの一人暮らし。あこがれていたが、枠からの開放感でうまくいかない。社会的な営みができない。保険料、電気代、水道代の支払いができない。病院に行くが診療代の高さに戸惑う。隣、上下の騒音迷惑をかける等たくさんの問題を抱えている。サポートチームの立ち上げにより、社会と彼を繋ぐ。卒業から三年目、サポートチームの人達の援助により、彼なりの生活を送っている。

⑦〈男子〉中卒児寮　四月から十二月まで定時制高校とアルバイトで頑張っていた。が、突然帰ってこなくなり心配。茶摘みの時期に保護され、行き場が無いため帰寮。そこから、また新たな自立訓練が始まり就労訓練、家族調整をした後、縁故の就職で家庭引き取り。今は家庭を持ち生活している。無外中は、仕事を転々としたらしい。帰寮してからは、三ヶ月間、職員と本音でぶつかり合い、きちんとやりきり、自信をもって退所した。いったん無外という形で切れていた関係も、行き場の無さから修復、自立支援。

○寮舎改築を契機とした中卒児寮開設

二〇〇六年の八月に二つの寮舎改築・二〇〇七年の三月に残りの二つの寮舎改築により、中卒児寮としても新たなスタートを切った。寮舎改築以前は、一般寮から中卒児寮へ転寮するか、一般寮の中で中学生

と混在する形で中卒児を指導していくという両方をとっていたが、中卒児寮を新たに改築したことにより、どちらかの形を示し、運営していくことが必要になった。当時、職員間で中卒生寮へ移動させる寮と中卒生を受ける寮との処遇に対する考え方の違いや、混在で中卒児を持つことが負担になるということ、中卒児として残してやりたいということなどが議論された結果、中卒児寮開設となった。

（処遇形態）

児童の特性、問題性あるいは家庭環境等、総合的な配慮のもと、中卒後の指導継続、出戻り児の受け入れを行い、院内実習、院外実習、通学指導を実施し社会復帰を目的とした指導を展開している。

（指導内容）

中卒児の受け入れ、指導継続の判断、指導内容の計画、立案、生活指導、院内実習指導、院外実習指導等のほとんどが寮担当者の判断に基づき、実施されている。

（2）中卒児処遇の意義

児童自立支援施設の使命が「社会適応力を身につけさせ、一日でも早く社会復帰させる」ことにあるのは言うまでもないことであるが、現実として社会復帰後、以前と同じ行動を繰り返したり、少年院へ行ったりと、改善率の悪さを痛感せざるを得ない状況がある。社会情勢も物があふれ働かなければ食べていけない時代ではなくなり、犯罪、非行の日常化、劣悪な風俗文化の横行、性非行、薬物乱用が増える傾向にある今日、児童を取り巻く環境は良くない状況にある。また、児童の質的変化、多様化の中で情緒的、精神的未発達といった親子関係、人間関係のまずさから派生する問題をもった児童が増え、社会適応、自立することの困難さが伺える。近年、中学三年生から、中学三年生後期からの入所が増える傾向にあり、在

所期間も短くなりつつある現状のもとで、社会的に自立する力を身につけさせることは並大抵のことではなく、児童の特性、問題性及び社会環境等を考慮し、中卒後もさらに社会のニーズに応えられる体制を作ることが必要である。

○中卒児としての自覚

中学卒業後の進路を決める時期になると、退所後の生活の場を何処にするかという検討が必要な児童が出てくる。生活の場が決まらないと、進学先や就職先を決めることができないという悩ましい問題である。受け入れ先のない児童については、中卒後も本校に残り、通学や通勤をすることになる。児童にとって、施設に残って生活を続けることは、年長児として指導を受けるという意志と覚悟がないと、なかなか続けられるものではない。なぜ施設に残らなければいけないのか分かっていても、また本人にとって残ることがどんなに良いことであるか分かっていても、同じ時期に入所した児童が地元に戻っていく姿を見ながら施設での指導を受けることは、残る児童にとっては厳しい選択である。

○クラブ活動

普通科高校・定時制高校に通う中卒児にはクラブ活動を行う者もいる。生活訓練費をクラブ活動費に充てるので、ほとんどお金を持っていない。クラブでの先輩や後輩の関係を通じて、自分の考えと他人の考えが違うことに気付かされる。たとえ、知識として理解していることでも、経験してみないと分からないことを人との関わりの中で、身に付けていくことができる。

○働くこと

卒業後の自活のために貯金を蓄えておかないといけない場合や地域に戻って家族の元から働きに出る場

合などに、アルバイトを行っている。社会性や自分で生活していくために必要な力を身につける上でもアルバイトをするということが、大きな役割を担っている。

アルバイトは、求人情報誌を駅やスーパー等でもらってくる、町内でアルバイトの求人が出ていないかチェックして見つけてくる。

中卒でのアルバイトや就職に関しては、三ヶ月間（おおよそ一〇〇日間）の院内実習指導を行う。そこではまず、職員の指示が聞けるようになること。忍耐力をつけ、続けられるようにすること。体力をつけること。対人関係づくりとして、周りへ配慮・気づいて動くことに重点を置き指導にあたる。その後、院外での職業訓練となっていく。個々の能力に応じた適性を見極めて、どういった仕事に向いているかを中卒児と話し合い決めていく。コツコツ真面目に働けるかどうかを事業主の方に判断してもらう。最低でも一年以上続けることが一つの目安となってくる。目的を持って職業訓練を行っているので、一つの職場で長く仕事が続く。地元のハローワークでは、施設の中で集団生活をしながら枠のある生活をしていること、問題を起こした場合にフォローアップしてもらえる体制があるということなどを評価していただき、多くの就職先を提供してもらっている。社会資源を利用しながら中卒児として社会性を身につけていく。

（3）中卒児への支援の現状

近年、中学三年卒業時に退所できない児童が増加している。中学を卒業し、生活態度等からすれば退所が可能な段階に達しているものの、保護者がいなくて受け入れ先がない等により引き続き措置を継続する児童、性加害があって家庭や地域に戻せない児童、虐待があり家庭に戻せない児童が中卒児として残るケースが多い。他の施設への措置変更を模索するが、なかなか厳しいのが現状である。また、中学卒業前に入所していたが在所期間が短い等の理由で、生活上、行動上の問題に顕著な改善が見られないため、卒業後も措置を継続する必要があると判断された児童もおり、中卒児処遇のニーズは多様化してきている。中卒

の就職が極めて厳しい状況にあることなどを踏まえると、高校等の進学に向けた支援に力を入れていくことの重要性が感じられる。

現在、支援学校へ通学している児童、普通科高校へ通学している児童、院内で中学三年生と同じ授業を受けて今年、高校受験にチャレンジする児童がいる。

課題としては、知的にボーダーにいる児童で地元に帰すことができない理由を抱えている児童が増えてきているが、受け皿が極端に少ないことである。住む場所が見つからないと、必要な支援が受けられないだけでなく、仕事に就くことすらできないのである。関係機関や地元との連携をとり環境を整えていくことや社会資源の開拓が重要となってきている。

○淇陽学校モデル

中卒児として施設で努力して生活している様子を、周りに見てもらう機会を持つことで中卒生としての意識が高まるだけでなく、学齢児にとっても良いモデルとして捉えられるという相乗効果がある。校内行事に参加することが良い刺激となっている。校内のスポーツ大会への参加などを通して学齢児との交流をしている。校内のマラソン記録会では、中卒児は自分のプライドを守るために必死になり、学齢児はその姿を見て良い刺激を受けている。

（4）おわりに

施設という枠のある生活から、一歩踏み出た中卒児たちにとっては、施設外の世界も日常であり、たくさんの誘惑に晒されながら生活している。施設とはなんと住みにくいところなのだろうと感じながら生活していても不思議ではない。社会と施設のルールに大きな差があることに戸惑いを感じながらも、生活していかなければならない理由があるからである。寮としては、施設の枠組みを保ちながらも、指導してい

かなければならない。ここに柔軟な対応が必要である。たとえ施設内への物品の持ち込み、喫煙等のルール違反があったとしても、その事象を新たな指導のスタートと捉える。これもまた子どもと向き合える機会である。少々の問題が起きても、目標に向けて最後までやり切らせたいという思いが支援する側としてある。ダメなことはダメではあるが、社会に出て自立するための準備期間と捉えて、施設として温かく支援していけるような体制作りをしていかなければならない。

中卒児の自立には多くの人を巻き込んで児童と関わりを持ってもらうこと。児童と地域を繋ぐ環境作りが大切であり、地域で生活する中で困ったことがあった時に相談できる人を増やすことが、児童の自立の支えとなっていくと考える。

園外活動　若駒学園

地区合同運動会　若駒学園

特集⑤

通勤交替制施設でのアフターケア

鳥取県立喜多原学園　副寮長　齊藤恵子

通勤交替制の施設と、夫婦小舎制の施設では職員の時間の概念が大きく違うように感じている。

私が四年間の児童相談所勤務を経て喜多原学園に着任した時に、当時の寮長から「教護十年」と言われたが、通勤交替制の施設であれば、そもそも十年も異動せずにその職に留まっていることはできない。実際最初に児童自立支援専門員として男子寮に勤務したのは四年間であった。

その後二回目の異動で再び喜多原学園に戻ってきたが、今回も同様に数年間での異動となるのであろうと予測している。

私が学生時代に施設実習をさせていただいた近畿地方の夫婦小舎制の施設では子どもたちが入所している数年間が、支援の中でのほんの一部として捉えられていたように感じた。退所してから一年間などとアフターケアを意識しなくても、何年経っても、そこに施設（家）があり、施設職員としてそこに存在し続け、迷い悩んだ子どもたちを受け入れ、その子どもや孫の代まで学園に縁のあった子どもたちを支え、応援していくという信念と基盤があるからだと思っている。ふらりとやってくるにはかなり交通の便も不便なところであったが、仕事の帰りの退所生が帰ってきて過ごしていくことが当たり前の光景であった。実習生の寮はグラウンドを隔ててぽつんと建てられていて、真っ暗な敷地内を歩いていると、子どもたちか

ら聞かされた怖い話を思い出して本当に怖かった。決して新しくない寮は夜になるとミシミシどころではなくばりばり音がした。お盆の時期に、寮母先生に「夜になるとすごい音がして怖いのです。」と訴えると「他に帰るところのない子たちもいるからね。」とさらりとおっしゃった。学園で生活した子どもたちは、いつでもどれだけ時間が経っても、施設を頼りにしてよいのだ、帰ってきてよいのだということを実感した実習であった。

入所している子どもたちだけではない。私が喜多原学園に着任してすぐに、実習でお世話になった寮長が、わざわざ足を運んで様子を見に来てくださった。その際「お前の施設はもっと工夫してきれいにできるはずだ。まずは掃除をしろ。五年後にまた見に来る。」との言葉を残して帰っていかれた。職員の成長も年単位で考えておられること。たかだか実習生として受け入れただけでも、学園で学んだ者として行く末を案じてくださることに感動した。

一方喜多原学園は通勤交替制の施設である。通勤交替制の施設だからといって、子どもたちへの思いが薄い訳ではない。しかし、施設職員として子どもに関われる期間は圧倒的に短い。施設職員の立場がなくなっても子どもとの信頼関係が変わる訳ではないが、この子どもたちとどういった立場でどう関わるかは、施設を離れてしまった職員の共通の悩みであると思う。

進学した高校の先生、職場の方、措置変更先の施設の職員さんや里親さん、児童相談所の指導が継続すれば、一安心であるが、次の支援者の方になかなか繋がらない場合や、関わりが切れてしまう場合もあり、結局「何かあったらとりあえず聞いてみよう。」という存在から抜け出せないこともある。自分が施設職員の立場であれば大変嬉しいことであるが、そうでない場合には「どんな立場で、どう責任をとるつもりで関わっているのか?」という批判的な見方をされることも少なくない。「困ったら頼れる大人に相談すること。」を子どもたちに日々の支援で言い続けていながら、「今は相談を受ける立場にない。」と言うのが正しいのか?信用させておきながら手を離すぐらいであれば、最初から関わらなかったらよかったので

はないか?という悩みにどうしてよいのか分からなくなったこともあった。

しかし、子どもは私が思っている以上にずっとずっとたくましい。

支援途中で退所させてしまい気がかりで仕方がなかった子どもが少年院に入った。半年ぐらい経って少年院の先生が、「以前いた施設に連絡を入れることは基本的にしていないが、少年の様子がどうにも安定しない。可能な範囲で手紙を書いてやってもらえないだろうか?」と電話をくださった。その後、一度面会に行き、数十通の手紙をやりとりした。子どもから来る手紙は季節の挨拶から始まりとてもしっかりした文体でこちらの方がやりとりを楽しみ、励まされた。

時に担当している子どもが言うことを聞かないなどと書いてみると「私はその子どもさんのことを知らないし、人の心配をしている立場でもありませんが・・・。」と前置きしてアドバイスをしてくれることもあった。

退院してから、寮に電話がかかってきた。腹痛と発熱を訴えるので勤務が終わってから内科に連れて行くと、盲腸なので大きな病院に行くように指示された。病院に着いて保護者さんに連絡を入れ、子どものところに戻ると、点滴の間にいらいらが始まり、「金がないのに勝手なことをするな。」と看護師さんに悪態をついていた。最優先は命であり、お金のことは、今は考えなくてよいと話すと、「こんなにしてもらっているのに悪いこと言いました。」と看護師さんに謝っていた。結局は手術をせずに治療を終えることができた。

その後高校に進学したいという子どもの相談を受け、分校の教頭先生や保護者さんと話をして、入試の手続きを行った。受験生として自覚が足りないのではないか?と服装や頭髪の指導をすると、反発して「高校なんか行かんわ。」と最初は怒って帰って行ったが、一緒に受験しようと他の退所生に宥められて結局は受験した。受験には弁当を持たせて付き添ったが、二日目の面接試験には寝坊して来なかった。最終的に通信制課程の高校に進学し、同級生とは二年遅れで高校二年生になっている。

今年の母の日にはプレゼントをくれて、付き合っている彼女を紹介してくれた。まだまだ色々とありそうだが、この子どものように、もしもどうしても必要な時には、どうしてでもつながれるのだと今は妙に安心している。

この原稿を書いている間にも何人かの退所生から連絡が入った。「働いていた職場でアルバイトから正社員になりました。」という退所後数年経った退所生からの嬉しい報告もあれば、「毎日楽しいです。バレー部に入って頑張っています。」という退所して日の浅い子どもからのホッとする報告もあった。「仕事を辞めてしまいました。」という残念な報告や、「お母さんの体調が悪そうで心配だけど、聞けないから代わりに連絡をしてみて欲しい。」というお願い電話もあった。電話をかけてきたくせに「あっ。出たし。どうせ仕事中でしょ？」という失礼な電話もあった。

それでも、なんだかんだ連絡を入れてくれるうちはこちらも安心していられるが、退所後すぐに連絡がつかなくなる子どもに関しては、こちらがある程度繋がる努力が必要で、そのために少なくとも一年間は計画的なアフターケアが必要なのだと思っている。

一　喜多原学園のアフターケアの現状

通勤交替制の施設では、新入児童を受け入れ、送り出し、少なくとも一年間のアフターケアを実施することですら一人の担当の職員ができるとは限らない。三月末に担当児童の退所とともに担当職員やつながりのあった職員も異動してしまうこともある。今までつながりのあった職員がアフターケアを実施する場合は、子どもの様子を見ながら、間を開けたり、頻繁にやりとりをしたり、タイミングよく実施できるが、そうでない場合は、一ヶ月に一度などと計画的に実施しようとしても、実施を予定した日がキャンセルになり、そのまま次を設定できないままに時間が過ぎることもある。

当然、現在入所している児童の支援（寮日課）があり、新入児童が入って来たり、何か問題が起きたりすると、今の寮運営だけで手一杯になる。

また、寮が落ち着いていれば、さらに余暇時間の日課を充実させたい。今入所している子どもにも関わってやりたいと、現在の入所児童の支援の方が優先される。

通常の勤務日にアフターケアは実施できないため、時間外対応となってしまい、職員の体力的にも負担が大きい。

その中で、通常退所後一年間は、訪問、電話、来園させてのアフターケアを実施している。また、学校、児童相談所、関係機関、保護者の求めに応じて支援会議に出席したり、子どもへの指導を行ったりしている。

二　喜多原学園のアフターケアの内容

退所後、措置変更となる子どもについては、措置変更先の養護施設、里親宅を訪問し面接を実施している。子どもについての引き継ぎを行うのはもちろん、その後も、電話での連絡、訪問等、状況を見ながら継続している。

また、退所生が来園する際に、施設機能強化事業（施設入所児童等社会（家庭）復帰促進事業）を活用している。退所して何年も経って生活が落ち着いている退所生に話をしてもらうこともちろん意味のあることであるが、退所から比較的日の浅い退所生を来園させている。

先日も、今年三月に中学校卒業と同時に養護施設に措置変更になった子どもが、せっかく入学した高校を辞めようとしており、措置変更先の養護施設とも相談し、振り返りの機会として学園で一泊二日を過ごして行った。

入所生には、大人が言うのとはまた違う、一緒に生活していた最も身近な先輩としてアドバイスをし、児童自立支援施設という枠がなくなり、生活の場が広がった中でも頑張っている姿を見せてくれた。また迎え入れる職員も意識して入所している時とは違い、少し大人扱いをすることで、入所児童と職員という関係ではなくなっても、「人と人」として繋がっていること。この後、あちこちで居場所をなくしていったとしても、喜多原学園という居場所があることを伝えられたのではないかと考えている。

三　喜多原学園のアフターケアに関する基本姿勢

（一）　アフターケアは本来の業務として、組織として行うものであり、必要であれば成人に達するまでも実施する。

（二）　アフターケアの主導権は子どもにあり、退所しても頼られる信頼関係を入所中に構築しておくことが必要である。

（三）　少なくとも退所後一、二年は、組織として実施し、記録を残すこととする。

この三点が学園の方針であり、一つ一つ当たり前のことであるが、通勤交替制の施設では、常に意識をしておかないとアフターケアが続かなくなってしまう大切な姿勢であると感じている。

四　喜多原学園のアフターケアの課題

就職自立した児童のアフターケアの支援体制が弱く、個別に支援を行っている状態がある。

就職自立の際に、「よなご仕事若者ぷらざ」を利用し、就職に向けた心構えを外部の方に話していただ

く機会として利用させていただいている。なかなか就職先がない中で、中卒児を採用してくれる職場の中には、十八歳に達していないことを逆手にとって、二十二時以降給料をつけないが仕事はさせるなど、便利遣いの職場もある。

「若者ぷらざ」に入っていただくことで、若年者雇用に理解のある職場を紹介していただき、トラブルがあれば相談に乗ってもらえる状況で就職を決めることができる。

だが、子どもは、目先の待遇の良さに惹かれて、友人や先輩から誘われた従業員を使い捨てるような職場に簡単に転職してしまい、結果、仕事が不安定、給料を払ってもらえない、仕事を辞めさせてもらえない等のトラブルに巻き込まれることが多い。

就職しても、仕事を休む際に「今日は行きたくないので行きません。」など正直に言ってしまい仕事を失うこともある。嘘はいけないが、どうしても仕事に行けないなら休む者のマナーとして、申し訳なさそうに体調不良を理由に休むように話をしたこともあった。

先日、正社員になったと報告してくれた子どもも、前の会社が給料を払ってくれずに仕事を辞めた。今は親戚の家に引っ越して、認知症のお年寄りのためのグループホームで働いている。以前お世話になっていた里親さんの尽力で、特別養護老人ホームで働いていた経験があり、今回の就職を決めたきっかけとなったようであった。人間関係が大変ではないか?と尋ねると、会社がヘルパーの資格も取らせてくれると言っているし、利用者の方にも可愛がってもらっているとのことであった。自分も施設での生活が長いので、利用者の方が「家に帰りたい。」と荷物をまとめたりされる気持ちがよく分かり、涙が出る。「もうすぐご飯なので先にご飯を食べましょう。」と言ったり、一緒に歩いたりして気持ちを紛らせてもらっていると話していた。また、帰ろうとすると引き留められるので、勤務時間が過ぎてからゆっくり話を聞くようにしているとも話していて、こちらの方が忘れかけていたことを思い出させてもらった気がした。

この子どもは、退所時に里親への措置変更となったが、高校に通わなくなり、その後里親宅も出て友人

宅で生活していた。学園の支援と言うよりは、里親さんの地道な支援が今に繋がったと思っているが、すぐにうまくいかなくても、支援が活かされたことに大いに励まされた。

しかし就職への進路変更でもなく、高校を途中で辞めてしまうケースが非常に多い。

また入学の段階で二年連続して定時制に不合格となった子どももおり、一度退学者が出た高校からは、合格者が出にくいようにも感じている。

定時制に落ちて、通信制課程に進んだ子どもは、課題を締め切りに出す、週に一度学校に行くという流れが定着して現在二年生に進級している。最初は「授業中静かにしていたのに先生が褒めてくれなかったので腹が立って壁を殴って我慢しました。でももう辞めます。」「野球部に入ったけど最初にランニングをしなかったので嫌になって辞めました。」と、特性である衝動性の高さや、こだわりの強さ（学園での野球練習ではランニングから始まるため、ランニングをせずに練習が始まるという変更に対応できなかった）から、高校生活に苦労したが、今はそのこだわりのおかげで、課題提出前日には、課題ができていないと落ち着かないようで、無事に高校生活を続けている。「シャトルランで最後の二人まで残りました。」など嬉しい報告をしてくれることもある。

今年度から男子寮に続き、女子寮にも副寮長が配置され、アフターケアの実施については各寮の副寮長が主査となった。職員が入れ替わっていく中でとにかく退所してすぐの子どもに対するアフターケアを確実に実施することが大切であると考えている。

特集⑥

わかたけ学園におけるリービングケア・アフターケアの実践

島根県立わかたけ学園　主任家庭支援員　石飛　勝

はじめに

わかたけ学園では家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー：以下FSW）が専任配置されており、アフターケアに重点を置いた業務を担っているが、退所後の状況は決して良好ではない。退所後、地域の中で適応した生活ができるか否かは、アフターケアはもちろんであるが、入所中のインケア・リービングケアにおける支援が重要な鍵となると感じており、アフターケアは、インケア・リービングケアから続く連続的なものであると考える。本稿では本学園における実践を紹介するとともに、本学園の退所児童追跡調査の結果からみたあり方について若干の考察も加えたい。なお、後述するリービングケアの紹介の中には、インケアとして行っているものもあるが、退所後の生活に必要な知識や技術の獲得を目指すものとして敢えて記述させていただいた。

一　わかたけ学園における支援の実際

（一）リービングケア

①特別学習

本学園では、中学卒業児童を対象に、社会生活、職業生活で求められる基本的生活習慣・社会規範・労働意欲・持続性などを養うため「研修科」を設置し、生活支援・学科支援・作業支援・園外職業支援等を行っている。研修科の中でも、週一回リービングケアを中心とした「特別学習」の時間を設定し、児童が退所後に必要な生活技術を身につける授業を、学園職員や外部講師により行っている。

具体的には「履歴書の書き方」「職業適性検査」「人権について」「市役所等における諸手続き」「一般常識」等を学園職員が講義している。また、島根県の事業に県職員が直接出向いて講座を行う「しまね出前講座」があり、費用負担がなく講師が招聘できるため、年に数回この事業を利用して講座を開講している。これまで県青少年家庭課による「DVについて」、国際交流員による「異文化理解」、消費者センターによる「消費者問題出前講座」等を行った。島根県の出前講座以外にも、ハローワーク職員による「職業講話」、携帯電話会社による「ケータイ安全教室」も行った。アフターケアを行う中で「架空請求」や「高額請求」の事例が複数あり、また携帯電話のソーシャルネットワーキングサービスによるトラブルも発生したことから、消費者問題出前講座やケータイ安全教室を特別学習の中で企画したのである。

島根県の財政状況は厳しく、「財政健全化基本方針」のもと、財政健全化に向けた取り組みが行われている中、県立施設である本学園を取り巻く予算の状況も厳しい。そのような状況の中で費用負担がなく外部から講師を招聘できる、出前講座や民間企業のサービスを有り難く利用させてもらっている。

②園外職業指導

就職を希望する児童に対しては、事業所等に委託して園外職業指導を行っている。園外職業指導には、児童が就労に適応するか否かを判断するため、事業所において訓練を行う「就労適応訓練」と、将来健全な職業生活を営むのに必要な態度や能力、対人関係、職業上の一般的な知識を身につけるために、事業所

で賃金をもらいながら実習する「職場実習」がある。

実習をするなかで、特別養護老人ホームでの実習においては、実習最終日に利用者の方が、別れを惜しんで涙ぐまれたことに感動した児童がいたり、親が介護の仕事に携わっている児童は、介護の仕事を安易に考えていたが、実際お年寄りとのコミュニケーションがとれず、介護の大変さを実感したりしていた。また、ある児童は「家から五千円パクったとき、父さんに五千円儲けるためにはどれくらい働かないといけないかわかるかと言われたことがあった。その時は二～三時間働けば良いと思っていた。お金を貯めることは大変なことだとわかった」と話し、お金を儲けることの大変さを痛感した児童もいた。このように、実際の就労を体験することで、働くことの厳しさや喜び、自分にどんな仕事が向いているのか等を体得する良い機会となっている。

これらの園外職業指導は事業所の好意により行われているのが現状で、体験学習や就労適応訓練を引き受けてくださる事業所は多いが、職場実習となると、雇用関係を結び賃金が発生するため、受けてくださる事業所は少なく、ハローワークの求人に頼るところが大きい。本学園がある松江市には「松江市青少年支援センター」がある。ここは松江市教育委員会が運営する機関であり、青少年や保護者等から相談を受け、個別的・継続的に支援する機関であり、さらに厚生労働省から無料職業紹介の許可を受け、職業の紹介や斡旋も行っている。青少年支援センターへは、非行等の問題に対する理解のある事業所からの求人もあり、支援センターから就職に繋がるケースも多い。

③資格取得への支援

資格取得へ向けた取り組みとして、全珠連珠算検定、日本漢字能力検定、実用英語技能検定、硬筆書写検定、原付免許取得への支援を行っている。全珠連珠算検定は二十年以上前から継続して実施している。平成二十年度からは漢字検定を取り入れ、二十二年度からは英語検定、硬筆書写検定を取り入れている。

このうち、硬筆書写検定は児童の「受験したい」という声を発端として、学園の取り組みとして行うに至っている。珠算検定は、児童福祉施設入所児童は受験料の免除が受けられ、漢字検定においても児童自立支援施設在籍児童を対象とした「受験機会提供制度」の適用を受け、受験料の免除が受けられる。受検は希望者を対象としているが、多くの児童が挑戦している。また合格者には、全校集会や学期ごとの終業式で表彰を行い、頑張りを称えている。各種検定は、一般的に三級以上が履歴書に書けるため、資格取得は就職に向けての強みの一つになる。

さらに、平成二十三年度の取り組みとして、ホームヘルパー二級課程養成研修の実施を行う予定であり、同年六月に島根県知事から介護員養成研修二級課程の指定を受けたところである。これは、ホームヘルパーの資格取得を目指す児童に対して、費用や通学等に困難を伴うことから、学園での支援方法を検討する中で、国立武蔵野学院での取り組み1）を本学園にも取り入れたものである。

④生活訓練

退園が近づいた児童には、実際に学園のショートステイハウス（一軒家で和室三部屋・台所・風呂・トイレ付）において一週間程度一人で生活する訓練も行っている。寮での集団生活を離れ、他児がいなかったり職員の声かけがなかったりする環境の中でも、自分の意思で時間通りに行動し、自分のことは自分で行う経験をしている。具体的には起床から身辺整理、食事、入浴・洗濯をすべてショートステイハウスで行う。食事は食堂で準備されている給食を持ち帰り食べているが、児童によっては段階を踏んで、簡単な食事を作る場合もある。日中は園外の学校に通学したり、事業所で職場実習を行っている。退所後は家庭復帰する児童がほとんどであるが、中には一人暮らしなど自活する児童もいる。そのような児童については一人暮らしの雰囲気に慣れる機会でもある。このように生活訓練を通して、退所後に必要な生活技術を身につけさせている。

⑤試験登校

原籍校に復学する児童には「試験登校」を実施することもある。「転校生」として試験登校なしに学校に入る方がスムーズな場合もあり、実施するか否かはケースにより異なる。試験登校については、児童が実際にその学校に適応できるか見極める意味合いのものと、復学を前提とし児童が学校に慣れるための慣らし登校的な意味合いのものがある。見極めを主眼とする場合は評価表を作成し、先生から学校での評価を、保護者から家庭での評価を毎日記入してもらい、本人の自己評価と照らし合わせながら振り返りができるようにしている。慣らし的な意味合いの試験登校では、措置停止をかけて実施することもある。

（二）アフターケア

①実施体制

本学園では、平成十八年度よりＦＳＷが専任配置され、ＦＳＷがアフターケアの業務を担っている。本学園がそもそも専任配置に至ったのは、平成十七年度に「わかたけ学園あり方検討委員会」が設置され、その報告書2）においてＦＳＷの専任配置が示されたことが大きい。報告書では、「職員は、入所中の児童に対する指導が優先される。そのため、（中略）退所後の児童に対しては、電話や家庭訪問、職場訪問等による効果的なアフターケアが実施できておらず、地域や関係機関と緊密に連携を図ることも困難である」という課題のもと、「退所までを含めた児童や家族に対する援助、支援体制の構築・活用のための関係機関との連絡調整等を専任で行うファミリーソーシャルワーカーを配置し、児童の自立支援と環境調整に関する機能を強化する」と明記された。実際にそれまでのアフターケアは入所児童への支援に追われ、なかなか手が回らず、児童からの電話に応えるのがやっとであったが、専任配置以降、機動的で計画的にアフターケアが実施できている。また、アフターケアに関するマニュアルが未整備であったため、平成二

十一年に「わかたけ学園アフターケア実施基準」を策定し、これに基づいてアフターケアを行っている。

退園にあたっては、まずケース担当者が「退園後児童自立支援計画」（資料）を策定する。この計画の中に児童や関係者の意見、退園後の目標、アフターケアの計画を入れていく。併せて関係機関とも退園後の支援体制について協議を行う。特に小学校や中学校に復学する児童は児童相談所だけでなく、原籍校や市町村教育委員会も交えて協議をしている。協議の形は児相が行うものや教育委員会が行うもの、要保護児童対策地域協議会の中で行うもの等、ケースによって異なる。

児童や保護者に対しても、アフターケアについて説明し同意を得て実施している。この時点で同意が得られない場合は学園主体でのアフターケアは困難であり関係機関に委ねることになるが、これまでにそのような例はない。しかしアフターケアを実施していく中で、児童自身が「監視されているようで嫌だ」と拒否したり、保護者が「学園が関わると、子どもが学園に戻りたいと言い出す」等と学園の支援を児童や保護者が望まれないケースはあった。アフターケアを望まれない場合のその後の支援は、その都度児童相談所と協議することとしている。アフターケアの期間は概ね一年を想定しているが、退園後一年以上経過している場合であっても、地域で一定程度自立するまで継続的な支援が必要と思われる場合は、引き続き支援することとしており、退園児童の約四割は一年以上継続している。これまでの最長は五年三ヶ月である。

②アフターケアの内容

退園後のアフターケアとして、進学した児童の通学継続への支援や復学した児童の学校適応への支援、就職した児童の就労継続のための支援、離職した場合の再就職への支援などを行っている。そのほかにも親子関係修復のための家族調整や基本的生活習慣の建て直しの支援、定期の受診が必要な児童に対して、受診に同行する場合もある。出産を控えた児童には、産婦人科と連携して妊婦健診が滞るようなことがあ

れば学園に連絡をもらうような体制を取ったり、出産後はハイリスクケースとして、児童相談所や市町村と連携した見守りなども行っている。先に述べたような高額請求や架空請求の事案に対して消費者センターとともに対応したり、暴力団に巻き込まれそうになった児童に対して暴力追放センターと連携したりする等、アフターケアの内容は個々のケース毎に様々な対応が求められるのである。

③アフターケアの方法

アフターケアの方法としては、通信・訪問・来園がある。通信は、電話や手紙、メール等により様子伺いをしたり、相談を受けたり、励ましを行ったりしている。年賀状やバースデーカードを送ったりもしている。退園児童の中には毎日のように電話をしてきてくれる子もいる。訪問は、学校に通学している児童は学校へ訪問し、先生や児童と面談している。就職している児童は、職場へ訪問して上司の方から職場での状況を聴取したりしている。就職して退所する場合は、学園が面接に同行するなどしているが、退所後の再就職の際、学園を通さずに就職したり、児童自身が学園に在籍していたことを言わずに就職したりするケースもあり、そのような場合は職場訪問ができないため、家庭訪問などで就労の状況を本児や保護者から聴取しているのが現状である。来園は、児童が学園に訪問した時の対応や、児童を定期的に通所させて指導するケースもある。通所指導はケースにもよるが、島根県は東西に230キロと長く、遠方の児童の通所は困難でありほとんどのケースがこちらから訪問するという形を取っている。昨年度定期的な通所指導を実施したケースは一名であった。

また関係機関との連携として、学校や職場、児童相談所はもちろんであるが、その他にも就労支援においてはハローワークや、障害者職業センター、前述の青少年支援センターとも関わっている。「要保護児童対策地域協議会」において、退所児童の個別ケース検討会議にも参加している。

二　わかたけ学園退園児童追跡調査からみる支援のあり方

（一）退園児童追跡調査の結果

わかたけ学園では、退所後の社会的自立の状況や適応のパターン・特徴を把握し、施設内支援やアフターケアにおける支援の改善を図ることを目的として、「退園児童追跡調査」を実施した。過去五年間（平成十七年度以降）の退園児童七十三人について、学園のアフターケアや関係機関への照会等により調査した。詳細が不明の者もおりまた各項目においてサンプル数が少ないため参考程度になろうが、ある程度の傾向を窺い知ることができた。

まず復学・進学児童の状況であるが、原籍校等へ復学した児童十名のうち、適応できたのは四名（四十・〇％）にとどまり、残りの六名（六十・〇％）は何らかの継続した問題を起こしていた〈表一〉。進学した児童は、二十名いたがそのうち十二名（六十・〇％）は中退しており、中退者の半数は六ヶ月未満に中退している〈表二〉。中退理由を見ると、「学校生活・学業不適応」「進路変更」「問題行動」がそれぞれ二十五・〇％であった〈表三〉。就職した児童の状況については、就職した児童十五名のうち継続できているのは一名のみ（六・七％）であった〈表四〉。措置変更した児童十三名のうち、適応できたのは七名（五十三・八％）で、六名（四十六・二％）は不適応を起こしている〈表五〉。さらに再非行（逮捕・補導等）を起こしていた児童は二十五名（三十四・二％）にのぼり、〈表六〉、少年院入所は六名（八・二％）、保護観察は八名（十一・〇％）〈表七〉であった。

（二）リービングケアのあり方

退園児童追跡調査の結果、進学児童の六割が中退し、就職した児童の九割以上が離職している現状の中で、まず進路についての支援が重要になる。中退理由の半数を「学校生活・学業不適応」「進路変更」を

占める。学校生活・学業不適応の中には、「学園を出るために高校に入った」という児童も多い。ただ単に入れる高校を選択するのではなく、高校に行って何がしたいのか、何を学びたいのか等目的意識を持たせ、退所後の学校生活への動機付けをしっかりしていくことが求められる。

就職した児童についても、離職率は高く継続できる割合が極めて低い。人員整理など会社側の都合により離職した児童もいるが、ほとんどが児童自身の理由によるものである。無断欠勤などにより解雇される児童もおり、学校の延長のような意識で、社会人としての自覚に乏しい。仕事が合わない、職場の人との折り合いが悪い等により自分から離職したりする児童も多く、対人関係スキルの未熟さも垣間見える。就職して退所する児童は、初めて社会に出るわけであり、その前段階として入所中に健全な職業観や職業意識を身につけさせるような支援が必要である。本学園ではハローワークから職員を迎え、「職業講話」を実施しているが、今後は一回だけで終わるのではなく複数回実施したり、この講義を深められるような事後学習を実施したり等も必要であると思われる。また、対人関係のスキルをSST等により身につけていくことも有効であろう。就職を支援する機関として「ジョブカフェ」がある。ここでは就職に関する情報提供やキャリアカウンセリングが受けられ、コミュニケーションや面接練習等のセミナーも開催されている。本学園ではこれまでほとんど利用していないが、今後利用したい施設である。施設の中だけでの支援だけでなく、地域の中にある社会資源を利用することで支援の幅が広がり、退所後においても児童がその機関を気軽に利用できることに繋がるものと思われる。

ところで就職した児童の中には、早々に給料を使い切ってしまう子も多い。児童にとっては初めてもらう給料であり、自由に使えるお金が手に入るのである。使いたい衝動に駆られることは容易に理解できることであり、その時にお金で失敗しないように、使い道や貯金等も含めた金銭管理ができるような支援の必要性も感じている。収入と支出のシミュレーションをしておくことも一案である。

＜表１＞復学児童の状況（n=10）

	人　数	割　合
適　応	4	４０％
不適応	6	６０％

＜表２＞進学児童の状況（n=20）

		人　数	割　合
卒　業		4	２０.０％
中退	６ヶ月未満	6	(50%)
	６ヶ月～１２ヶ月未満	2	(16.7%)
	１２ヶ月～１８ヶ月未満	2	(16.7%)
	１８ヶ月～２４ヶ月未満	1	(8.3%)
	２４か月以上	0	(0%)
	不　明	1	(8.3%)
中退計		１２	６０.０％
在　学　中		4	２０.０％

＜表３＞中退理由（n=12）

	人　数	割　合
学業不振	1	８.３％
学校生活・学業不適応	3	２５.０％
進路変更	3	２５.０％
問題行動等	3	２５.０％
その他（経済的理由・病気等）	0	０％
不明	2	１６.７％

＜表４＞就職児童の状況（n=15）

	人　数	割　合
継　続	1	6.7%
離職（1年未満）	13	86.7%
離職（1年以上）	1	6.7%

＜表５＞措置変更先での状況（n=13）

	人　数	割　合
適　応	7	53.8%
不適応	6	46.2%

＜表６＞再非行の状況（n=73）

	人　数	割　合
再非行あり	25	34.2%
再非行なし	48	65.8%

＜表７＞少年院・保護観察の状況

	人　数	割　合
少年院入所　(n=73)	6	8.2%
保護観察　(n=73)	8	11.0%

（三）アフターケアのあり方

調査結果では、復学や進学した児童の不適応率や中退率が高い状況が窺えるが、学校に適応し、通学が継続できるためには、学校や教育委員会と連携しながら、継続的に学校訪問等を通して支援していくことが必要である。とりわけ進学児童の場合は半年以内に半数が中退していることから、特にその間は重点的な支援が重要であろう。それは就職した児童も然りである。離職率が高い状況の中、職場訪問等を定期的にかつ退園直後は短いスパンで実施していくことが重要である。措置変更した児童についても、不適応率が高い現状がある。これまで本学園では、措置変更した児童に対しては、自立援助ホームを利用する児童のみに対してアフターケアを行っており、児童養護施設等について実施していなかった。しかしこのような現状を鑑みると措置変更先への施設訪問なども重要であると思われる。このように、家庭や学校、職場等に直接出向く「アウトリーチ」によるアプローチは、アフターケアには不可欠である。学園に相談をしてきてくれたり来園して近況報告をしてくれる児童は良いが、児童自身から学園へ支援を求めてこない場合は、気ついた時には学校や仕事を辞めた後だったりする。アウトリーチにより、児童のニーズをつかみ、時宜に応じた適切な支援が可能となるのである。

しかし、一番大切なことは、困ったときに相談できるという関係である。「学園に電話をしたら相談に乗ってくれる。〇〇先生ならアドバイスをくれる」という信頼関係がアフターケアの基本となる。児童の信頼関係は、ＦＳＷより、児童が在園中のケース担当のほうが強いが、寮職員は日々の児童処遇に追われ、アフターケアのために時間を割けられない現状があり、アフターケアを行うにしても勤務時間外での対応になることが多い。しかし、児童との信頼関係をアフターケアに活かすことは効果的であり、本学園では可能な範囲内で協力を得ている。一方、ＦＳＷも児童との信頼関係作りをしていかなければならない。本学園のＦＳＷは寮業務の補助として月2回程度宿直業務に入っており、それが児童との関係づくりの一助となっている。

さらに退所児童の再非行率については三割を超えている。児童自立支援施設では、「枠のある生活」の中で規範意識を身につける支援がなされているが、家庭裁判所に係属し保護観察や少年院入所となったケースもある。退所後も非行を繰り返しているケースをみると、学校へ行かず（中退や不登校傾向等）、仕事に就いていない児童が多い。非行防止に有効なのが、「毎日学校へ行くこと」「きちんと働くこと」である。そのためにも学校や仕事を継続できる支援が重要になってくる。また退所児童同士が集団で非行をしたケースも複数あり、退所児童の繋がりに注意してアフターケアを行う必要がある。警察との連携も有効であろう。ケースによっては、要保護児童対策地域協議会において、警察が構成メンバーに入っている場合もあり、退所後の地域での支援者となっていただいている。しかし、このようなケースはごく一部であり、再非行防止のためにさらなる連携が求められる。

アフターケアは、退所した児童が地域の中で自立した生活を送ることができるように支えていくことであるが、一つの機関だけでの対応では困難な場合が多い。適切な支援機関に繋げたり、機関同士がネットワークを組んだりする等、地域で支えていくことが求められる。地域で支えるネットワークの一つに要保護児童対策地域協議会があるが、本学園の児童においては、この協議会で協議されるのは少数である。その理由はわからないが（入所により、地域での見守りの必要がなくなったのか、そもそも虐待防止ネットワークの意味合いであるため、非行は対象とされにくいのか）、地域で生活していくために、このようなネットワークをもっと利用すべきであり、施設から市町村へ開催を要請したり、新たなネットワークを構築したりすることも必要であろう。

おわりに

退園生追跡調査を通して、またFSWとしてアフターケアをしていく中で、リービングケアやアフター

ケアで何をしなければならないのかという課題点から、FSWの視点であり方について述べさせていただいた。

児童福祉施設最低基準が平成二十三年六月に改正され、FSWが児童自立支援施設に必置となった。FSWがアフターケアを行うことで、ケアの充実が期待できると思われる。少なくとも本学園においては、配置前と比べて計画的かつ迅速に実施でき、丁寧なケアができるようになっている。しかし全国的に見ると兼任配置が多い。兼任では十分な家庭支援業務は行えない。最低基準では専任配置までは規定されていないが、これを機に専任配置が進むことを望みたい。

参考文献

1）山村浩樹　二〇一〇　「武蔵野学園におけるホームヘルパー二級養成研修実施への取り組みと課題について」平成二十一年度紀要　国立武蔵野学院　国立きぬがわ学院

2）島根県健康福祉部青少年家庭課「わかたけ学園あり方検討委員会報告書」平成十八年二月

勤労生産学習（田植え）若駒学園

もちつき体験　若駒学園

資料

退園後児童自立支援計画票

施設名　わかたけ学園

措置番号		入所・通所	作成日	平成　年　月　日
ふりがな 氏　名		男 女	生年月日	平成　年　月　日（　歳）
			入所日	平成　年　月　日
退園時の居所			退所予定日 （在園期間）	平成　年　月　日 （　年　ヶ月）
退園時の進路			アフターケア 主担当機関	学園・児童相談所・ その他（　　）
アフターケア の方法			アフターケア の期間	
連携する 関係機関			家庭・学校 等の 環境調整	・家庭環境の調整 （不・要・特要） ・学校・職場との関係調整 （不・要・特要） ・交友関係の調整 （不・要・特要）
関係者会議	有・無		頻度（　　）	参加機関（　　）

児童本人・保護者・関係者の意見
児童の意見
保護者の意見　（氏名　　続柄　　）
児童相談所の意見（　　担当　　）
学校、職場の意見（出身校・職場名　　氏名　　）
その他の意見（　　）
学園の意見（担当者名　　）

退園後 自立支援目標	

各領域の具体的支援目標及び方法

ア　学園支援

イ　家庭環境調整

ウ　学校環境調整

エ　児童相談所等との連携

オ　職場・担当医師等

カ　その他

ジェノグラム　／　エコマップ

関係機関との関係

※上記エコマップの補足説明

担当者名〔　　〕

特集⑦

中卒児童の進路保障と自立支援の取り組み

香川県立斯道学園　尾﨑俊二
池田恵子

一　はじめに

当園では、平成十三年四月に学校教育を導入し、高松市立亀阜小学校みねやま学級と、高松市立紫雲中学校みねやま学級を開設した。それからちょうど十年が経過した。

そこで、今回、学校教育導入後の十年を振り返り、当園が取り組んできた中卒児童の進路保障と自立支援についてまとめてみることとする。

二　中卒後の進路保障

中卒児童の進路状況について、平成三年度から平成二十二年度までの二十年度間をまとめたのが、第1表である。学校教育が導入される前の平成三年度から平成十二年度までの十年度間と、学校教育が導入された後の平成十三年度から平成二十二年度までの十年度間の比較をグラフにしたのが、第1図である。これを見ると、学校教育導入後の十年度間の高校進学率が、それ以前の十年度間の六％から五十七％へと大

第１表　中卒該当児童に占める進学率等（20年度間）

年度		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	20年度間の計	全体比率（20年度間）	H12までの10年度間		H13以降の10年度間	
																								計	比率	計	比率
（参考）退所数	男子	2	6	1	4	6	2	6	4	5	2	3	4	2	7	7	7	5	7	16	9	105	68%	38			
	女子	1	2	3	2	0	1	3	1	0	3	5	1	1	4	1	2	3	1	10	5	49	32%	16			
	計	3	8	4	6	6	3	9	5	5	5	8	5	3	11	8	9	8	8	26	14	154	100%	54			
中卒該当児童		4	4	6	4	1	6	4	2	3	2	4	2	6	4	4	6	6	5	4	6	83	100%	36	100%	47	100%
進学先	高校（全日・公立）						1					1	2	1	1	1	2	3	2			14	17%	1	3%	13	28%
	高校（定時・公立）						1										1	1			1	4	5%	1	3%	3	6%
	高校（全日・私立）													2	1		1	1	3	1	1	10	12%	0	0%	10	21%
	高校（通信制）																				1	1	1%	0	0%	1	2%
	高等技術学校											1		3	2	2	2					10	12%	0	0%	10	21%
	専門学校		1	1																		2	2%	2	6%	0	0%
	養護学校高等部											1										1	1%	0	0%	1	2%
	進学の計	0	1	1	0	0	2	0	0	0	0	3	2	6	4	3	6	5	5	1	3	42	61%	4	11%	38	81%
中卒該当児童に占める進学率		0%	25%	17%	0%	0%	33%	0%	0%	0%	0%	75%	100%	100%	100%	75%	100%	83%	100%	25%	50%		51%		11%		81%
その他の進路	就職の計	4	3	5	4	1	3	2	2	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	3	30	36%	25	69%	5	11%
	（内訳）家庭（就職）	2	1	3	2		3	2	2	1		1									3	20	24%	16	44%	4	9%
	門込就職	2	*3	2	2	1												1				8	10%	7	19%	1	2%
	自立就職																					0	0%	0	0%	0	0%
	家庭引取り										1					1						2	2%	1	3%	1	2%
	措置変更																					0	0%	0	0%	0	0%
	園内支援を継続（6ヶ月以上。A）						1	1		2	1									2		7	8%	5	14%	2	4%
	（小計）	4	3	5	4	1	4	3	2	3	2	1	0	0	0	1	0	1	0	2	3	39	47%	31	86%	8	17%
	限界退所							1												1		2	2%	1	3%	1	2%
	計	4	3	5	4	1	4	4	2	3	2	1	0	0	0	1	0	1	0	3	3	41	49%	32	89%	9	19%
6ヶ月以上在園して通学・通勤等（Aを除く）												2	2	3	1	1	4	3				16	19%	0	0%	16	34%

（注１）この表における「中卒該当児童」とは、当該年度に中学を卒業した者のことである。
（注２）４年度は、看護学院合格者１名の住込み就職欄が重複。「就職の計」には含めず。

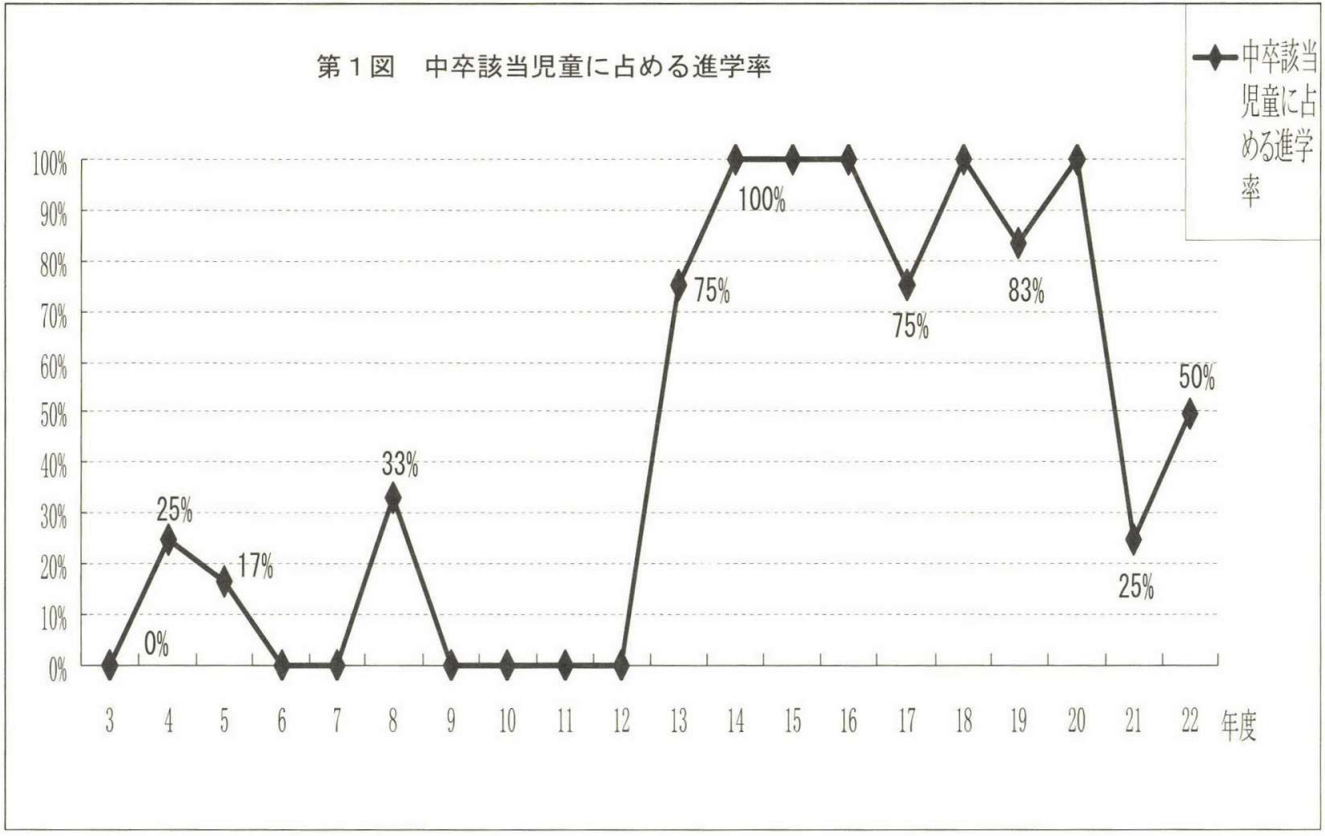
第１図　中卒該当児童に占める進学率
中卒該当児童に占める進学率
100%
90%
80%
70%
60%
50%
40%
30%
20%
10%
0%
0%
25%
17%
33%
75%
100%
75%
83%
25%
50%
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
年度

きく変化しており、平成十四年度と平成二十年度は高校進学率が百％であった。また、高校の他に高等技術学校等を含めると、平成十四年度から十六年度、十八年度、二十年度に進学率百％になっている。その結果、平成十二年度までの十年度間が高校等への進学率十一％だったのに対して、平成十三年度以降の十年度間は高校等への進学率八十一％という高率になっている。

以上の数値からわかるように、学校教育導入による成果として、高校進学等の進路保障の道が開かれてきたことは明らかである。

さて、その具体的な取り組みであるが、当園へ入所すると、まず、入所時個別指導計画の中に学校オリエンテーションの時間を組み込んでいる。そこで、新入所児童に対し、みねやま学級での授業の内容や取り組み方などの説明と併せて、児童の現在の学力レベルを把握するテストや児童からの聴き取りなどを行い、個々の学習計画を立てる。そして通常、約一週間の個別指導が終了してから、他の児童と一緒にみねやま学級へ登校することになり、当園での学校教育が始まる。

年度の前半で受け入れた中三の児童については、児童の基礎学力のレベルに合わせて授業内容を組み立て、分かるところから始めて、積み上げていくことになる。児童の学力レベルのばらつきが大きい場合は、習熟度別のカリキュラムで授業を組み立てた年度もあった。年度によって、試行錯誤と創意工夫を重ねながら児童の希望する進路が実現するようにみねやま学級教員を中心に、寮職員もＴ・Ｔとして教育補助に入りながら、連携して支援してきた。

中三の児童の入所については、当園では年度のできるだけ早い時期に受け入れできることが望ましいと考えているが、実際にはなかなかそのようにうまくいくことは少ない。年度によっては、家庭裁判所の審判で、やむを得ず特例的に年明けの一月に受け入れた事例もあった。

このような場合は、進路指導と言っても選択肢は極めて限られてくる。学園生活への適応状況を見ながら、中卒後も在園させ、園内で年長児童として支援計画を立て、就労支援を行うか、一年後の高校受験を

目指した支援を行うか、児童や保護者と十分に話し合い、決めることになる。

年明けの一月に特例的に受け入れた事例は、児童の適応状況がよかったので、三月に高等技術学校を受験させ、何とか合格を勝ち取り、リスクを承知で四月から当園から自転車通学させ、一年後には高等技術学校卒業、就職させることに成功した極めて稀な事例である。その成功の裏には、児童本人の努力と粘り強い頑張りに加えて、高等技術学校の担当教官と当園の担当職員との緊密な情報交換と、児童本人への温かい励まし、きめの細かいていねいな指導、保護者の協力、就職をさせていただいた雇用主の理解があった。

三　中卒後の自立支援

中卒児童で高校進学が実現したが、被虐待児童で、家庭復帰が困難な児童がいる。そのような事情の児童を支援する目的で設置したのが、平成十七年三月、女子寮内に設置した自立支援居室と、更に平成二十年三月、女子寮とは別棟の、炊事棟と児童用の風呂場になっていた建物を、自立を目指す高校生用に改修整備した自立支援ハウス（通称「高校生ハウス」）である。

また、男子児童については、中学卒業後、家庭へ帰すことが困難で、一人暮らしをしながら就労できるように支援することが必要な場合は、設備面では十分とは言えないが、男子寮とは別棟になる本館（事務室や学校の教室がある建物）にある「作法室」（茶道などの練習ができるように整備した台所付きの和室）を自立支援居室として利用する工夫もしてきた。

平成十三年度以降で、支援した中卒児童は、男子二十一人、女子十九人の計四十人である。そのことをまとめたのが、第2表である。高校中退で家出、触法行為を繰り返し、家庭裁判所の審判で、就労自立へ向けた支援が適当と判断されて入所してきた児童、児童養護施設から養護学校（現特別支援学校）高等部

第２表　中卒児童の自立支援状況一覧（平成13年度～平成22年度）

	性別	年度	中卒後の支援期間	支援内容	結果
1	男	H12～13	１年９ヶ月	中卒後、園内作業指導、就職支援	就職・家庭復帰
2	女	H12～13	１年９ヶ月	中卒後、園内作業指導、就職支援	就職・家庭復帰
3	女	H13	10ヶ月	園内作業指導、就職支援	就職・家庭復帰
4	女	H13	9ヶ月	中卒後、園内作業指導、就職支援	就職・家庭復帰
5	女	H13～16	２年4ヶ月	准看護学校入学、就職・自立支援	就職・自立
6	男	H14	２ヵ月	中卒後、高技通学、就職支援	高技進学・家庭復帰
7	男	H14	３ヶ月	中卒後、園内作業指導、就職支援	就職・家庭復帰
8	女	H14～16	2年11ヶ月	中卒後、養護学校高等部通学、就職支援	養護学校高等部卒・就職・家庭復帰
9	男	H15～17	2年1ヶ月	園内作業指導、就職・自立支援	就職・自立
10	男	H15～18	3年3ヶ月	園内作業指導、就職・自立支援	就職・自立
11	男	H16	8ヶ月	中卒後、高校通学支援	高校進学・行方不明・中退
12	男	H16	11ヶ月	中卒後、高技通学、就職支援	高技卒・就職・家庭復帰
13	男	H16	11ヶ月	中卒後、高技通学、就職支援	高技中退・就職・家庭復帰
14	女	H16～17	1年11ヶ月	中卒後、高校通学、就職支援	高卒・就職・家庭復帰
15	男	H17～18	1年2ヵ月	中卒後、高技通学、就職支援	高技卒・就職・家庭復帰
16	女	H17～18	11ヶ月	就職・自立支援	就職・自立
17	男	H18～19	1年	中卒後、高技通学、就職支援	高技卒・就職・家庭復帰
18	女	H18～19	11ヶ月	高校通学支援	高校通学・家庭復帰
19	男	H19	4ヶ月	中卒後、高技通学支援	高技進学・家庭復帰
20	男	H19	4ヶ月	中卒後、高技通学支援	高技進学・家庭復帰
21	女	H19	9ヶ月	中卒後、高校通学支援	高校進学・家庭復帰
22	男	H19～20	2年	中卒後、高校通学、就職支援	高校進学・就職・自立
23	女	H19～21	2年11ヶ月	中卒後、高技通学、就職支援	高卒・就職・自立
24	女	H19～21	2年11ヶ月	中卒後、高技通学、就職支援	高卒・就職・自立
25	女	H20	2ヵ月	中卒後、高校通学支援	高校進学・家庭復帰
26	男	H20～21	1年4ヶ月	中卒後、高校通学、就職支援	高校進学・就職・自立
27	男	H20～21	1年1ヶ月	中卒後、高校通学支援	高校進学・家庭復帰
28	女	H20～21	5ヶ月	中卒後、高校通学支援	高校進学・家庭復帰
29	女	H20～21	1年1ヶ月	園内作業指導、就職・自立支援	就職・自立
30	男	H21	8ヶ月	園内作業指導、就職支援	就職・家庭復帰
31	男	H21	4ヶ月	中卒後、高校通学支援	高校進学・家庭復帰
32	男	H21	1ヶ月	中卒後、高校通学支援	高校進学・家庭復帰
33	女	H21	4ヶ月	中卒後、高校通学支援	高校進学・家庭復帰
34	女	H21	2ヵ月	中卒後、高校通学支援	高校進学・家庭復帰
35	女	H21	4ヶ月	中卒後、高校通学支援	高校進学・家庭復帰
36	女	H21～22	1年	高校通学、就職・自立支援	高校通学・就職・自立
37	男	H22	1年	中卒後、園内作業指導、就労、高校再受験支援	高技進学・家庭復帰
38	男	H22	1年	中卒後、園内作業指導、就労、高校再受験支援	高技進学・家庭復帰
39	男	H22～23	1年3ヶ月	中卒後、園内作業指導、就労、高校再受験支援	高校進学・就職・家庭復帰
40	女	H22～	1年	高校通学、就職・自立支援	高校進学・就労中

（注1）この表における「中卒児童」とは、当該年度に中卒児童として在籍していた者のことである。
（注2）この表における「高技」とは、「高等技術学校」の略称である。

へ通学していたが、触法行為があり、施設不適応による措置変更で入所してきた児童、触法行為を繰り返し、中三で入所したが、基礎学力の不足により高校進学が叶わず、もう一年頑張って高校を再受験することを目標に支援することになった児童など、児童の状況は様々である。その状況に応じて、中卒後も在園を継続したり、中卒後にも受け入れ支援をしてきた。

それを見てわかるように、期間はまちまちであるが、児童によっては保護者、親族の不在により、一人暮らし自立へ向けて最長で三年三ヶ月にわたり支援した事例もあった。その事例は要保護児童であり、おとなしく暴力などの問題行為はないが、社会へ出せば万引きなどを繰り返してしまうおそれがあり、支援に出口が見えず、実際にはなかなか難しかった。ただ、児童養護施設への措置変更や里親への委託などをせずに当園で生活させ、継続して支援し、更に退園後もアフターケアを続けたことが、現在の自立生活につながっていると考えられる事例もいくつかある。その中の二つの事例を次に紹介する。

四　事例

（一）A子　（現在二十歳）平成〇年～平成〇年（在園期間約六年）

母親からのひどい虐待により児童養護施設に保護されていたが、成長と共に問題行動が頻発し、支援が限界となって入所に至った事例である。

入所後約四年間は、ほとんど母親との交流が持てず、A子は県外の祖父母宅に、たまに帰省するのがやっとであった。中学卒業後、私立高校に進学。当園から電車通学をする。新しい生活によるストレスと、入所が長期化し出口の見えない不安と焦りからか、次第に精神的に不安定になっていく。暴言・自傷行為（リストカット）・無断外出など問題行動が表面化し、「どうして自分は退園できないのか、いくら頑張っ

ても退園できない」と、訴える。そこで、以前から話が上がっていた週末里親（注1）の利用を検討。専門里親として登録していたF氏にファミリー里親（注2）登録をしてもらいマッチングを行なう。幸い上手くいき、週末帰省の受入れをお願いする。しばらく、家族ぐるみで関わってくださる。しかしその後、母親との関係が好転し、実家への帰省が可能となり、本人の希望により、里親利用は終了する。

高校生活においては、色々なことがありながらも、学校との連携を密にし、その都度問題を解決していった。彼女にとって、高校三年間の経験は、非常に貴重であり、社会生活への第一歩であった。

その後、退園・自立に向けて、家探しを始めるが、保証人の件で色々困難があった。しかし、最終的に祖父が保証人になってくれ、また、不動産会社の理解もあって、アパートを借りることができる。新生活に向けての準備は、本人にとっては、初めてのことばかりであったが、自立後の生活で困らないようにできる限りの支援を行った。

退園後も、会社への通勤練習（通勤経路の確認）、市役所での諸手続きなど、必要に応じて同行したり、電話で助言を行なったりした。慣れない生活で色々不安もあったと思うが、何とか無事に新生活をスタートする。その後、会社から相談があった場合はその都度対応。電話による様子伺い、来園等により、状況把握に努めてきた。また、里親F氏の協力も忘れてはならない。経済面、精神面において、惜しみない援助を継続して行なって下さっている。

A子は、先日二十歳の誕生日を迎えた。誕生日を前に、今まで関わってきた職員あてに手紙を書いてくれたので、その一部を紹介する。「私が向き合えない私自身の部分に、私よりも気にかけてくれたり、自分がどれだけ守られていたか、生活することのむずかしさ、それは全部卒園してから気付きました。学園でいる間は、けっきょく何があっても全て先生が片付けてくれました。（中略）なのに私は先生は何もしてくれないとひねくれて本当に愚かだったなあと思います。（中略）私も困難から逃げ出さないような大人になりたいです。」

社会人二年目の彼女は、入所中には考えられなかったような成長を見せてくれている。親を恨み、職員に八つ当たりするしかなく、大人になりたくなかった彼女が、今は、自分らしく前を向いて進もうとしている。人に対する思いやりや優しさを取り戻し、感謝の心を持てるようになった今、今まで背負ってきた重く苦しい荷物を、少しでも降ろすことができたのでは、と心から嬉しく思う。

（二）B男（現在二十五歳）平成〇年～平成〇年（在園期間約二年）

小学生の時から児童養護施設で生活していたが、高校進学後に暴力行為や触法行為があり、支援困難として、当園へ入所した事例である。

保護者がおらず、親族である唯一の祖父も支援が困難であったため、当園では、本人の「自立就労」に目標を設定し、支援することにした。

寮の中では、中学生中心の生活日課やルールになっているため、児童養護施設での自由な生活に慣れていたB男には、細かいきまりが多い当園での生活は極めて窮屈であったと思われるが、当園へ入所することになった以上は、規則正しい生活をし、ルールを守って生活するということを第一の目標とした。

B男の生活が安定してきたところで、園内での作業訓練を開始。しかし、B男はしばしば「手を抜く」、「職員によって態度を使い分ける」、「うそをつく」等の問題があった。特に支援に苦慮したのは、B男の性格から、「自分の考えに固執する」傾向があったことである。また、しばしば職員に対する不満や怒り、マイナス感情が噴出していた。その都度、B男の心情を担当職員が受け止めながら、根気強く支援を行い、次第に落ち着いて作業ができるようになっていった。

約一年間の作業訓練を経て、B男の生活態度も安定してきたため、園外へアルバイト就労させてもよいと判断し、ハローワークへ担当者が付き添い、就労先を探すこととした。しかし、B男に適した就労先が

なかなか見つからず、B男自身には職が見つからないことへの「あせり」や「怒り」が見られるようになり始めた。もう、無理かと半ばあきらめかけていた時、懸命に職探しに通って来るB男の相談を担当してくれていた職員から連絡があり、食堂の厨房でのアルバイトが見つかる。面接を受け、最初は職場実習としてお願いしたところ、採用していただけることになった。

B男は、初めての就労に、不安を抱えながらも、厳しい仕事にへこたれることなく、毎日自転車で通勤し、頑張り続けた。

そして、職場実習、数ヶ月間のアルバイト就労が安定したので、退園を検討する段階に入る。①B男が住む場所の確保、②自立に必要な生活用品の準備、③一人で生活する訓練等に向けて検討し、職員がB男に付き添いアパート探しや生活用品等の準備を行い、自立生活の訓練については必要な支援プログラムを組み、園内での一人暮らし訓練をさせるなどの支援を行った。その結果、約二ヶ月半の短期間で訓練プログラムを終え、退園を迎えることができた。

退園後は担当職員が中心になり、B男の生活状況や就労状況を定期的に確認、その都度必要な助言や支援を行った。生活が乱れたりする度にB男のアパートや職場を訪問して励ましたり、必要な支援を行った。担当職員はプライベートな時間にもB男が働く食堂へ食事に行ったりしながら見守りを続けた。

かつてB男の短所と思われていた「自分の考えに固執する」傾向が、「倹約」、「堅実」な生活態度としてプラスに働いた。雇用主の理解もあり、B男は今も一日も休まず元気に就労を続けている。また、B男は、高校へ通う弟へも少ない給料の中から毎月小遣いを仕送りする優しい兄でもある。食堂へ食事に訪れた職員に、笑顔で「ありがとうございます」とあいさつしてくれるB男の姿が頼もしい限りである。

＊　＊　＊　＊　＊　＊

退園後のアフターケアとは、何であろう。入所中の支援も、退園後の支援も区切ることなく必要なときに適切に行なわれるべきであり、それらはずっと繋がっているように思う。特に、家族からの支援がない児童に関しては、社会で根付くまで孤立させないように見守ることが大切であろう。ただ、当園のような、交代制勤務で転勤のあるところでは、継続的に支援をしていくことの難しさを感じる。子どもを知っている職員がだんだんいなくなると、退園生も訪ねて来づらくなるのではないか。たとえ、入所中のことを知らない職員ばかりになったとしても、学園のことをふるさとのように懐かしみ、いつでも訪れることができるような場所でありたい。そのためには、どうすればよいのか、今後もこの課題に創意工夫をしながら取り組んでいきたいと考えている。

五　おわりに

平成二十三年七月、厚生労働省に設けられた「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」と「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会」とが合同で検討をとりまとめ報告した。それによると、児童自立支援施設は今後、次のような役割、機能の充実が求められるとしている。「①専門的機能の充実」として、発達障害、行為障害等の特別なケアが必要な児童の増加への対応、年長の対応の難しい児童の自立支援機能の充実、「②相談、通所、アフターケア機能」として、自立支援機能の充実、である。

本稿では、平成十三年度から平成二十二年度までの過去十年度間の当園における中卒児童の進路保障と自立支援の取り組みを振り返り、まとめてみたが、学校教育が導入されたことの成果が明らかに表れており、また、中卒児童の自立支援にも結構よく取り組んできたと再確認することができた。そのような取り組みが成果を挙げられたのは、市街地にあるというメリットを生かして支援することができたことによるものである。確かに、市街地にあることで、児童の無断外出や外部からの接触など、開放処遇のデメリッ

トはあるが、逆に、交通の利便性から、高校などへの通学、職場実習やアルバイト就労などの通勤が容易であることは大きなメリットである。児童が、自らの非行行為と向き合い、克服していく過程で、職員が児童との信頼関係を基礎に、深く絆を結び、当園から通学、通勤をさせながら支援し、社会へ送り出していくことを、今後も当園の自立支援のひとつの柱として、更に充実、発展させていきたいと思う。その際、今後の課題として、高校等へ進学できた児童が中途退学することなく、無事に卒業を迎えることができるところまで、いかに継続した支援を行うか、また、厳しい雇用情勢の中で、何とか就職できた児童が、早期離職することなく、できるだけ長く勤め続けることができるように、いかに継続した支援を行うか、ということに積極的に取り組んでいきたいと考えている。

ある方の言葉に、「過去と相手は変えられないが、自分と未来は変えられる。」というものがある。私たち職員と共に、児童がこの言葉を胸に刻み、未来へ向かって真っ直ぐに歩んで行ってくれることを願う。

注

1）週末里親とは、一般的には児童養護施設等の児童が親や親族の面会、外泊の機会が少ない場合に、週末や夏休み、盆、正月等に一時的に家庭に代わって児童を預かり、社会的経験や家庭生活の経験をさせてくれるボランティアのこと。

2）ファミリー里親とは、香川県の「週末ホームステイ事業実施要綱」に基づき登録している短期滞在委託家庭のことで、通称「ファミリー」と呼ばれている。

※　本稿で紹介した二事例は、いずれも本人の了解を得ているが、個人情報保護のための配慮を加えて記述している。

特集⑧

Mくんの試験復学

福岡県立福岡学園 指導課長 佐藤春洋

なぜ、紛糾の末にやっと原籍校に試験復学することになったのか。Mくんの退園にまつわる話。なお、試験復学とは、児童自立支援施設に在籍のまま、試験的に原籍校に通学することをいう。

Ⅰ プロローグ

Mくんは中学二年生の九月、少年審判の決定で当学園に入園してきた。審判に付された事由はバイク窃盗およびバイクの無免許運転、ひったくり。家庭は母とMくん。母子家庭である。

学園での生活は順調にすぎていった。中学卒業後の進路は自宅から高校への通学と定まった。順調にきたMくん、この進路にそって、さてどの時期に学園を退園し地元に戻るか。中学生のうちに戻るか、卒業まで学園にいて、その後に戻るか。そのどちらにするか、中学三年生の秋に行われた六者面談では本人が「卒業まで学園にいたい」と希望したので、その方針を確かめ合っていた。（六者面談とは、進路について協議する面談。出席するのは、児童本人、保護者、原籍校の先生、児童相談所の担当ケースワーカー、学園の担当寮職員、学園内に付設している分校のクラス担当の先生である。）

十二月に入って、受験する高校も絞り込み、正月帰省を経て、一月末の受験に備えるというとき、本人

から「卒業まで学園にいたいと言っていましたが、いろいろ考えたら自分が臆病になっていたかもしれない。地元の中学校に戻ることにあれこれ考えて臆病になっていました。でも、もう一度考えてみたら、高校に通うようになっても地元に戻るし、いろんなこと頑張ろうと思うので、逃げないで今、地元の中学校に通って自分を試してみたいと思うようになりました」と、卒業を待たずに三学期中に原籍校へ通って、原籍校で卒業式を迎えたいとの、退園時期変更の希望を申し出てきた。

Mくんの場合、学園としてこれに反対することはない。Mくんだからこそ、途中復学に値する子と判断した。その実現のため、児童相談所と原籍校に働きかけた。Mくんの母も「叶えてあげたい」と、Mくんを推してくれていた。

しかし、このMくんの変更した希望と我々学園の意向は簡単に通らず、三学期が始まったある日、児童相談所ケースワーカーが来園し、Mくんと面談。「あなたは卒業まで学園にいなさい。それがあなたのためよ・・・がんばりなさい」と、最終的に言ってしまわれた。確かに方針変更で慌ただしかったであろう。学園としては、途中復学に希望変更した本人のことを、ケースワーカーに直接面談してもらって、理解を深めていただきたかったのに。難航しているとは聞いていたが、この宣告を今されてしまうとは・・・。

ケースワーカーに本館へ立ち寄ってもらった。経緯を聞くと、既に卒業まで学園で生活すると六者面談で決定していたので、途中復学すると今更言われても困ると、原籍校から強い異論があり、児童相談所としてもやむなしと結び、今日の面談に至ったとの説明。

「で、あなたの話を聞いて、Mくんの反応はどうでしたか」。

「すごく落ち込んでしまいました。・・・私も悔しいです・・・」。

「学園としましても納得できません。確かに、卒業まで学園でと、いったんは決定していましたが。もともとこんなに成長したMくんこそ、途中復学できる最右翼と思っていました。でも、Mくんが希望するのなら卒業まで残ってくれることになんだかうれしい気でいたものです。そのMくんが途中復学して試し

てみたいと一歩を進めようとしている。学園としても是非とも挑戦させてやりたい」。

ここで学園が諾といえば、この話は終わりになるのだ。こうなったらあとは直談判しか残っていない。会って話すことで何かが変わると信じる。原籍校も児童相談所も組織として決定したというのなら、どちらに対してもその組織の長に直接会うしかなし。学園としても、園長以下顔を揃えて出かけることになった。もっとも壁となっているのは原籍校の反対である。児童相談所には、我々が原籍校へ行くので承知してくれと挨拶をした。

かくして、Mくんの原籍校にて緊急に協議の場が持たれた。

Ⅱ　激論

「六者面談で決定された方針を、本人の心変わりで急に変更するのは本校としては全く急の話で、既に職員会議にも卒業までは学園でと徹底しているので受け入れがたい」。

「確かに急ではありましたが、もともとMくん本人が望めば途中復学させるべき生活態度が出来ていた子です。そこまでMくんはやってきました。是非ともMくんに挑戦させてやりたい。ご理解をお願いしたい」。

「Mくんが学園でしっかり生活できていることは、たびたび面会に行った担任からも報告があっています。それだからこそ、今、Mくんが当中学校に戻ってきたら、かえってMくんはしんどくなる。このままおたくで卒業式まで生活することがMくんにとって幸せだと思います。当中学校は現在、三年生は受験一色です。Mくんがクラスに入ってもこの状況下で授業について行けず、きついでしょう。また、現在、本校内でも落ち着いていない生徒もいます。Mくんと一緒に事件を起こした生徒が少年院から出院してきています。我々はこの生徒に今、かかっています。しかしまだ落ち着いていない状態です。この状態でMく

んが戻ってきたら、きっとその生徒らに引きずられるでしょう。そういうことを考えれば、しっかり生活できている学園で卒業するのがMくんのためです」。

「少年院から戻った生徒がいるのでMくんはまだ学園にいるほうが良いということ、それはおかしいのではないですか。入園ケース会議の折にもお伝えしましたように、我々は、おたくからMくんをお預かりしました。それは卒業までずっとということではなく、いろんな条件が整ったら途中でまたおたくにお帰しする。お預かりして面会・帰省などで家庭支援をして、おたくの先生方にも折にふれ学園に来ていただいてMくんの成長を確認してもらい、Mくんの周りの大人が連携して支援し、そしてまたおたくの学校へ帰す。これが基本なのです。

少年院の子が帰ってきたので学園の子は帰れない。そういわれるのなら、同じく審判を受けて『学園より少年院にやってくれ、少年院のほうが期間が決まっているからいい』という子が時々いますが、その通りになっているということになりませんか。それじゃ、学園の子がかわいそうすぎませんか。ましてや、Mくんは審判の時はまだ十四歳になっていませんでした。もう一人の子は十四歳になっていた。十四歳を境としてMくんは学園へ、もう一人の子は少年院へということも、それが判断の全てではないでしょうが、多分にあったはずです。それで、少年院の子は帰ってきた、学園のMくんは帰れない・・・」。

「少年院を出院して帰ってくる生徒は、学校としても拒否できない。これはそういうシステムですから。こういう生徒には保護観察がつきますので保護司さんが面倒を見てくれます。そこが学園から帰ってくる生徒とは違います。学園から帰ってくる生徒については、受け入れ時期についても我々もいろいろ意見が言えますので、その生徒のために考えて戻り方を決めていける。Mくんを今受けて、ここまで学園でしっかり生活していたのにミスミスまた元のようにしたくないんです。それとも、もう百％Mくんが立ち直った、問題は起こさないと言えますか」。

「百％なんて言えません。百％にならないと学園から帰せないんですか。どの子にも心配はあります。

我々はMくんが学園で充分学んだと判断しています。これからはまた地元に戻って、将来に向けて学園で学んで成長した力を地元で試していく。そういう段階に来ている。だから退園の時がきた。地元に戻したいと。その時期だということです。何かと不安材料を言えば、結局卒業するまでずっと預かってくれと、そういうことになるんじゃないんですか。おたくの先生も言われたようですが、面会に来ていただいて『頑張れ』と励ましてもらって、で、『待ってるよ、帰ってくる日を』と、それは騙しと言ってもいいんではないですか」。

「それは違う。六者面談の時、Mくんが三学期はじめから本校に戻って来るという結論が出ていたら、本校としてもそれに対して反対することはなかった。焦って戻ってくるよりも、学園のような環境の中で生活するのが望ましいとは思いますが、ちゃんと順を踏んで協議して出た結論はもちろん尊重して受け入れる。しかし今回は正月を過ぎて急にMくんが言い出したことで、子どもに振り回されている・・・」。

「急な変更で、それは既に決まっていた方針を変える大変さはありますが、ケースによっては我々もダメと言うことが多くあります。しかしMくんの場合は我々としましても頭を下げてでも急な変更をお願いするべきケースと考えているからこそ、こうしてお願いに来ました。それなのに決定済みだからと言われたら、また、少年院から戻ったばかりの子がいるからと言われても納得できないというか、これじゃMくんがかわいそうです。少年院と児童自立支援施設、どっちになるか、十四歳に達しているか否か、子どもたちの中ではこの違いはかなり大きくあるはずです。かたや少年院、かたや児童自立支援施設。戻ってくるのが、かたやほぼ一年後と約束されている、かたやMくんは今、一年と四か月が過ぎた、でも戻れない。児童自立支援施設の子どもたち、そういう扱いを受けているってことになります。それは許せない。違いますか。

帰ってきても授業について行けない、かわいそうだろうと言われるが、我々は原籍校から子どもを一旦お預かりする。一旦お預かりするんです。そしてこの子が学園で成長したら必ずお帰しする。原則卒業ま

でに必ずお帰しする。そのことを絶対に守っていただきたい。これは入園の時の条件でもあります。入園させた、で、もう原籍校には戻ってこない、そうではないということです。

確かに結果的には学園で卒業式をする子どもが大半です。それは、いろんな理由で我々も原籍校に戻るまでにはこの子が達していないと判断することが多いからです。また、最近は三年生になって入園してくる子が多く期間的にも成長面でもまだだというのも増えました。繰り返しになりますが、そんな中でMくんこそ我々が是非にとお頼みする子どもなんです。急な変更などなど我々の至らなかったことは充分お詫びします。

どうか是非にでも再考していただきたい」。

「あの親はこれまで本校に対して協力的ではありませんでした。親がどれだけ子どもを指導できるか、非常に不安材料としてあります。さきほど、少年院から戻ってきた生徒の話をしましたが、保護司さんが付いていて定期的に面接をしてくださって、本校にも時々顔を出される。そういうシステムがしっかり有るのと無いのとでは子どもの状態もずいぶん違ってくるものです」。

「学園として、これまで親への助言もしっかりやってきました。面会・帰宅訓練・手紙のやりとりなどやってきて、親子関係がよい方向に変わってきたのは確かです。一方的に決めつけて、Mくんの話をしっかり受け止めきれなかった母親が、まずMくんの話をよく聞こうとするようになった。また、なによりもMくんが変わった。Mくんの母への気持ちが変わった。少し大人になって、母の欠点も含めて受け止めるようになってきて、反抗するのではなく自分の気持ちを話せるようになってきた。Mくんが変わり母が変わり、母が変わりMくんが変わる。どんどん良い方向へ変わってきました」。

「戻ってきたMくんが、もしまた悪い状態になったとき、学園としてはどういう事が出来ますか」。

「試験復学というやり方があります。状態が良くなく最悪の場合、再び学園に戻すというやり方です。学園に在籍のまま身柄を自宅に帰し自宅から原籍校に通学する。その間、学園と本人・保護者とは連絡を

取りながら、そして必要なときは自宅を訪問しますし、原籍校とも逐次連絡をとり合い、本人の見守りをみんなでやっていく。それでも良くならないときは再び学園に戻す事にするということです。これは、退園に向けてはむしろ少ない方法ですがこういう事をしてきたケースも少しはあります。学校がこれを受け入れたいと言われるのならMくんの復学を最優先するうえでは学園としてもやれます。児童相談所としても大丈夫なはずです」。

「そうしていただけるとありがたい。本校としましても、まずちゃんと学校に来てクラスに入れること、それが出来なくなったときの対応として、学園の先生方にこれからも事ある毎に関わっていただくことで最悪、完全に元の乱れた生活になることを防いでゆきたい」。

「ありがとうございます。試験復学でという方向でやって行く。そう理解してよろしいですね」。

「決定をこの場でとは参りませんが、職員会議にて最終的に徹底するということにはなります。その上での話にはなりますが、試験復学を行うとして、実際にMくんが本校に通ってくる時期ですが、二月は受験などでバタバタします。二月下旬は学年末試験がありまして、Mくんはこれを受けてもなかなか登校後すぐテストがあるのはどうかとも考慮しますと、三月になってからの登校ということで考えます。三月からは卒業式の練習も入りますので丁度良いと思われます」。

「三月からということになりますと卒業まで二週間ほどしか有りません。それは原籍校でちゃんとやるという、Mくんが挑戦したいと思っていることに対してあまりにも短期間と思います。Mくんの実力は低いかもしれませんが、学年末試験を受けるのも彼の挑戦の一つと思います。ギリギリになって復学するよりも、例えば二月中旬には自宅に帰り、せめて、一ヶ月しか有りませんが、一ヶ月でもおたくの学校に通学させたい、そうお願いします。試験復学ですのでなおさら、少しでも長く通学期間をとっていただきたい」。

今月末に私立高校の受験がある。Mくんは二校受験する。これを帰宅訓練というかたちで受験し、その合格発表後に試験復学に入る。学年末試験も受けさせてもらう。その間、毎晩Mくんから学園へ電話連絡を入れてもらう。その電話で母にも様子を聞く。原籍校の卒業式が終わったらMくん母子に学園に来てもらう。学園で祝福し、そして正式な退園。こういう方針を提示し話し合いを終えた。

（その数日後、正式に原籍校・児童相談所から確定との連絡が入った。）

Ⅲ　帰途の車中で

「良かったんですかね、あれで」。

「・・・・・」。

「いや、その、あの学校に復学してMくんにとって良かったのか。

学園で同じ屋根の下で同じ釜の飯を食った仲間たち、よく頑張ったねと学園の卒業式を迎えるのがイメージとしては好きなんです。みんないい顔をして一人一人が想いを発表して、毎年二十人足らずですが一人一人の子を大切に関係者がこぞって祝う。毎年涙も見える。帰ってくるのを好まれないところへ帰して、本当にMくんは大丈夫なんだろうかと、何かすっきりしません。やっぱり学園でゆっくりさせて、卒業式で祝って退園させたほうがよっぽど良いのではないかと・・・」。

「このごろはほとんどの子が上級学校を受験し進学する。合格したら学園からは通えない。就職するんだったら、そして昔のように住み込み就職するんだったら、もう学校には通うことないんだ『地元には二十歳になるまでは帰らず、違う所で修行しなさい』そう言っていた。しかし今は上級学校に進みたいという進路希望がほとんど。だからこそ学校に適応するように援助していくことは必要になっている気がする。一緒に過ごした子どもたちの何人かが途中で復学して、うちの卒業式にはいない。それは寂しい気がする

けれども、この子らの目標は一日でも早く退園するように頑張ること、それを目指すんだから学園で完結させるのは本来の姿とは考えないほうが良い。預かり、出来るだけのことをして帰す。それが求められているこの施設の役割だと思う」。

「学園に入園してきて途中でまた原籍校に戻す。これが求められている姿なら、もっと早い時期に学園に入ってくると良いんですがね。Mくんは中二の九月に入ってきた、だいたい一年間は学園で生活するという点ではMくんの入園時期は遅くないですね。卒業まで一年六ヶ月、ゆっくり成長できるほどの期間はあります。しかし今、学園の子の多くが中学三年生というアンバランスがありますよね。それも中三になってから入園してくるのがやたら増えてきています。で、ほとんどの子が上級学校に進学する。合格したら必然、地元に帰っていく。入園の時『退園の時期は君の生活を見て決めていく。いつまでとは今は決められない。順調にいっても最低概ね一年間はかかると思うのでそのつもりで』と説明しているのに、今、実際は中三の一学期に入園してきて、上級学校に合格すれば退園ということになっている。中三になって入園してきた子は一年足らずの在園期間になっている。進学したいと希望することに対して、ダメですとはならない現実があります。少しずつ進学希望が増えてきて、気がついたらこういう現実になっている。これは本来のかたちとは違ってしまっている。子どもたちも自分の心を鍛えて自立へ向かうことよりも、どうしても、合格すれば退園ということで心の問題が軽くなっている。いっそのこと学園内に高校の分校があればどうなんだろうなどと考えてしまいます。いろんな事考えると、何が良いのかどうしていけばいいのか悩みます」。

「確かに、例えば小学生のうちに入園してくることはもっとあっていい。早い時期に入園してもらって、帰せる子はどんどん原籍校に帰す。それが無理な家庭環境なら養護施設への措置変更がいっぱい出来て、そこから高校へ行く道をつくってあげたい。里親への道ももっと出来るはず。そういうことをどんどんやっていくようにしたい。学園で三年間や四年間を生活させるのはこれだけ入園打診がある現状では到底でき

ない。もちろん、学園での生活はそんなに長期間の生活を前提としていない。一年間くらいしかないんだけど、ゆっくりしてもらって自分を見つめさせて、そして目標を持たせて送り出す。そう思っている。今はそれが良い。だから今回のようにこちらが帰したいと言って、原籍校が渋る、これに対しては熱意をもって説得すべし。Mくんの場合、これで良かったんだよ」。

Ⅳ　エピローグ

二月某日　Mくん、試験復学に向けて帰宅。
某日　Mくん母子、試験復学のための打ち合わせに原籍校へ行く。
某日　Mくん、試験復学開始。
某日　Mくんからの電話にて「ちょっときつい」とあり。児童相談所・原籍校にも確認をする。
某日　寮職員が原籍校に訪問し、担任と打ち合わせ。Mくんにも会う。授業中の内容にMくんがついて行けない教科については個別のプリントをMくん用に出してもらうことにする。
三月某日　原籍校で卒業式を終え、その日午後、Mくん母子が来園。報告。祝福。
某日　正式に学園を退園となる。

Mくんは三校受験し、私立の一校に合格。
Mくんが寮の子どもたちに言い残していってくれた言葉。
「退園したらやっぱりきついよ。
だけん、甘く考えんで学園におる時にしっかり力をつけろよ。
外はきついよ。甘く考えたらいかんぞ。

みんなありがとう。みんな頑張れ」。

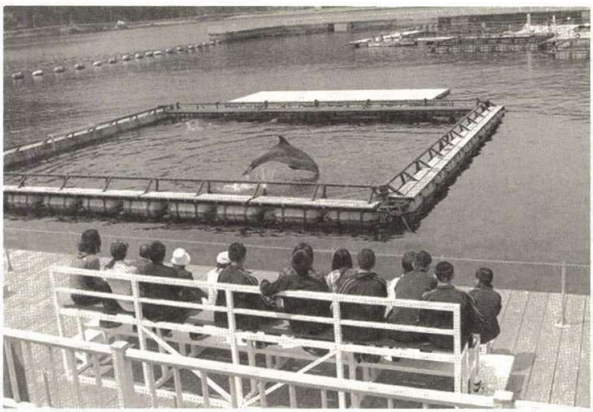

歓迎遠足（イルカ島）：二豊学園

職場体験学習（遺跡の発掘現場）：二豊学園

特別寄稿

寮母のパワー

近畿児童自立支援施設機関誌「こもれび」編集委員会

近畿県内の児童自立支援施設は、従来の小舎夫婦制のシステムが継承されている。寮舎を担当して新人の者から、三十年に至る者まで、この生活を愛して止まない寮母たち。使命感からか……いや違う。何とも表現が出来ない価値観、満足感、達成感があるからである。夫婦がパートナーであるため、喜び事は倍増する。苦悩する時は、阿吽の呼吸で乗り越えられる。しかし、日々子どもたちと生活を共にする事による緊迫感、悲愴感、挫折感からは逃れる事ができないし、解放される事も無い。重圧を感じながらの生活は大変である。そんな時、寮母の位置づけ、役割について考える機会を与えられた。

寮母とは、常にグループワークの中心に居て、子どもたちひとりひとりのポジションを確認し、上手くコラボする事を誘因する。子どもたちの養育歴を含め、情緒面を丸抱えし、優しく強く、賢く寛く、たおやかに鋭く、実行すべき事を行動に移し、共存する事を強く望まれる。寮や組織の中では、潤滑油としての役割も必要とされる。言い換えれば、小舎夫婦制のベースとなり、「寮母あっての小舎夫婦制である。」と言っても過言ではない。また、そうでありたい。そこで、近畿の児童自立支援施設の寮母たちは、寮母力を高めるために、機関誌「こもれび」からの発信、OGからの聞き取り、女性の会の立ち上げ等々の取り組みを進めてきた。寮母が生き生きと仕事ができる（子どもたちと生活を楽しむ事が出来る）寮、組織は、きっと素晴らしい結果があると断言できる。その寮母力をもって、子どもたちに生活スキルを伝達す

べく邁進している。技、タイミング、ポイント、気配り、共感と、子どもたちに上手く生活スキルを身につけてもらう為の生活指導、日々奮闘する寮母のマル秘テクを抜粋してみた。

爪切り

切り方を知らない子どもが多い。最初は私の利き手反対側に座らせ、私が切ります。爪切りの上下、爪の飛び散り防止カバーの付け方、「白い部分を少し残して。」など、具体的に話しかけながら。次は、子どもに爪切りを持たせて、切るのを見守ります。

新入生

おおよそ一週間、授業に参加せずに、担当職員と一緒に過ごします。それが職員と児童の距離を縮める大切な期間になります。女子であれば、寮母と一緒に手芸をしたり、おしゃべりをしたり、男子であれば、若いスタッフと運動をしたり、勉強をしたり、寮母とおやつを作ったりして過ごします。

裸のつきあい

きちんと洗えていない子は、男子は寮長が一緒に入ることもあります。洗い方を教われるし、普段話せないようなことでも、裸の付き合いで言えたりするようです。

雰囲気

食事は、寮生全員がそろっていただきます。なるべく明るくにこやかに食事が進むような雰囲気作りが大切だと思います。食事に対する文句、マイナス発言は口に出してはいけません。特に「まずい。」「嫌い。」は、「少し苦手。」等に言い換えさせます。

夫婦で住み込んで

「夫婦で住み込んで」となると、なかなか気分転換も難しいですが、やっぱり「場面を変えてみる。」ことが大きな気分転換となるのではないでしょうか。休みがとれにくい状況でも、ほんの十分でも「住居」である「寮」を離れて場面を変えてみると、違う気分になれることも多くあります。

公物

施設で支給される物…タオル、靴下、ハンカチ、数えるときりがない。それも、みんなガチャガチャしたところで使う物ばかり。君の物も僕の物もごっちゃになりそう。そんなときは、かわいいボタンの出番。カラーで区別したり、形、アニメっぽいもの、カラーペンでイラストを描いたり、子どもたちの視覚の鋭さを利用すれば、きちんと整理できます。

趣味に巻き込んで

職員の趣味に巻き込んで、子どもと楽しむのもよいと思います。すべての子どもが興味を持って寄ってくるということは難しいですが、何人かと楽しめるようになると、輪も広がります。

風呂指導

きちんと洗えていない子がいたら、まず、洗ってあげます。洗いながら説明し、自分でもやらせてみます。うまく出来たら「できるやん！」と褒め、明日もこうやって洗うように言います。そして「ちゃんと洗うとすっきりして気持ちいいやろ？」とそんな気にさせてみます。

身だしなみ

髪の毛をくくるのが苦手で、髪の毛がボサボサな子どもには、毎朝髪の毛をくくってあげています。子どもの気分も上がります。

入所前の問題行動のふりかえり

性加害の問題のある子どもの

入所については、入所時のインテークで「君は女性や弱い立場の人に対して、性を武器にして、とても嫌な思いをさせたのですよ。その事をしっかり考えたり、反省したりするためにここに入所したのですよ。」としっかり自分のした事を認識させることが大切です。

マナー

姿勢が悪かったり、ひじをついて食事する子どもに対しては、体や腕を触って直してやるようにしています。癖が付いているので、なかなかすぐには改善せず、言葉での指摘は何度もしないといけなくなります。周りに聞こえてしまうのも子どもにとっては不快であるのではないかと思うので、「さりげなく」を心がけています。

一年のはじまり

花見の会は、学校行事としてはトップの行事です。職員も生徒も全員参加が大切です。子どもたちの大好きなメニューがあれば、最高。アンケートをとって、子どもたちの意見を尊重しています。

話題

食事の際は、季節の野菜、作業で収穫した野菜、調理してくれた人など、食べ物が口に入るまでを話したりしています。

歯磨き

アラームつきのタイマーを用意して3分間磨こうとやってみたことがあります。小学生は喜んでいました。

覚悟を決めて

モンスターへの対応は難しい事ですが、まずは「話を聞く。」ということかもしれません。

他の用もあるかと思いますが、「モンスター対応の時間。」と腹を決めて真摯に対応しています。こちらの姿勢が「逃げ腰」であればあるほど追いかけてくるも

のだと思います。

お行儀

足をいすにのせて食べている子がいる時は、行儀が悪いと伝えるより、「お行儀がいいのね～。」と声をかけると、はっと気づいておろす子が多い。また、お茶碗を持っていなかったり、片方の手が机の下にある時は、「お留守番してるよ。」と声をかけると注意されたという気があまりしなくて直そうとします。

配膳

盛り付けは寮生全員と寮母が行います。皿に盛り付けた際、必ず分量が均一に配られているか、正しく配膳（並べ方）されているか指導します。どんな時でも、どんなに忙しくても対象者や年齢にかかわらず、箸の向き・ご飯・味噌汁などは正しい位置にセットしておきます。

入所時の確認

入所時にはいつも「君は何をするためにここに来たのですか。ここに来るまでに、先生たちとどんな約束をして来ましたか。」と、みんなが揃っている場面で聞き、確認するようにしています。

整理整頓

毎回の洗濯物をたたんでロッカーにしまう際に、整理をさせます。抜き打ちチェックもしています。その際、ロッカーに不審な物が入っていたらすぐに対応します。

床拭き

掃除のとき、できるだけ職員も一緒に床拭きをするようにしています。床拭きをしていると、居室、洗面所、台所、子どもたちの席の周りなど、いろいろと見えてきます。床もきれいになり、気持ちがよいです。

夫婦制

二人で補い合うことを常に意識してきました。もちろん、夫婦以外の職員の力も必要としますが、夫婦でしか出来ない部分については、二人で二人分以上の力を児童に与えられるように心懸けています。

掃除のやり方

掃除の箇所ごとにマニュアルカードを作ります。たとえば、「玄関掃除　1、すのこを外に出す。　2、靴箱の靴やスリッパを外に出す。3、靴箱の中をミニほうきで掃く…。」とカードを見ながら、まず子ども自身がセルフチェックできるようにします。

子どもの気持ち

「どうせ、私らのことは先生には分からない。」と言う時、「分からなくて当然。」「分かるわけがない。」というのが本音です。自分のことでさえ、うまく表現できないし、自分のことだって本当のところは分かりません。だからこそ、お互いが考えなくてはいけないのだと思います。やらなきゃいけないことは、やらなくてはいけないし、だめなものはだめ。そこにどんな理由があっても、やってはいけないことを、正当化する理由にはならないと思います。

記録だけでも

ケガや病気など突発的なことが起こったときは、必ず、なるべく早い時点で保護者に連絡をとり、状況説明をしておきます。電話がつながらなくても、電話を架けた記録だけでも残るように心がけています。

反抗したとき

少し時間を空けるようにしています。その場を上手に切って、冷静になってから話をしています。その子と顔を合わさないくらい分かりやすくしていること

もあります。

子ども間の不満

聞いてもらうだけである程度落ち着いたり、本人の誤解を解いてあげたりして対応しますが、どうしても不満が強い場合はまず、不満を訴えてきた子ども本人にどうして欲しいのかを聞き、直接話し合うことを勧めます。（寮長立会いのもと）ただ、夜の話し合いはドツボにはまります。根本的な解決にはなりませんが、大人が付き添い、拙い言葉をかみくだいてフォローすることで、少し、落ち着くこともあります。

かたまる

クールダウンするため、時間と場所を確保できると良いと思います。ふだんの調子の良いときに、「かたまるのをなくそう。」という話をしておき、自分の課題であることを意識させています。また、「固まるところは嫌いだけど、あなたのことは好き。」と言っています。思いを言葉にする練習も必要だと思います。

誕生日

子どものために手作りのおやつを作って、みんなでお祝いします。誕生日の子どもの決意や周りの子どもの想いを言ってもらって、自己肯定感を持たせるようにしています。

生育歴

過去は消え去るものではありません。いつか向き合わなくてはならない、子どもを形作るものです。いいものも、わるいものも、しっかり「過去のもの」にできるよう、安心、安全な生活と心の基地を提供してあげましょう。

就寝前の時間

たくさんの本音トークが聞ける大切な時です。現実とも非現

実とも言えないようなふわーっとした時間が子どものガードをゆるめてくれるようです。

褒めるときの言葉かけ

日々の生活の中で、子どもたちが、その子なりに頑張ったとき、だれもが、「頑張ったね。」と声をかけるでしょう。でもその次に「やればできる！」という言葉を付け加えていませんか！私たち大人は往々にして、ほめ言葉だと思っていますが、中にはそのように受け止められない子どももいるようです。褒められたのに、いままでしなかったことを同時に伝えられ、喜びも半減するとか・・・大人は褒めるのなら、『今回頑張ったことのみ認め、褒める』。『やればできる！』というのは、子ども自身が感じることでないでしょうか。

マイはみがき

買い物訓練の時に、子どもたちが良いにおいのマイ歯磨き粉を買い、ブームになりました。歯磨きをめんどくさがっていても、香りつき、味つきの歯磨き粉で歯磨きを楽しめたら、と思います。

無断外出

非常口からこっそり出ている子どもがいれば、そのまま鍵をかけます。子どもが帰ってきたときには、そこで待っておいて、玄関から帰っておいでと声をかけます。子どもはそこで苦笑いをして、非常口を開けてと言いますが、結局は玄関から戻ってきます。戻ってくる間に子どもたちは素直になるようです。帰ってきて「ごめんなさい。」と言うことができます。高校から帰るのが遅いときでも同じです。ドアの鍵を閉めておいて、すぐに入れなくしている間に考える時間ができるようです。

その子の価値観

児童と何気ない会話の時、子供が話したことを、繰り返します。「遅れそうになったから走っ

てん。」と話したら、「走ったんや。」と繰り返すことで、「そうやで、だって遅れたらあかんやろ。」など、その子の考えや価値観を垣間みることができます。かしこまって「どう思っているの？」と問うのではなく、双方が自然体のなかで知り得るかかわりの一つだと思ってます。

卒業生と職員との関係

退所した子どもたちと生徒との関係は、人間と人間との付き合いです。呼び名も〇〇君、〇〇さん、とあえて呼びます。連絡をこちらから取ることはありません。子どもたちが困ったことがあり、連絡を取ってきたときには、丁寧に対応します。訪問してくれて、思い出話になったとしても、それは、本人からの話題提供に任せます。こちらは終始聞き役に徹します。あの時は理解できなかったことを、成長した子どもたちが今どのように捉えているかで、成長を感じることが出来ます。

関わる機会に

保護者の面会、児相のケースワーカーや心理面接、出身校の先生方との面会など、園外の関係者との関わりを持つ機会に、「評価」「課題」を意識して話せるようにしています。

入所時の動機づけ

ここに入所したことを納得・了解している児童・していない児童と様々です。一通り、インテークが終われば、ひとりの空間と時間を与えます。しばらくして「なぜここに来たか。」「今どう思っているのか。」「これからどうしたいのか。」という、過去・現在・未来の思いを紙に書いてもらいます。作文用紙ではなく、白い紙やレポート用紙・時には便箋を使うと、反省文という構えた気持ちが薄らぎ、素直な気持ちが出やすいようです。

関係機関とのパイプ作り

足を運んでもらいにくい関係機関や、退園後の方向が難しい子ども（保護者がいない、保護者の元へ帰れない、能力的に境界線上であるなど）については、積極的にケースカンファレンスの機会を設け、集まってもらいます。入れっぱなしにならないように…。また、退園後もフォローしてもらえるように…。普段から、職員たちは、できるだけ、関係機関に直接足を運ぶことを心がけています。

耳かき

耳あかのチェックをして、耳かきも教えます。垢の取り残しは取ってあげます。

薬の管理

ひとりひとりの児童の名前を書いて、市販で売っている1週間区分の薬箱を使っています。月曜日から日曜日まで、「朝・昼・夕・眠」の順に整理でき、服用を忘れることがないようにしています。

一人ひとりに手紙を

卒業し、退所していく子どもたちには、一人ひとりに手紙を書いて渡しています。その中に寮母の電話番号とメールアドレスを書いておき、退所しても困ったときなどには連絡してくるように伝えています。ほとんどの子どもたちが連絡をくれ、時には会いに行き、相談に乗ることもあります。いたずらに使われたことはありません。（笑）

受診の判断

本当に痛いのか、病気なのか判断するのが大事だと思います。作業やランニングをやりたがらない子については、医師に「運動しても大丈夫ですよ。」と太鼓判をもらうこともできます。

ねぎらう心

「ほんま、大変やったんやね…。」など、今までの心労などをできるだけねぎらう様な同調したペースで関係を作っていくと心を開いてくれることが多いように思います。意見が食い違うときには、「この子のために。」を基本に、話を深めていきます。

忘れ物

一緒に連絡帳をみながら、「一時間目　国語。教科書、ノート、ワーク、プリント。二時間目、英語、教科書…。」「今日は、月曜日、図書の本。」など、声を出しながら、時間割をあわせています。

夜尿

夜尿の対応として、とりあえず布団全体を覆えるおねしょラバーをかけていました。ラバーが分からないように色柄のシーツをかけて。周囲の子どもへの対応ですが、本人が夜尿に対して恥ずかしいという気持ちがあったので、他児には気が付かれないようにしていました。失敗をした時はこっそりと寮母に言って、と。生徒が寮舎を出はらってから、汚れ物の片付けをしていました。他の子も薄々は分かっていたかもしれませんが……。本人の気持ちを尊重してそっとしておいてくれていました。

寮学習

学力の低い子、自習の難しい子は、職員と一緒に別のテーブルに座って一緒に勉強しています。時間で区切ることもあれば、目標を決めて「ここまで終わるまで。」というようにすることもあります。

熱

最近はジェルの冷却剤などが主流に使われているようですが、昔からのゴム製の水枕に氷を入れたものがなかなか気持ちがよいと、子どもたちに人気です。

朝、起きにくい子の対応

起床後の掃除は、早く起きて身支度できた子から好きな掃除場所が選べるとした時もありました。他の対応方法として、朝起きれないのは睡眠時間が足りていないからと、消灯時間を早めたこともありました。消灯時間を早められるとテレビや音楽の時間が減るので早く起きれるようになりました。

通院

個別に関係を作る機会として活用してます。改まった形でなく子どもの本音などを聞けたり、その間職員を独占できる感覚を与えられると思います。また、2人（多くても3人）を連れて行く場合、生徒間での会話や他生徒に対する感情を垣間見ることができます。一方、職員への甘えが強い場合は、敢えて寮担当以外の職員に引率してもらうこともあります。

入浴

性非行児、また施設内での性非行も考慮して、入浴は一人ずつさせています。タイマーをつけ、一定時間で上がるようにしています。

ダイエット

子どもが20kgのダイエットをしたこともあります。自分で、おかわりとおやつの制限をして、こちらも応援しました。食事は、全て残さず食べていました。あとは、体をよく動かしました。

時間をおいて

突発的な出来事が起こった場合は、時間が許される限り、即座に答えを出そうとせず、「これは、大切なことだから、少し時間を下さい。慎重になりたいんです。」と相手に告げ、自分の頭と心を整理して、相談できる時間がある時は誰かにするし、そんな時間がないなら、なるべく時間をおいて平常心になった時点で判断しています。

アレルギーの子ども

食物については、疑わしいときは血液検査もしています。除去が必要なら、給食関係者で周知し、対応します。また、花粉やハウスダストによる症状には、マスクを着用させます。必要に応じ、市販薬をつかったり、受診することもあります。

発熱のケア

看護師さんと相談しながら、人間の体に備わっている「治そうとする力」を利用します。体内の熱を上げて外から侵入したウイルスを弱らせようとしている時には、解熱剤は基本的には飲ませません。数日以上高熱が続く、夜寝れない、ご飯が食べれない状態が続く時は別ですが、よく寝て、食べてゆっくり安静にしていれば、たいがいは、数日で回復しています。急変することもあるので、様子伺いはまめに行います。

どこまでが職務…？

退所生が、2人目の子どもを出産する時に、上の子ども（2歳前）をしばらく預かったことがありました。中卒で入所し、親が無く、自分で生きていかなくてはならない子どもにとって、相談できるのが、唯一、学園の職員であったということです。ただ、どこまでが職務なのかは、よくわかりません。

対峙

クールダウンを必要とするタイミングの時は、時間を外します。しかし、その場をスルーする事がその場にとってよくない時は、きちんと対峙します。子どもたち全員にも考えさせます。対峙の有様はまちまちです。しかし、真剣である事がお互いに伝わらないといけません。ハードな指導になります。寮母といえども、エネルギーが必要です。子どもとの生活の中で、関係を作っておく事。必ず、冷静な寮長がいてくれること。また、よい集団がある事が必須条件です。

寮と教室での態度

教室での態度が悪いときには、寮でも指導します。子どもの寮での様子、教室での様子について、寮の職員と教員がいつも話し合っているということを、子どもたちに感じさせるように心がけます。たとえば、職員同士の会話や、教員の先生方に寮へ足を運んでもらうことなど工夫しています。

一石二鳥

ダイエットを頑張っている子どもたちと30分以上を目標に何気ない話をしたり、まじめな話をしながらゆっくりジョギングをしています。子どもたちを知り、繋がるチャンスとなり、また、寮母のダイエット&健康の為にもなるので、一石二鳥です。

進路選択

進路選択は子どもにとって、いろいろな葛藤や不安をいつも以上に感じる時かもしれませんが、この機会が自分の人生の意味や自分の存在価値を初めて自分自身に問いかけ、初めて自らの意思で道を選択する場となる子どもも多いのではないかと感じます。子ども一人ひとりにとって、より良い「自分自身の人生選択」となるように、じっくり自分と向き合い、考える時間を持たせてあげられたらと思います。

病気

いつも側にいる職員であれば、子どもの症状はすぐに見抜けるはずです。専門医に診せる必要があれば、すぐに対応する。医者に症状の説明を求められた時「昨日…。」と切り出すと、「あなたの身体になっていない。」と叱られたことがありました。自分の身体の痛みになっていないということです。自分の痛みであれば、昨日のうちに連れてきているはずだと言う事です。対応を誤ってはいけません。通院の必要のない時は、しっかり心のケアーをしなければいけま

せん。

学習環境

子どもたちの能力がどれほどのものかを知っていなければ始まりません。何処でとまっているのか。何故とまっているのか。学習用具はそろっているか。持ち物はみんなと同じものがそろっているか。環境は整っているかどうか。子どもたちが集中出来るか否か、職員側の責任も大きいと思います。

作業

その子どもの能力にあった作業内容を与え、指示することが大切です。共に汗を流し、共に達成感を味わう。職員のエネルギーを超えたときは、しっかりと心から誉める。終わった後、必ずおやつを一緒に食べます。お茶会と称してほっとします。

挨拶

いろいろな挨拶がありますが「おかえり。」の挨拶を大事にしています。子どもたちが「ただいま、先生！今日学校で…。」などと出先での出来事を話してもらいたいな、と思っています。また、「ただいまー。」をよく聞いて、声のトーンが暗いなど、気になった子には声をかけます。

対話

就床前に少しの時間の時もあれば、就床後の自習で、勉強を教えながらの時もあります。「今日は、ぞうきん丁寧に絞ってたね。」など、小さな生活の変化に目を配り、声をかけてきっかけを作ります。

寮通信

寮での出来事、行事などを写真もまじえて簡単な新聞として発行しています。保護者や出身校、児相、必要な退所生など関係者に渡しています。関係作りや会話の糸口に役立っています。

子どもの手紙も添えるようにしています。

CWとのかかわり

必要に応じて職員が呼びかけているにもかかわらず、なかなか応じてもらえない場合は、直接子どもに手紙を書かせて「話を聞いてほしい。」「会いに来てほしい。」と要望しています。

交流

職員同士が仲良くなれるような工夫を考えています。子どもたちと野球やバレーの試合を一緒にしてもらうなどで、職員間の交流をはかっています。

一緒にやってみると

自分が楽しめることを、一緒にやってみると、なんでも楽しめます。内容はなんでも良いと思います。でも、自分が得意でないことでも、クラブ指導や作業指導ではなく、楽しむことを第一に、内容を選ばなくても、むしろ、子どもより下手であっても、一緒にすることが楽しむコツのような気がします。

自習

自分でやることを見つけられない子どもに対しては、漢字練習など取り組みやすい課題を用意して、まずは取り組むかたちをつくることからやってみます。

ケンカ

子どもたちも人間ですから、ケンカの一つや二つはあるでしょう。殴り合いは見たくないのですが、お互い納得がいかない！ということもしばしばでしょう。とりあえず一人ずつ呼んで話を聞き、同じ部屋の子、見ていた子どもも呼んで、周囲からの状況（冷静な見方）も、情報収集した方がいいでしょう。別の方向から「子どもを知る意識」を持つ事も大切ではないでしょうか。

関係機関とのかかわり

関係機関の方が来所された際は、にこやかにあいさつし、相手の立場を考えながら話をし、丁寧にお茶を出す。そんな当たり前のことから、協力の第一歩が踏み出せるのではないかと思っています。

会話

面と向かって話をするよりも、横並びで何か同じ単純作業などをしながら話をする方が、本音が出やすいように思います。

どんなことがあっても…

保護者を否定しない。どんなつらい仕打ちをされても、子どもは親に対して期待しています。ただ現状を客観視して、子どもにどんなかかわりが出来るのか一緒に考えていく。絶対に失礼なことは言いません。

掃除指導

初めてでやり方がわからない、何度かやっているが、忘れている場合などはまず、やって見せ、一緒にやり、一人でやってみることを促す。やれるようになるまで根気よく付き合うこと、一ヶ月同じ場所を担当することで、どの子もやれるようになり、自信になります。

受け入れる気持ち

どんな事情があろうとも、まずこれまでの労をねぎらう気持ちを忘れずに応対します。受け入れる気持ちがあってこそ、保護者の本音や真実もきけるからです。そして、子どもの成長をこまめに伝えます。

退園生どうしのつながり

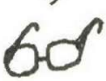

地域が狭いこともあり、退園後もつながることは避けられません。デメリットはもちろんありますが、退園生の情報が職員

のほうにも子どもを通してはいってきやすいということもあります。もちろん、「もうあの子（たち）とは関わりたくない。」と距離をとろうとしている子どもには、職員も協力したいと思っています。

花見会

昔からの学園行事に「花見会」があります。満開の桜の木の下で、七輪を使って全児童、職員ですき焼きをいただきます。なかなかの風情と、珍しい七輪に癒されます。たまには外に出てピクニック気分でご飯にするのも楽しいものです。

聞こえる位置で

寝込めば、いつもお互い呼べば聞こえる位置で回復を待ちます。ちょっとした、心が元気になる食べ物を用意します（ゼリー、ヨーグルト、果物、アイスなど）。一番の心配は、いつまでもずるずる長引くことです。その場合は、他のケアーも準備します。

話し合い

大事な話をするときほど、呼び出して別の部屋で話すのではなく、子どもの生活空間で話すようにしています。子どもとの距離にもよりますが、子どもと会話しながら距離を離したり縮めたりしてみます。子どもも距離を調整するようになります。

自己コントロールについて

自分の気持ちをコントロールすることは難しいですが、今の自分の状態がよくないことは自らでも感じます。そんな時は、一呼吸ついて、最少限のかかわりを淡々と、いつもより一歩引いて、距離をおいて関わるようにしています。子どもはそれを何気なしに感じ取り、こちらの気持ちを和らげ、落ち着かせてくれることがあります。

交替制勤務

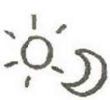

夜勤は8日に一度です。8日に一度だけど、せめて自分の担当の児童には、いつも気持ちの中では一緒に住んでいるような気持ちで、気にかけるよう心がけています。

どの子も同じ…？

生活指導としては、衣服のTPOが自分で考えられるようになること、清潔な衣服を身に着けること、自分の衣類の管理がしっかり出来ること等です。いつの頃からか、施設内では支給された物を身につけている姿ばかりを見ます。管理はしやすいのでしょうが、どの子も同じに見えて仕方ありません。子どもの個性も大切にしたいと思います。

自分の立ち位置

支援にあたって、自分が進んでいる道が間違っていないか、自分を外から客観視することを心がけています。支援者は対象者と同じ目線で見ることは不可欠だが、対象者と同じポジションにいては支援ができないと思っています。

リフレッシュ

夫婦制の場合は出来ないかもしれませんが、交代制の場合は、公私の時間を区別して、自分の時間を大切にします。リフレッシュできるゆとりの時間があってこそ、仕事も頑張れます。そして、ホントにしんどい時は先輩を頼っています。遠慮なく愚痴って、自分の思いをはき出します。「格好悪い」と思わず、甘えさせてもらいます。福祉に携わる先輩は、心が広いので、愚痴っても泣いても、そんな私ごと、癒してくれます。

子どもたちの宝物だから…

ケースをよく読み、理解していないと、親子関係に安易に口にしてはダメです。

ほめることと叱ること

寮母の立場で子どもをほめる、

叱るというのは、寮長（男子職員）とはまた違う表現になるかと思います。子どもががんばったとき、いいことをしたとき、「よくやった」という気持ちを伝えるとともに、うれしさや、みんなに知らせたいという、生活を同じくしているものとしての感情を伝えたい。また、叱らなければいけないときも、叱るだけでなく、今一番近くにいる大人として、子どもの叱られるべき行為を悲しみ、迷惑をかけた人・ことに対して子どもと一緒に申し訳なく思うのだという気持ちを伝えたい。いずれにしろ、子どもとの信頼関係がないとほめることも叱ることも深くは成立しないと思われます。

寮生活風景：若駒学園

海外視察報告 ①

第三十六回資生堂児童福祉海外研修報告

栃木県中央児童相談所　主事　久保祥子

一　はじめに

二〇一〇年九月二十五日から十月九日、私は資生堂児童福祉海外研修に参加させていただきました。児童虐待に関わる研修の内容は、私に大きな発見と自らの思いや技術の再確認の機会をもたらしました。そして訪問国の人々だけでなく、全国から選抜された児童養護施設や乳児院などの児童福祉施設の職員との、また資生堂社会福祉事業財団の方々との、新たな出会いの場ともなりました。

二　実施要領

（一）資生堂児童福祉海外研修とは

将来の児童福祉界を担う人材の育成を目ざすことを目的に、公益財団法人資生堂社会福祉事業財団の主催のもと、厚生労働省、全国社会福祉協議会の後援で、児童福祉施設の中堅職員を福祉先進国に派遣し、

派遣国の福祉事情、専門知識、支援技術、施設の運営形態などの研修に加え、広く訪問国の人々との交流を通し、参加者の幅広い人間形成と資質の向上を目指しています。

（二）研修先及び研修テーマ

① アメリカ合衆国マサチューセッツ州ブルックライン市・ボストントラウマセンターにおける「トラウマの癒しの様々な治療形態の研修と、それら治療施設における応用事例の見学」

② 同国フロリダ州ピネラス郡保健局における「愛着を深める家庭訪問事業を支える、問題解決プログラムの見学と研修」

（三）派遣人員

十五名（団長一名・団員十二名・事務局二名）

三　研修内容

アメリカでの研修は二週間に渡り、最初の約一週間では前項（二）①をテーマに虐待治療の形態を、次の一週間では②をテーマに虐待予防の取り組みを学びました。

（一）トラウマセンターでの学びとトラウマインフォームド

① トラウマセンターとは

主に慢性的・複合的トラウマや心の傷を負った人たちを治療するクリニックで、トラウマに関する理論や治療方法の研究と実践を行い、治療だけでなく、家族やコミュニティ、施設に教育・コンサル

テーションできるレベルにまで発展させています。ここで行われるコンサルテーションとはトラウマセンターの理論や技術を学校や施設に取り入れるために、センターがスタッフを派遣して事前評価、継続的な研修、スーパービジョンなどを行い、実践に移した後もその再評価を実施して、より質の高い実践が行われるよう指導や助言を行うことです。

②　トラウマセンターの理論

ア　トップダウンアプローチとボトムアップアプローチ

大脳の前頭葉を使って「トラウマを理解すること」に重きを置き、扁桃体の興奮を鎮め新しい考え方から新しい行動を学ばせる認知行動療法が中心のトップダウンアプローチに対し、まず脳幹の正常な機能を再生し扁桃体の興奮を鎮め「考える脳」の働きを取り戻そうとする治療法をボトムアップアプローチといい最近の主流となっています。バンデコーク博士の講義では、養育者と子どもの波長合わせ、「見て観察して行動を考える」という前頭葉の働きの回復のために日本の武道や禅の文化の大切さが強調されました。

イ　ARC (Attachment 愛着, Self-Regulation 自己制御, and Competency 能力) 理論

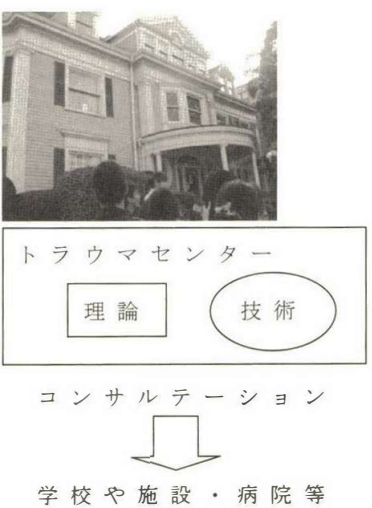

ARC理論とは、トラウマ治療に必要なことを現場の職員や子どもの現実生活に即して、原則をシンプルかつ構造的に理論化したもので、十個の積み木（一つの横木を含む）をピラミッド型に積み上げるには、土台の「愛着」がしっかりしていて「自己制御」の積み木を置くことができ、その上に「能力」の積み木が乗せられ、「トラウマ体験の統合」の積み木が最上部に積み上げられると考えます。

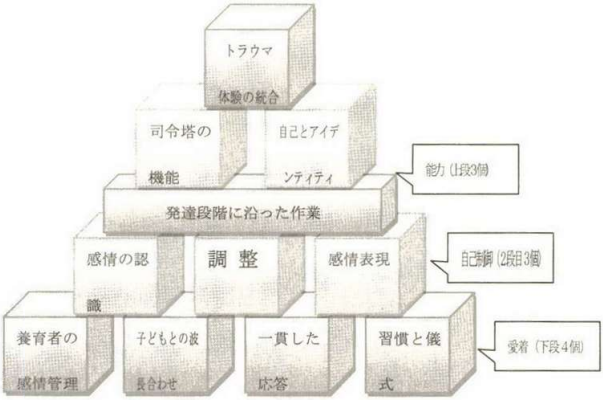

③ トラウマセンターの技術

ア PCIT（Parent-Child Interaction Therapy:養育者と子どもの相互作用セラピー）でCDI（Child Directed Therapy:子ども主導の相互作用）の段階と、PDI（Parent Directed Interaction:親主導で親に親業を教える）の二段階を設けています。行動理論と愛着理論をベースとしています。

イ トラウマ治療的ヨガ　自分の体を感じ調整することを学び、他者に支配されていた自分の体を取り戻しコントロールする力を回復します。

ウ SMART S（Sensory:感覚の）、M（Motor:動き）、A（Art:表現芸術）、R（Regulation:調整）、T（Treatment:治療）の意味で、道具を使った身体遊びや表現芸術により自分が高揚したり鎮静することを体感させる技術です。

エ トラウマ治療として有効な協力的遊びと即興劇　自己調整や問題解決の力を養うように工夫された遊びが生み出されています。

④ トラウマセンターによるコンサルテーション

トラウマセンターによるコンサルテーションはトラウマ・インフォームド（Trauma - Informed）という概念の理解が必須要件です。インフォームドは「知識のある、詳しい」と訳され、「トラウマについて知識を持ち対応方法を良く知っている」と解釈することができます。トラウマセンターではARC理論に則り、施設で働く職員全てがトラウマ・インフォームドであり、組織全体で子どもとの愛着形成ができるようコンサルテーションしていきます。

ア 「コハーネット学院」の実践

「コハーネット学院」はマサチューセッツ州で唯一の鍵のかかる女子のみを対象とした集中的生活治療施設で六年前からトラウマセンターのコンサルテーションを受けています。調理員等も含め全ての職員がトラウマについてトレーニングを受けて、トラウマチームを発足させ、トラウマ的な見方での評価やプログラムの変更・開発を推進しています。

イ 「バンデコークセンターグレンヘブン学院」の実践

「バンデコークセンターグレンヘブン学院」は反復的・慢性的なトラウマを受けた子供や行動問題のある子どもを治療し、同時に生活習慣や学業などを身に付ける生活施設で、学校やグループホームもあり、ARC理論の最上段までの実現を目指しています。

ここでは、職員が安心・安全で誇りを持って仕事ができることが、子ども達の安心感や自己肯定感につながり、そのためにスーパービジョンやメンタルヘルスのためのトレーニングを行い、チームみんなで組織的にトラウマに対応できるようにしていることが特に強調されました。職員で旅行やパーティーを催したり一番働いた職員を表彰したりクリエイティブでチャレンジの絶えない施設運営を目指しています。

《コハーネット学院》

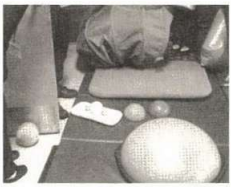

SMARTルーム

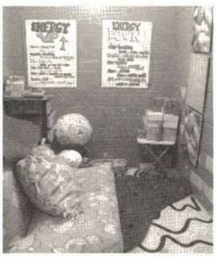

コンフォートゾーン

イライラしている時や気持ちが沈んでいる時に一人で来たり職員と来て、様々な体感アイテムで自分を調整する。

《バンデコークセンター

グレンヘブン学院》

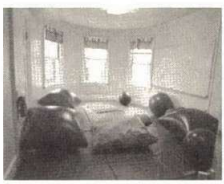

SMARTルーム

（二）ピネラス郡保健局による虐待予防の取り組み

① HFP（Healthy Families Pinellas）の取り組み

HFPはフロリダ州ピネラス郡において一九九二年に開始された新生児から五歳までの子どもを持つ家族を対象にしたホームビジティング（家庭訪問）プログラムで、虐待やネグレクトなどの悪待遇を防ぐために、家庭内での親教育や他の機関に繋ぐなどのサービスを行っています。このプログラムはHFA（Healthy Families America）という家庭訪問事業プログラムの哲学や十二重大原則に基づき取り組んでおり、HFAの査定・認可を受けています。重大原則の中には、「誕生の前、または誕生時にサービスを開始すること」「標準化された評価方法を用いて支援が最も必要な家族を発見すること」「親、子ども、親子の相互作用の三つに焦点を当てること」「ファミリーサポートワーカーに質の高いトレーニングや支援を与えること」「ファミリーサポートワーカーは義務付けられた十分な研修（個人スー

パービジョン）を受けること」等があり、アセスメントの大切さや、支援者組織の在り方を確立しています。

② なぜHFPか？

HFAに認可されているプログラムはアメリカ全土で四百以上にもなり、その中で最も成功しているものの一つがHFPです。なぜならラップ・アラウンド（包み込む）サービスと言われる専門職によってプログラム全体を包括するネットワークを整備し専門性の高いプログラムを実施していること、子どものために特別に徴収される税金によって質の良さを保っているからです。

組織の中心は郡保健局で医療・薬物治療・精神保健の機関が連携してサービスを行っています。また、家庭訪問スタッフであるファミリーサポートワーカーとは異なる立場の専門的な知識や資格を持ったスペシャリストを支援組織の中に組み込み、ファミリーサポートワーカーをスペシャリストたちで包み込むことで、ファミリーサポートワーカーが孤立せず、適切な支援を行えるような体制を作ったのです。

《ラップアラウンドサービス》

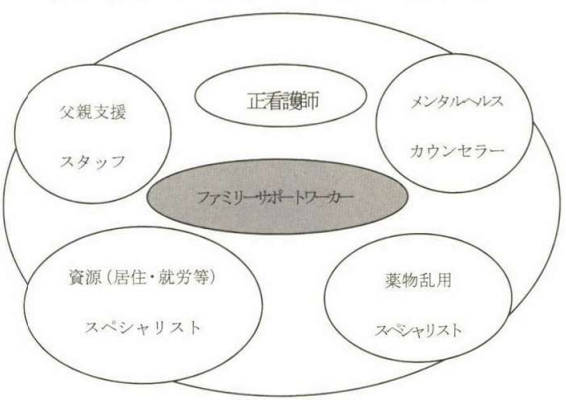

③ HFPのサービス内容

このプログラムにおいて提供されるサービスは、州として家庭または病院でアセスメントを行い家庭の状況を把握すること、家庭訪問によって子どもの発達・愛着・ボンディング（情緒的な絆）を育む支援をすること、予防接種の経過追跡や身体的なアセスメントを行い医療的なケアを実施すること、家族にあったケースマネジメントを行いながら家計のやりくりの仕方を教え住居を確保し就業や就学

を促すこと、必要な場合は提携機関サービスへつなぐことなどです。

④ HFPの成果

二〇〇九年度は、家庭訪問が実際に必要とされる世帯の九十八パーセントに訪問を実施することが出来、そのうち九十六パーセントの子どもたちが予防接種を受け、また九十九パーセントの対象者が「満足している」と評価しています。対象者の就学・就労、父親の育児参加率の高まりによって、サービス実施家庭の九十八パーセントは不適切な養育に至らなかったという結果が出ています。

四　研修を終えて

出発前、虐待を受けた子どもの指導に困り果てていた私は、アメリカに行けば何かあるという漠然とした期待に胸を膨らませていました。しかし、アメリカでの研修の中で私たちの中に段々と確信になっていった思いは、自分たちの日々の子どもとの関わりあいの中に、答えは眠っているのではないかというものでした。二週間という研修期間の中で、トラウマセンターでは武道や禅など日本の文化の中にトラウマを癒す力があるということを、ピネラス群保健局では日本の母子手帳の素晴らしさを教えられ、またARC理論の積み木はまさに、日々の職員としての在り方、いかに子どもたちに安心・安全の感覚を与えることが出来るかを問うものであり、形は違っていても、入所した子ど

正看護師による訪問

父親を対象とした育児グッズ

脳が見えるようになっている人形を使い、揺さぶられっこ症候群を理解してもらう。

もの成長段階を確かめる指標として自分たちが考えることと大きな差はないのです。しかし、それでも私たちは、豹変し攻撃的な言葉を浴びせる児童を目の前に自らの自尊心は失われ、孤独に陥ります。

被虐待児対応の施設と言っても過言ではない児童自立支援施設は今何を迫られているのでしょうか。トラウマセンターで学んだ「トラウマ・インフォームド」は、組織が対象とする子どもをどれだけ理解しているかが重要であり、個人プレイではなくチームで取り組むべきであることを教えてくれています。経験が尊ばれ、何でもできるスーパーマンのような職員の在り方を求めるやり方は、被虐待の子どもを前には職員のバーンアウトを引き起こしてしまうでしょう。施設の小規模化に向けて日本全体が動き出していますが、夫婦小舎制でも同じように、処遇不適応の子どもを出しても、組織がバックで支えてくれるような施設全体の組織作りが必要だと考えます。また、職員一人ひとりが誇りを持って仕事が出来るような基盤を今改めて求めたいと思います。アメリカの施設を廻る中で、私は改めて自分たちのやっていることは間違っていないと感じ、そして非常に安心をしました。児童自立支援施設の歴史は古く、その中で生き残ってきたものはやはり重要なことであり、それを言葉や理論に残していくことは、支援の最前線にいる職員を守るだけでなく支援の在り方を、施設そのものを守っていくことになります。

私は現在、児童相談所の児童福祉司として児童養護施設を中心に、多くの直接処遇の職員の方々と話をする機会を得ることが出来ています。その中でやはり感じられるのは、虐待を受けた子どもへの対応の難しさを、「分かってもらいたい」という思いです。自分たちの指導の在り方を理論化するということはまた、社会全体の意識を変えていくということにも繋がります。

トラウマセンターの研究もピネラスの保健局の取り組みも、多くの試行錯誤によって生み出されたと聞いています。そして今もより良いものへと変貌していると思います。虐待というもの、トラウマというものに直面するとき、私たちは人間の在り方や自分の在り方について深く考えさせられ、ゴールのない迷路に入り込んでしまうようです。それでも同じ迷路の中で、同じゴールを目指して一歩一歩歩んでいる仲間

がいる、そのことを改めて気づかせてくれたのもこの海外研修でした。最後になりましたが、コーディネーターとして夜中まで講義をしてくださったヘネシー澄子先生、資生堂社会福祉事業財団の方々、団長・団員の皆様、そして快く研修に送り出してくださった栃木県那須学園の職員の皆様に心より感謝いたします。

なお、海外研修の詳細は「第三十六回資生堂児童福祉海外研修報告書～アメリカ合衆国児童福祉レポート～」を御覧いただきたいと思います。左記のホームページからも読むことが出来ます。

公益財団法人　資生堂社会福祉事業財団
（http://www.zaidan.shiseido.co.jp）

海外視察報告 ②

「英国の治療的養育と地域非行対策について
～児童自立支援施設の将来展望を添えて～」

大阪市立阿武山学園（児童自立支援専門員） 徳 永 祥 子

1．はじめに

本稿は、筆者が二〇一一年三月二一日～三一日にかけて、英国のいくつかの団体や施設の視察をした際の報告です。この視察は、独立行政法人科学技術振興機構（JST）の助成を受け、立命館大学と大阪市の共同プロジェクトの一環として実現しました。研究代表者である中村正教授の指揮の元、他に大学教授一名、大阪市の児童福祉司、児童心理司各一名、そして児童自立支援施設の寮担当である筆者の計五名が参加しました。筆者は、学生時代を英国で過ごした経験を活かし、視察先の選定、事前の連絡・調整、現地での通訳を任されました。そのため、日本における子どものケア・支援の中でも、とりわけ小舎夫婦制と英国の児童養護制度、支援者支援制度の比較に焦点を当てた視察になりました。

本稿では、まず視察団体の概要を述べた後、児童自立支援施設にも示唆をあたえるであろう2つの実践について詳しく取り上げます。

2．視察の概要

今回は、まずスコットランドとイングランドの境にある地方都市ゲーツヘッドの自治体ソーシャルワーク部における二日間の視察を皮切りに、ロンドンを拠点にイングランドに点在する六団体を視察しました。以下が、訪問先の正式名称です。

① ゲーツヘッドソーシャルワーク部（Gateshead Social Work Department）　地域非行対策チーム（Youth Offending Team）
② ヒースファーム（Heath Farm）
③ ファーンデール（Ferndearle）
④ ファミリーライツグループ（Family Rights Group）
⑤ バーフ（BAAF：British Association of Adoption and Fostering）
⑥ サックス（SACCS：正式名称については後述）

① ゲーツヘッド市のソーシャルワーク部は、「サインズ・オブ・セーフティ」（以下「サインズ」）を全面的に導入しています。「サインズ」を用いた会議では、ソーシャルワーカーと当事者、もしくは多機関の専門職が家族の強みに目を向けつつも、リスクや改善点をホワイトボードに書き、可視化しながら話合いを進めます。今回私たちは、「サインズ」を用いた専門職間の会議に参加させていただくという機会に恵まれました。あるDVケースの概要を共有した後に、日英双方が子どもの安全度を一から十までのスケーリングで示し、その理由と介入の必要性や時期について議論しました。結果として、英国のソーシャルワーカーの方が、早期介入する傾向があることが分かりました。

子どもに対する暴力が認められない場合でも、家庭内でDVが確認できれば介入すべきであるという確固たる判断基準が共有されていることが垣間見れる貴重な機会でした。

その後、より地域密着型のユーフオフェンディングチーム（以下、「地域非行対策チーム」）を訪問しました。これについては、児童自立支援施設の実践と共通点が多いので、後ほど詳しく説明します。

② ヒースファームと③ファーンデールは、子どもの治療的養育と教育、心理療法を包括的に提供する施設です。

前者は本部に学校を併設し、学校終了後は里親宅で生活するのに対し、後者は地域の一軒家の中に生活スペースと教育スペースが併設されています。双方とも治療的養育を目的としたセラピューティックコミュニティ（治療的共同体）[iii]の一種ですが、施設によってケア・支援形態が全く異なります。

前者はとてもオープンな雰囲気で、子どももおとなも敷地内の学校や庭を自由に歩きまわることができます。後者は一つの大きな家の中でケア・支援が完結しているため、職員も業務時間中はこの家から出ることはなく、閉塞感を感じずにはおれませんでした。しかし、このような環境を必要とする子どもがいることも理解できますし、複数の選択肢があることが多様なニーズを満たすためには重要だと思います。いずれの団体も、福祉支援と教育支援を園内で並行して行うため、専門職間の協働体制の構築に苦心している現状を窺い知ることができました。

④ ファミリーライツグループは、子どもを職権保護された家族の権利を守るために設立された団体です。ニュージーランド発祥のファミリーグループカンファレンスを英国でいち早く取り入れ、普及に尽力した団体でもあります。ファミリーグループカンファレンスは、課題を抱える家族ために、コーディネーターが拡大家族の意見を聞き、家族が一堂に会して話合う一連のプロセスです。会議の場で

は、拡大家族ができる支援について出し合い、当事者が参加して決めます。本来であれば職権保護の対象となる子どもと家族でも、拡大家族が力を出し合うことで、家族の固有の文化から子どもを引き離すことなく、家族が主体的に問題解決を図るための方法です[三]。

筆者が一〇年前に訪問した時と比べると、英国内の多くの自治体がファミリーグループカンファレンスを導入しており、実践や研修が蓄積されていました。また近年は、これまで支援が届きにくかったシングルファーザーや離婚後の父親の権利に注目した支援を始めている点が興味深かったです。

⑤ バーフは、里親支援の大御所とでもいうべき団体です。里親認定や里親支援のみならず、専門職向けのトレーニングや情報発信などの分野でも英国の子ども福祉全体をけん引する役割を果たしています。その影響力は英国内にとどまらず、東欧諸国の脱施設化や里親拡充施策を支援するプロジェクトなどにも関わっています。さらには、専属トレーナーの派遣による先駆的実践の国内外への普及活動も展開しています。

日本では、筆者の所属する「大阪ライフストーリー研究会」が、２００９年と２０１０年にバーフのライフストーリーワークトレーナーを招へいし、先駆的な理念や実践を学びました。このことが、大阪でライフストーリーワークが普及するひとつの契機になったといえます。

今回の視察では研修部門のみならず、調査・研究開発部門の専門官と財源確保についての意見交換もすることができました。また、現在開発中のコンピューターソフトについての説明を受けました。これは、里子が自分の生活にかかわる人々と生活状況を様々な選択肢から選び、物語風の絵を作成するソフトでした。言語的コミュニケーションが未発達の子どもでも、指差しでクリックすると生活状況が目に見える形で表現できるところが画期的でした。

3．児童自立支援施設と関係の深い実践について

次に、児童自立支援施設の入所児童と類似の課題を抱える子どもや若者を支援している二つの機関についてより詳細に記します。最初に、深刻な被虐待体験やトラウマを抱える子どもの治療的養育を行っている⑥サックスについて、次に先述の①ゲーツヘッド市の地域非行対策チームについて報告します。

（一）サックス（SACCS）

ロンドンから電車に揺られること三時間、チューダー調の建築物が立ち並ぶシュールズベリーの駅前からさらに車で二〇分、小川のほとりにサックス本部事務所があります。四歳から一二歳の子どもが生活する八つのハウス（寮舎）は、本部から車で十五分程離れたのどかな牧草地の中に点在しています。

サックスは、一九八〇年代にスタートした民間団体です。開設当初は、性的虐待に対する支援やコンサルテーション、子どもへの聞き取りと裁判所への意見書の提出や代弁機能を担う団体でした（そのため、Sexual Abuse Child Consultancy Service の頭文字を取ってSACCSという団体名になった）。性的虐待を受けた子どの緊張を和らげながら、厳選したおもちゃを用いて事実聴取しようと尽力した二名のソーシャルワーカーによって開設されました。しかし、保護した子どもが里親委託されるも、性的虐待に起因する性化行動のために措置変更を繰り返し、五歳児が非行児童の施設に入所せざるをえないという状況が多発していることに強い危機感を感じました。そこで、その状況を改善するために、当初の相談部門に加えて入所施設部門を開設したという経緯があります。

現在では、サックスの支援は、①治療的養育（安心・安全な普通の生活の保障）、②ライフストーリーワーク、③心理治療（精神分析理論に基づく心理療法）の三つに整理されています。ハウスでの二十四時間の治療的親（Therapeutic Parent）、すなわちケアワーカーとの生活を基盤として、週一回

のセラピーと隔週のライフストーリーワークが子どもの回復を支えています。「全英の社会的養護児童の中で、サックスの高度な治療的養育を必要としているのは、たったの0.5％だけである」と自負するほど、「被虐待体験からの回復（Recovery Process）」に特化した、多職種連携に基づく専門性の高いケア・支援を提供しています。

サックスには、英国全土から子どもが措置されてきますが、各自治体は子ども一人当たり一週間四二五〇英ポンド、一か月一七〇〇〇英ポンド（一英ポンド＝一五〇円で計算すると、一人約二五〇万円／月）という措置費を支払います。このような高額な措置費ゆえに、治療効果・費用対効果を上げることが求められるそうです。平均入所期間三年半という長期入所が主流ですが、入所当初のアセスメントより入所が長期化する場合には、措置自治体に対して多大な説明責任が発生します。

教育面では、園内学校もありますが、適応が進むと地域の学校に通うこともできます。

措置解除後の進路としては、大部分が一般的な里親宅に措置変更されます。しかし年齢によっては、自活を選択する子もいます。実父母の元へ戻るケースはほんのわずかだそうです。そのため、退所直前の半年間は新たな里親家庭宅で地域生活に適応するための支援が中心になります。

サックスでは近年、過去三十年間の実践を集約し出版することや、ライフストーリーワークや治療的養育についての啓発・研修活動にも力を注いでいます。後述の様に、大学とも協力しながら、長年培ってきた経験知を広く発信することも団体の大切な責務であると認識しているのです。

次に、サックスの提唱するケア・支援の「三本柱」について説明します。

① 治療的養育

治療的養育は、サックスのケアの最重要部分です。

ハウス（寮舎）は、三名～五名の子どもが個室で生活できるような造りになっており、一人ひとり

に担当ケアワーカーがつきます。入所児童の年齢の高低差が五歳以上にならないよう、入所が調整されています。各ハウスに最低でも十人のケアワーカーが配属されており、常時三名が日勤、二名が宿直勤務する体制が敷かれています。

ハウスの見学で驚いたのは、入所直後に子どもの好みに合わせて壁紙や寝具、家具などを可能な限りリフォームするというきめ細やかな配慮で、文字通りの「オーダーメイドの支援」を感じました。職員の宿直室も英国の一般的な家庭以上の調度品を備えた素敵な居室でした。

さらに重要なのは、ケアワーカーの質の保持について最大の関心が払われていた点です。私たちが訪問したハウスでは、ケアワーカー全員が「治療的養育（Therapeutic Child Care）」の専門課程を修了しているとのことでした。現場と直結した専門職教育は、サックスが地域の大学とタイアップすることで実現しています。二年間、大学の講義と現場実習を交互に行います。このような学びのスタイルが、「多職種が有機的かつ迅速に協働するためには、既に共通言語を習得した人材を雇用することが一番の早道である」というウォルッシュ代表の言葉の通り、即戦力の育成と安定した人材確保を可能にしているのです。

② ライフストーリーワーク

ライフストーリーワークは、子どもの成育歴やそれに付随する感情を整理する取り組みです。サックスは、英国で唯一、専門のライフストーリーワーカーを配置していることからも分かるように、ライフストーリーワークを大変重視しています。ライフストーリーワークは、心理治療とは異なり心的現実ではなく社会的現実に焦点を当てます。そのため、心理治療のような二者関係ではなく、子どもとライフストーリーワーカー、ケアワーカーの三者でワークを行います。過去の出来事への理解を深め、自分と家族の過去、現在、未来にゆっくり向き合っていくことでアイデンティティを補強したり、

負の感情を消化していくプロセスです[20]。

実際に、数メートルの模造紙を壁一面に貼って、子どもがいろいろなことを書き込む絵巻物のような壁紙ワークや、コンピューターソフトを使ったライフストーリーブック、一人の成育歴だけで数百ページ以上の情報ファイル等を見せていただきました。ライフストーリーブックなどは子どもとの遊びや会話で出てきた事柄を主にライフストーリーワーカーが文書や画像に落とし込み、作成しています。注目されがちなライフストーリーブックなどの成果物の作成より、実際のワークの過程（子どもとの遊び（play）や会話、関わりそのもの）を重視しているとのことでした。

③ 心理治療

趣向の異なる五つのカウンセリングルームが、子どもの状態やニーズによって使い分けられていました。例えば、静かで落ち着いた照明の部屋、身を隠せるようなテントがある部屋、ジャングルのようなカラフルな部屋、絵具などを使って創作活動ができる部屋などがありました。

サックスの心理療法は、精神分析理論に基づくものを採用しています。しかし、子どものニーズに応じて常勤セラピスト（四名）が担当できない特殊な専門技術を持つセラピストと個別契約する場合もあります。

（二）ゲーツヘッド市・地域非行対策チーム（Youth Offending Team）

地域非行対策チームは、ソーシャルワーク部のある市役所から車で十五分程の住宅地に小さな事務所を構えています。前述のソーシャルワーク部のワーカーは全員が同じ国家資格を取得しているのに対し、こちらは多職種混合で編成されていました。今回は、ソーシャルワーカー、ユースワーカー、教員、心理士の資格を持つスタッフと話をすることができました。基本的な業務は、裁判所から保護

観察命令等が出されている若者に対して、それぞれの命令に応じて週一回～数回の保護観察を実施することです。

筆者が興味を持った点は、①被害者の視点や参加を取り入れた修復的司法の手法を取り入れていること、②コミュニティー・サービスの一環として農作業や地域の美化活動など、日本の児童自立支援施設に近い活動を地域で展開していること、③認知行動療法に基づくグループワークが体系的に行われていること、です。

ここには裁判所が出す命令に応じて、足に行動監視用の電子タグを付けている若者が多く通ってきます。地域非行対策チームの大きな目標の一つは、彼らが少年院や少年刑務所に収監されずに地域内ケア・支援を受けながらも地域生活を送ることなのです。またゲーツヘッドでは、性加害事件を起こした若者に対する再犯防止が大きな課題となっており、認知行動療法に基づくグループワークが大きな期待を集めていました。

地域非行対策チームの視察を通じて、児童自立支援施設で行っている支援は地域で展開可能だと感じました。しかし、裁判所の関与や福祉と司法の連携が必要不可欠だということも痛感しました。

4．おわりに～日英の比較から見えてくる、児童自立支援施設の将来展望

最後に、自分自身の実践を振り返り、児童自立支援施設の将来展望について若干の私論を付け加えます。

・日英の実践の共通点

英国の実践は先進的といわれていますが、今回の視察では日英の共通点を感じることが多かったように思います。大きな共通点としては、以下の二点が挙げられます。

第一の共通点は、施設入所に至る子どものニーズです。英国では、里親委託が幾度も不調になった子どもは、最後の社会資源としてサックスなどの施設に入所します。日本でも、児童自立支援施設の入所児童の多くは養育者の変更や施設変更（措置変更）を経て、入所してきます。また、彼らの多くは過去の被養育体験からトラウマを抱えています。そのような子どもにとって、サックスなどのセラピューティックコミュニティや児童自立支援施設は、地域や家庭から一時的に離れて、安心で安全な環境で一定レベルまで回復することを目的とした、いわば「集中治療室」のような役割を担っているのではないでしょうか。第二の共通点としては、『専門性に裏打ちされた「普通の生活」を保障する』というプロ意識が挙げられると思います。

阿武山学園など、小舎夫婦制の施設では、起居を共にしながら五感をフル回転し、子どもの状況に合わせて、二四時間の中で緩急強弱をつけたケア・支援を提供しています。住み込みという形態が、人工的であっても、「普通の生活」を保障する基盤を提供してくれているといえます。

一方、英国のケアワーカーは、基本的には交代制の勤務です。それが一概に劣っているかと言えばそうではないことが今回の視察で良く分かりました。例えば、入所児童の多くが里親委託不調を経験した後に施設入所してくることから、複数のケアワーカーがチームでアプローチする方が適度な距離感を保てる、という見方もできるのだそうです。

そして、毎日のケア・支援で工夫している点を聞いてみると、私たちが夫婦制の施設で留意している点と大差ないのです。例えば、「ケア・支援の連続性を大切にしている」「長期休暇を取る時は担当の子が見捨てられ感を感じないように絵葉書を書いたり、電話をする」「問題行動に対して入所当初は枠組みを作ることが大変だが、チームワークがあれば大抵のことは乗り切れる」「ハウスの歴史を大切にしていて、退所児の写真を大切に飾っている」などの日々の細やかな工夫が聞かれました。

このように、ケア・支援の形態や文化は違っても、苦慮する部分や大切にしている部分は類似点が多い

と感じました。このことは、残り少ない小舎夫婦制の施設で「何を大切にするのか」そのために「何を守り、何を変えていくのか」という命題に対する視点を提供してくれると思います。

・相違点や参考にすべき点

今回、日英の比較で際立っていたのは、チームアプローチ、人材育成、地域内ケア・支援の三点でした。サックスでは、地域にハウスが点在しており、地域の学校に通うことができるということは、子どもがより多くの成功体験や失敗体験から学ぶ機会を提供しています。また、担当ケアワーカーとハウス全体のチームワークの外側に、ライフストーリーワークと心理療法という別の保護膜が用意されている点も参考になります。感情の発散（特に負の感情）や過去と折り合いをつける作業は、ハウスの外側でケアワーカー以外の専門職が担当することで、より安全にこれらのプログラムをやり遂げることができます。また、これらのプログラムの前後に子どもが不安定化した場合は、ハウスで密接なモニターとフォローができることから、相互補完的な構造になっていることが分かりました。

しかし、多くの専門職がいるというだけでなく、効果的な協働体制を確立するためには、様々な専門職が共通言語を持ち、議論することが鍵になることは既に述べたとおりです。その共通言語を獲得する方法が、サックスと大学の専門課程や情報発信なのだと思います。

また、地域非行対策チームの実践からも、地域における再非行防止のためのケア・支援重要性を再認識しました。彼らが地域で行っている支援は、児童自立支援施設の実践との共通点も多く、日本でも地域支援が可能なのではないかと、勇気づけられました。しかし、これらを日本で展開するためには、支援拠点になるような機関が地域に存在することが必要になります。

阿武山学園でも近年、ライフストーリーワークやプログラム教育（性教育やグループワーク等）が開始されており、今後発展していく手ごたえを感じています。また、二〇一一年度からの義務教育導入によっ

て、教員という新たな専門職が入所児童のケア・支援に加わることになりました。加えて、心理職員やファミリーソーシャルワーカーの設置が進む中では、多職種連携によって新たな支援展開が期待できます。しかし、それは同時に、職員増を入所児童へ還元できるような仕組みを作っていく責務が生じることでもあります。そのためには、わたしたちが実践を言語化し、標準化できるものは他領域でも応用すること、従来の枠組みを修正しながらも、協働体制を築くという覚悟が求められているのだと思います。また対外的にも公的機関の責務として、非行臨床や治療的養育の知見を集積し、発信していくことが広義のチームアプローチを下支えすることにつながると思います。

最後に、今回の海外視察に多大なる支援をいただいたＪＳＴ並びに立命館大学、受け入れてくれた英国の各団体の方々に感謝いたします。また、快く送り出してくれた楠寮の生徒さんと阿武山学園の職員の皆さん、家族に感謝を表して報告を終えることにします。

《各団体のＨＰ》

サインズオブセーフティ　http://www.signsofsafety.net/home

Gateshead
Youth Offending Team
http://www.gateshead.gov.uk/People%20and%20Living/CommunitySafety/YOT/Home.aspx

ＳＡＣＣＳ　http://www.saccs.co.uk/

Ferndearle
http://www.ferndearle.com/

Heath Farm　http://www.heathfarm.org/

BAAF　http://www.baaf.org.uk/

Family Rights Group　http://www.frg.org.uk/contact_us.html

i　プロジェクトの平成二十二年度報告については次を参照のこと。
http://www.ristex.jp/examin/implementation/pdf/H22_nakamura_houkokusho.pdf

ii　セラピューティックコミュニティについては、楢原真也（二〇一一）「治療的養育の歴史的展開と実践モデルの検討―社会的養護における養育のいとなみ―」『子どもの虐待とネグレクト』13:1　pp.125－136を参照のこと

iii　詳しくは、三村和久（二〇一〇）「第二四回資生堂児童福祉海外研修報告」『非行問題』二一六号を参照のこと

iv　興味のある方は、徳永祥子（二〇一一）「非行臨床におけるライフストーリーワークの実践について」『子どもの虐待とネグレクト』13:1　pp.47－54または、徳永祥子（二〇一一）「非行臨床におけるライフストーリーワークの可能性」『司法福祉研究』11　pp.10－22を参照のこと

全国児童自立支援施設職員研修会報告

児童自立支援施設の今とこれから

沖縄県立若夏学園　主査　與古田　貴　之

平成二十三年度の全国児童自立支援施設職員研修会は、十月四日（火）から十月六日（木）にかけて、沖縄県那覇市内の沖縄県市町村自治会館を会場に、全国から約七十人（沖縄県を含む約百人）の参加のもと開催されました。

今年度は「児童自立支援施設の今とこれから」をテーマに基調講演、パネルディスカッション、分科会を通して意欲的な討議が展開されました。以下、研修会の概略を報告します。

第一日目（十月四日　火曜）

一　開会式

あいさつ　　全国児童自立支援施設協議会　会長　西嶋　嘉彦

沖縄県福祉保健部長　宮里　達也（代読）

二　行政説明

「社会的養護の課題と将来像」

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課　児童福祉専門官　　森泉　摩州子

まず、七月にまとめられた「社会的養護の課題と将来像」を基に社会的養護の課題と現在の状況についての説明がありました。

その中で社会的養護の機能、基本的方向が示され、可能な限り小規模化、地域分散化を推進するとともに、家庭的な養育環境の整備の充実が望まれることから、今後は里親委託を優先、推進すること。また児童自立支援施設の課題として、特別なケアを要するケースが増加している中での個別支援や心理治療的なケアの充実、心理療法担当職員の複数配置等による高度で専門的なケアを提供する機能強化やアフターケア、中卒生の対応等の課題があると指摘されました。その他に施設運営並びに施設職員の質の向上（第三者評価の義務付け、施設運営指針の作成、研修の充実等）、権利擁護等、加えて平成二十三年度の改正事項等についても詳細な説明がありました。

三　基調講演

「児童自立支援施設の役割とあり方について―性的非行問題にかかわって―」

児童養護施設　房総双葉学園施設長　　小木曽　宏

児童養護施設や児童自立支援施設で性的非行問題が増加傾向にある中で、今後の取り組みについて、

経験を交えて講演いただきました。

その中で、施設内、地域ともに性的問題行動にかかる共通点として、生活環境内に居場所がない児童が多く、特徴として、社会的スキルの問題、親密性の問題など「孤立状況」が生成されてきた可能性があること等、生活ベースの崩れがあると特徴づけられた。また、暴力構造についても、子どもだけでなく大人との関係性の中で影響を受けるものであり、子どもへの職員のかかわり方が大変重要であるとの指摘がありました。

性的問題行動については、性行動の根本的な意味も含めて、プログラムを行うだけでなく生活の中で教えていくことが肝要であること、また施設退所後も地域、社会で支援していく枠組みの構築等の課題について指摘されるなど、今後の支援に関する重要なポイントをお話ししていただきました。

四　講演二

「国立きぬ川学院に入所する児童の現状から捉える職員の関わり方」

国立きぬ川学院　院長　　井上　保

きぬ川学院の児童の現状、取り組みを通して、職員がどのように関わっていくのか、これまでの経験を通しての講演がありました。

現在、虐待や発達障害等、個別支援が必要な児童が増加し、従来の集団指導が難しい状況がある。集団指導の良さもありつつ、それを見直しながら、個々に必要な支援をどのように充実していくかが求められている。

そのためには、職員の共通認識を情報の共有化、徹底化を図り、子どもたちの支援に必要なことを話し合うことが必要である。また、児童自立支援計画票による支援においては、児童を参画させ、説明して、

納得・同意を前提とした支援を行うことが必要であること。さらに従来の伝統や実績から学ぶとともに、職員自身が法的環境の変化に敏感に対応することはもちろん、積極的に意識を変化させることも必要であるとの貴重なお話をいただきました。

第二日目（十月五日　水曜）

五　パネルディスカッション

「児童自立支援施設の機能充実のために～今、必要なことは～」

コーディネーター
国立武蔵野学院　院長　相澤　仁

パネラー
児童養護施設　房総双葉学園　施設長　小木曽　宏
医療法人上泉会　かいクリニック　理事長　稲田　隆司
沖縄国際大学総合文化学部人間福祉学科　准教授　井村　弘子
沖縄県中央児童相談所　所長　島袋　裕美

小木曽施設長からは、児童養護施設の立場から措置変更にかかわる課題として、一時保護によるリスタートや児童自立支援施設での短期入所についての検討、またリービングケア、アフターケアの試みと拡大を東京都自立サポート事業の事例とその重要性についてお話しいただきました。

稲田先生からは、精神科医の立場と沖縄県立若夏学院の嘱託医としての経験から、虐待と不登校との関係を通して、子どもの背景を理解すること、そして医療関係者とのサポート体制を築くためにも多くの医

療関係者を巻き込むことで将来的に支援を行う人材を増やしていくことが必要であるとの指摘をいただきました。

井村准教授からは、かつて少年鑑別所で勤めていた経験を踏まえて、入所児童の「生きづらさ」の視点からお話しいただきました。発達障害や虐待等の不適切な養育環境にある子どもたちの生きづらさを理解し、その支援のためのサービスを児童自立支援施設で集団指導と個別指導のバランスをとりながら発達段階を踏まえた支援、そして時間の力を信じる支援の重要性についてお話しいただきました。

島袋所長からは、児童相談所の現状と相談支援の立場から、子どもだけでなく保護者も対人関係、社会性、養育技術等の未熟さを抱えているとして、児童自立支援施設で行われている子どもの支援によって成長・変化すると同時に、保護者に対しても効果的な支援につながっているとの話がありました。併せてアフターケアの充実・過卒生の対応が今後大きな課題であるとの指摘がありました。

質疑応答

参加者からは養護施設への措置関係、発達障害の対応、中学卒業後の支援等についての質問があり、パネリストの先生方が回答、助言を行いました。

六　分科会

第一分科会　「児童のニーズ（高校進学等）と在園期間の関係について」

助　言　者　　鹿児島県立若駒学園　園長　　別府　得史

司　会　者　　熊本県立清水が丘学園　指導課長　　中山　浩二

話題提供者　　青森県立こども自立センターみらい　主幹　　長谷川三樹夫

三重県立国児学園　児童生活指導員　　真崎　晃子

福岡県立福岡学園　男子寮長　佐々木　茂範

各話題提供者から、事例や資料を活用し、発表をしていただきました。

その中で、各施設が外部機関とニーズに合わせた指導を行う工夫や入所期間設定ありきの指導ではなく、個々のニーズに合わせた改善を図る努力を行っていることがわかりました。中卒児の入所については、課題を持って入所して来るので、ある程度期間がかかるのが現状であるが、子どもへの動機付けを行いながら、関係機関と連携して、早めの入所ができるような体制を整えていくことが重要であるとの助言がありました。

また、児童自立支援施設も児童福祉施設であるので、十八歳までの処遇を考える必要があるのではないかとの指摘もありました。

第二分科会　「アフターケアの展開について」

助　言　者	国立きぬ川学院　院長	井上　保
司　会　者	長崎県立開成学園　副園長	林　一
話題提供者	千葉県生実学校　寮長	河合　弘樹
	鳥取県立喜多原学園　副寮長	齊藤　恵子
	島根県立わかたけ学園　児童生活支援専門員	荒川　美典
	佐賀県立虹の松原学園　主任自立支援員	池田　豊
	佐賀県立虹の松原学園　主任自立支援員	原　正行

各話題提供者から、事例や資料を活用し、発表をしていただきました。

アフターケアに関しては、まだ手探りの施設も多い状況が浮き彫りになりました。各施設で工夫して取

り組んでいる中で、子どもとの信頼関係を築き、対応している現状が示されました。法整備によって、専任職員の配置等、アフターケアの体制強化が見られるが、まだ十分とはいえない状況であること。今後は自立支援計画に則って、退所前から情報の共有、キーパーソンの確保、保護者の不安除去、地域との連携（要保護児童対策協議会の活用）等に十分に取り組むことが不可欠であり、長期にわたるケアの重要性を再認識した分科会でありました。

第三分科会　「性的問題行動にかかる児童支援について」

助　言　者	大阪府立修徳学院　院長	西嶋　嘉彦
司　会　者	宮崎県立みやざき学園　副主幹	前田　洋
話題提供者	滋賀県立淡海学園　主査	吉川　正美
	高知県立希望が丘学園　主事	恒吉　秀晃
	大分県立二豊学園　主事	荒木　美帆

各話題提供者から、事例や資料を活用し、発表をしていただきました。

性的問題行動のある子どもの入所や入所後の性的問題行動の発生により、本格的に取り組み始めている状況と、その中で施設全体の取り組みと個別ごとの指導を合わせて支援していくことが大切であることが共有されました。また、学校、児童相談所、医療機関などと連携した取り組みが必要であること。ただし、専門職となる心理士や養護教諭に任せるのではなく、プロジェクト委員会などを設置し組織的に取り組めるよう配慮が大切であるとの指摘がありました。また、被害者のことを優先することから、加害者児童の出口指導が困難なケースがあるなど、支援に多くの課題があることも実感できる分科会となりました。

第三日目（十月六日　木曜）

七　分科会のまとめ

各テーマで討議された内容のまとめを各分会ごとに司会者の方から発表されました。

八　全体のまとめ

大会全体のまとめと、今後の児童自立支援施設に必要な事項についての報告を、国立武蔵野学院の相澤仁院長が行いました。

各分科会での内容をわかりやすく整理してお話していただくと共に、子どもの状態に合わせた自立支援計画の作成、実施の重要性を改めて指摘されました。また、今後の示される運営指針や第三者委員会、子どもの権利、育てノートの紹介についてのお話もありました。

最後に子どもの働きかけに対する職員の適時適切な応答・コミュニケーションの積み重ねが大切であること。また、ケアワークの専門性は、繰り返し研修を重ね、他職種によるケースカンファレンス、養育の実践と研究を並列的に推進し、子どものニーズに対応できる組織的・個人的な改善・変革が必要であるとの指摘等、大変重要な指摘がありました。

九　視察（施設見学）

閉会式終了後、引き続き五十五人の方々が若夏学院を視察され、施設の現状を知っていただくことができました。

若夏学院　正門

若夏学院　男子寮

随想①

子どもの自立を思う

～映画「エクレール　お菓子放浪記」から見えてきたもの～

元岡山県立成徳学校長　新田　満穂

この映画の原作者は西村滋さん。西村先生はその自らの戦争体験の中で幼くして孤児となり、東京上野の地下道で浮浪児と一緒に過ごされた経験があり、その後は施設の職員として歩んでこられた人であります。また、多くの本を書かれています。

私はこの映画を鑑賞し、戦争孤児たちの哀しく切ない心情に涙が止まらず、終始エールをおくった。

あらすじは、主人公（アキオ）が心ある人の情の中で、空腹でお菓子を盗んだ所をひとりの刑事に助けられ、その刑事の世話で感化院に入る。その感化院生活やその後の社会の中で、愛の絆で結ばれた感化院の院長の姪の陽子先生や、社会の様々な人たちに励まされる等たくましく力強く生きる姿を描写している。支えあう人のやさしさや、どんな苦労にも耐えて前向きに生きていく主人公の姿に心を打たれ感動した。

昭和二十二年の児童福祉法制定当時は、社会的に養護問題や非行問題への喫緊の課題として対応に追われていた様子が、まさにこの映画をとおして一端から垣間見ることや、力強く生きる若者を知ることができる。

さて、少年の非行は時代の変遷に伴って、戦後大きく四回のピークを経ながら、児童福祉法・少年法と

もに、改正を重ねて今日に至っている。最近は、経済的には「普通」の両親家庭で育った少年が軽い気持ちで行う一過性の（現代型非行）非行少年も少なくなく、親をはじめ価値観も多様である。一方、家庭環境等の負因に由来する家庭内葛藤が繰り返されるために要保護性が高く、社会化が不足して自己統制力が弱い少年のいることも、昔と変わらず残存継続する。

そこで子どもが将来に向けて、たくましく、力強く生きて行くためには大人の役割や援助はどうあるべきだろうか、この映画を通して考えさせられた次第である。

丁度その時に、私がかつて子どもと暮らしを共にした成徳学校から「成徳だより（学校新聞）」が届いた。拝見してみると、子どもも職員も頑張っている生活の様子が伺えて大変にうれしかった。

更にうれしかったのは、その中のひとつに「自立」に向けてのヒントを見出したことである。それは、子どものことに前向きに取り組んでいるという記事で、緑ヶ丘中学校の先生の「職場体験学習」についての実践報告であった。（学校教育実施は2年経過）。

「実際の職場現場での活動を通して、仕事の大変さを体験することができ、職場に対する考え方を新たにし、自分たちの将来を真剣に考える機会となった。」と記載され、施設と学校の一体となった取り組みを紹介し、子どもの前向きさを援助している記事に、私は感動を覚えた。

私たち大人は、子どもに対し、子どもの将来に「大丈夫だよ」と将来への見通しをつける援助を行うと共に、管理が優先する生活ではなく、進学や就職の時などに必要となる「自分で考える力（選択する力）」を育てることが大事だと切に思う。

それには、生活環境を整え、依存してもかまわないのだという体験をしっかりさせながら、子どもと向き合って、信頼関係を構築し、子どもが自ら頑張る「子どもの側に立つ視点や援助」を忘れてはならない。共に暮らす職員や仲間の中で、お互いが見える関係、励まし合える関係が大切であるように思う。失敗（試行錯誤）しても、赦してもらえることを体験していくことで、「僕はここにいてもいいのだ」「自分は

みんなに受け入れられている存在だ」「失敗しても仲間がいる。応援してくれる人がいる」と思える子どもの自尊感情が育っていくと思う。

生きることはどういうことか、誰のための人生か、何のために今日という日を頑張っているか、子どもたちは子どもなりに自分が分かれば、その自己表現の中で、厳しさにも耐え、責任感も持ち、自分の人生を語るようになる。

時折、児童福祉施設や学校に伺わせていただきますが、子どもたちの元気な姿を見て、「元気」を貰います。そして「がんばれ」とエールを送っています。

※この映画は昨年、東日本大震災の被災地・宮城県石巻市を中心にロケを行った作品のようです。

名所「桜のトンネル」開成学園

クラブ活動（ラグビー）開成学園

文化の集い（長崎くんち）開成学園

随想②

児童自立支援施設三か所目

横浜市向陽学園　寮長　熊　澤　　健

今回この原稿を書かせていただくにあたって、わずか十二年の経験しかない私が……との思いもありますが、三か所の自立支援施設で勤務して感じていることを率直に述べてみたいと思います。

神奈川（おおいそ学園）の交代制で4年間、北海道（大沼学園）の夫婦制で七年間、児童自立支援施設と関わってきた私はこの四月に横浜の向陽学園で勤務することとなりました。

思えば十二年前、「児童福祉の分野で働きたい」と考えていた私に人事異動でおおいそ学園での勤務が決まりました。「やっと念願の児童福祉施設で働ける。児童達と良い時間を過ごしていこう」といった私の思いは実に浅はかであることにすぐに気が付かされることになりました。それまで勤務していた障がい施設では「児童達は利用者、職員は先生と呼ばれてはいけない」と言われていたことに対して、おおいそでは「児童には毅然とした態度で接すること、先生と呼ばれるにふさわしい姿勢を示すこと」と全く逆のことを教えられました。あまりの価値観の違いに戸惑う私でした。

初めの一年間、児童たちは私の言葉などほとんど耳を傾けてくれず、失敗の連続でした。私が勤務すると、無断外出が頻発し、児童間のトラブルからけが人が出るといった毎日でした。最初に担当した児童も入所してから数ヶ月間ほとんど学園にいることがない状況でした。何度目かの無断外出から学園に連れ戻した際、その児童と徹底的に向き合う場面がありました。「あなたに俺の何が分かる!!あなたなんかに何

も言われたくない」と言われた私は「分からないからこそ向き合いたい、学園で生活を続けておまえの悩みを一緒に考えていきたいのだ」と言い返しました。文章では表現しきれませんが、先輩職員から「魂のぶつかり合いだった」と言われるほどのやりとりでした。

それ以降、その児童の不適応行動はなくならないものの、人としてのつながりを感じられる場面が増えていきました。不適応行動に対して、その都度個別対応をする私の姿を見て他の児童も私の言葉に耳を傾けてくれるようになったように感じました。おおいそでの時間は四年と短かったのですが、四年の間にベテラン職員や中堅職員が次々と転勤し、いつの間にか私が古株の職員となる中で、私が全体指導をする場面も増えていきました。「俺がいなければ・・・」「俺がいれば・・・」と大きな勘違いをしながら、朝から晩まで休みもほとんど取らずに付き合うことで、児童達の私に対する目は変わっていきました。

充実感を持ちながら学園での生活をしていたある日、何気ない会話からある児童に「でも、先生は家に帰る。本当のところの僕たちの気持ちは判らないですよ」と、言葉をぶつけられました。「一緒に生活することで、今以上のどのような関わりができるのか？」と考えるだけでも、心が躍るような気分でした。その様な時、タイミング良く、大沼学園で寮担当職員を募集している話が舞い込んできました。

三人の幼子の子育て真っ最中だった妻は私の思いを理解してくれ、大沼学園で夫婦で働くことが決まりました。大洗からフェリーに乗り、北海道の地に足を踏み入れた時の感動と緊張感は今でも忘れることができません。

まず、夫婦で寮舎を担当することになって気が付かされたのは、神奈川での四年間だけでは（当然ですが）寮を担当するにあたって、知識も経験も足りなかったことです。私が「少しは指導力がある」と自負していた奢りは、周囲の職員の協力によって、役割を演じていただけだったのです。また、交代制の勤務では通退勤時間の間に『仕事の顔、家庭人の顔の仮面』を被う作業ができましたが、夫婦制ではドア一枚

の距離しかなく、今まで以上に自分という人間をさらけ出し、自分が自分と向き合う作業をしなければ児童達に見透かされてしまうのでした。

大沼での七年間は、これからの私（達）の人生を大きく左右するような出会いや学びが数多くありました。大自然に囲まれた学園、すばらしい上司、偉大な先輩寮長先生・寮母先生、良き同僚、何よりも素直でこんな私（達）を慕ってくれた児童達に常に支えられてきました。

最初に受け持った五名は、前寮長達への思いが強かったでしょうが、新米寮長寮母の不甲斐なさに不満を述べることもなく、逆に励まし、支えてくれました。入浴中、いつも便を漏らす小三の児童がいました。処理はいつも私（達）が行っていましたが、ある日から、一人の児童の「この役目をいつまでも先生達に任せていいのか」の掛け声により、児童達が順番に処理を行ってくれました。もちろん嬉しいことばかりではなく、延べ三十一人の児童達との出会いの中で、苦しい時もありました。性同一性障害のAくん、何かと私に向かってきた被虐待児のMくん、学園生活を前向きに過ごそうとの思いが強すぎて心が壊れかけてしまったSくん……。皆、「誰も自分のことを理解してくれない」と嘆きつつ「僕のことをわかってほしい」と藻掻き苦しんでいたのです。その様な彼らにどれだけの支えとなる言葉を伝えていけたのかは今でも疑問です。苦しみながらも児童達から学んできましたし、退園生から「先生達なら大丈夫です」の励ましの言葉に支えられてきました。

充実した大沼での七年間でしたが、ここには書ききれない思いが揺れる中で、もう一度違う場所で私（達）のやってきたことを確認してみたいとの答えに行きついたころ、地元横浜で新しく寮を開設する話しを聞きました。最終的に寮担当の後任が見つからないまま、大沼を去ることになったにも拘わらず「次の場所でも頑張れ」と快く背中を押してくれた、諸先輩、同僚達には申し訳ない気持ちと感謝の気持ちで一杯です。

何よりも、六名の児童が転寮することになり、最後の最後に残された児童達を裏切ることになってしま

いました。

向陽に移ることが決まった頃、文頭で述べた最初に担当した児童から「結婚するので式に出席してもらえませんか？」との連絡が入りました。退園児童から結婚式の出席を招かれたのは初めてで快く出席させてもらうことにしました。彼は高校卒業後しばらくアルバイトを転々とした後、引っ越し業者でアルバイトをし、数年間の仕事ぶりが認められ、晴れて正規採用されたとのことでした。「こんな僕を認めてくれた会社なんですよ。給料は安いけれど、お金以上に価値がある場所だと思っているんです」と言った彼の言葉が印象的でした。

結婚式当日、私が横浜に戻ってくることを伝えると「そういうことなら僕の会社に手伝わせて下さい。もちろん社員価格で」と彼は言ってくれました。恐らく私の人生の中で最後の大きな決断を、彼が手伝ってくれる事になるとは夢にも思っていませんでした。

向陽ではしばらく閉鎖されていた寮のペンキ塗りや整備が最初の仕事でした。このような経験も滅多にはできないし、数年後にはすばらしい思い出になるのだろうと寮母と毎晩遅くまでペンキを塗りました。

最初の児童が五月に入所し、今では五名の児童達と生活をしています。大沼と向陽の違いに今も悩むこともありますが、私（達）が教えられてきたこと、信じてきたことを確認しながら歩いていきたいと考えています。全国五十八の児童自立支援施設には五十八通りのやり方があるとの言葉があります。三か所を渡り歩き確かにその通りだと思う反面、この施設が必要とされるための共通項や守っていかなければならないものもあるはずです。この仕事をもう少し続ける中で、守るべき大切なものを見つけていきたいと思っています。

北海道で家庭学園の元寮長・藤田先生と酒席で同席させていただく機会がありました。その時藤田先生から「若いの、次は君たちの番だよ」と強く手を握りしめていただきました。この施設の王道であった夫

婦制も減っていき、今では寮を持つ夫婦は百組ほどになってしまいました。私はこう思います。この世の中で、百組ほどの人しかしていない仕事がどれだけあるでしょう。そのような仕事をやらせていただいていることに感謝したいですし、誇りを持って自分を磨いていきたいと決意を新たにしています。

先人達の決意や思いを受け継ぎながら……、藤田先生の手の感触を思い出しながら……。

授業風景：若駒学園

児童の作品：若駒学園

随想③

退園児童の就労継続支援の仕組みの整備について

岩手県立杜陵学園　前園長　中村純夫

退職した現在も時折「どうしているか」と気になっているいくつかのケースがあります。

今回は、退園後の支援の仕組みが整備されていれば、就労を継続できていたのではないかと思われる事例を紹介し、このような仕組みの整備に向けた活動を皆さんに提案したいと考えます。

彼は、高校二年のとき入園してきました。高校の授業中に同級生に馬鹿にされ、暴行を加えたことが直接の入所原因でした。両親からの虐待により、小学校就学前に児童養護施設に入所し、杜陵学園入園時までこの施設で育ちました。普段はおとなしいが切れると限度を超えた暴力を振うため、児童養護施設での養育が限界とされ杜陵学園に入園してきたのです。

入園後は「実科生」として、主に農耕作業や園内環境整備などを行っていました。通学していた高校が杜陵学園から遠距離にあったため、高校を中退せざるを得なかったのです。杜陵学園の生活に馴染み、担当職員との関係が深くなるにつれて主な課題とされた衝動性も和らぎ、大きな問題を起こさなくなってきましたので、本人と両親の了解を得て実習・就職活動を始めました。私が企業回りをしている中で、杜陵学園の目指す方向に共感していただいた社長さんに雇用をお願いでき、就職しました。

就職したのは廃棄物の回収・処理をしている事業所で、従業員は約六十人。彼は、廃棄物処理工場に配属されました。昨今の状況から、住み込みや寮住まいは望むべくもなく、会社近くのアパートから歩いて

通勤することになりました。働く力はあまり高くありませんでしたが、社長さんの周到な配慮のもと、彼が最年少ということもあり、年齢の離れた中高年の先輩方からも可愛がられ、比較的受容的な環境で社会人生活のスタートとなりました。

彼は、施設生活が長く社会生活能力に課題があると見込まれたため、特別カリキュラムを組み、栄養士と一緒に買い物をして弁当や夕食を作ることなども何度か経験してもらいました。しかし、彼にとってフルタイムで働きながら自分の生活を保つことがとても難しいことでした。担当職員も休日や自身の泊まり明けなどを活用して、会社やアパートを訪ね、社長さんや先輩方から様子を伺ったり、買い物や食事を共にしたりしながら彼を支えましたが、就職三か月後から、遅刻がちになって来ました。朝、時間どおりに起きられなくなったのです。社長さんは「会社に来れば一生懸命にやっている。頑張る気があれば解雇はしない」と言ってくれていたのですが、ついに、無断欠勤。遅刻と思って工場長さんが起こしにいったところ、アパートに居なかったのです。朝から土砂降りの日でした。会社から連絡を受けて、担当職員を中心に学園職員が盛岡市周辺の心当たりを探しましたが見つかりません。彼は、児童養護施設を退所せざるを得なくなったとき自分の引取りを拒んだ実家のある街を目指し、実家の周囲を歩き回って、深夜アパートに戻ってきたのでした。

「一人暮らしがつらい。仕事をやめて実家に帰りたい」という彼の気持ちが変わらず、結局、彼は実家に帰りました。帰るに当たり、彼を虐待し同居を拒んでいた母が、天気の良い日に彼の布団を干して彼を待っていたことを伝え聞いたことが、われわれにとり救いとなりました。

地元に戻った彼は、児相に顔を出したりハローワークに通ったりしていたようですが、担当職員が転出し、私も退職するなどするなかで、杜陵学園との連絡も途絶えがちになっていきました。伝え聞くところでは、母は精神病院に入退院を繰り返し、彼は生活保護を受けながら定職につけず安定しない暮らしをしているようです。

彼の退園→就職→退職のプロセスを振り返ると、杜陵学園がもっときめ細かく支援できなかったかという反省を持ちつつも、制度として彼のような存在を支える仕組みがあれば彼は就労を継続できたのではなかったか、という思いが拭えないのです。

障害者を支援する制度には、良く知られた「ジョブコーチ」のほかにも、障害をもつ方々の実習先や雇用先を開拓し、ハローワークと連携して雇用に結びつけ、就労した障害者の日常生活をきめ細かく支援して就労の継続を支える「障害者就業・生活支援センター事業」という制度があります。この事業には、杜陵学園が独力で試みていた「職場開拓」「就職の実現」「就労継続のための生活支援」が、制度として具現化されています。

また、児童自立援助ホームと類似の機能を持つ「グループホーム」が地域に多数設置されていることもご存知のとおりです。

彼が高校で事件を起こした後、施設では彼を他児童と別の棟で生活させ職員を常に貼り付けており、一時保護をした児童相談所でも他の児童と切り離して処遇したと聞いています。

児童相談所から入園の打診があったとき、杜陵学園で彼を支えることができるか若干逡巡しましたが、施設でも家庭でも受け入れは困難で杜陵学園以外に受け入れ先がないという児相の見解であることから入園を決断した事例でした。

入園後もいろいろなことがありましたが、大きく杜陵学園の枠組みを踏み外すこともなく、次第に自分をコントロールをする力を身につけていきました。

ある年の夏休みに、帰省できない彼に「登山・温泉」を提案したところ興味を示したので、彼、担当職員、私の三人で秋田駒ケ岳に登りました。素晴らしい晴天のもと、豊富な高山植物に感激してデジカメでたくさん花の写真を撮っていました。下山後の国見温泉の露天風呂では「これを擦りつけると筋肉痛にな

りにくいよ」と言う私の言葉に、身体中に湯花を塗りつけて、翌日「ほんとに筋肉痛になりませんでした！」と報告にきた彼の笑顔が嬉しく思い出されます。

児童養護施設当時、彼が通院していた精神科の主治医が盛岡に転勤し杜陵学園の嘱託医となったことから偶然彼と再会しましたが、彼が就職退園するとき「以前の施設にいたときの彼の状態では、間違いなく犯罪者になって社会の闇に消えていく存在だろうと見ていた。杜陵学園の仕事はすごいと思います」と言ってくださいました。

このような経過をたどった彼だけに、彼が就労を継続できず、結果として不安定な生活をしている現状が残念でならないのです。

彼のように、施設から直接就職して退園する事例は、児童自立支援施設、児童養護施設には少なくないのではないでしょうか。

私も杜陵学園在職当時、県単独事業として杜陵学園に退園児童の支援を担当するソーシャルワーカーを配置できないか、と県本庁に働きかけた経緯があります。このときは、他に優先すべき課題があり、残念ながら実現しませんでした。

障害者支援の世界には「障害者を納税者に！」を掲げて素晴らしい実績を積み上げている方々がおられます。児童自立支援の世界でも退園児童の多くを納税者にするべく、上述のような制度を整備するよう活動していただければありがたいと願っております。

随想④

腐っても鯛

S学園退園生の姉　吉宮和穂

一　幸せ家族

私は、三人兄弟です。二つ下の妹は強気の寂しがり屋。石橋を叩いて叩いて壊してしまうタイプで、すごく母に顔も性格も似ています。母に似すぎて同じ様な人生を歩むのではないかと祖母も心配をするくらいでした。三つ下の弟はお調子者の甘えん坊。石橋を一緒に渡ってくれる人を探すタイプで、大きくなるにつれ少し暴力的なところも含め父にすごく似てきました。そして私は、少し神経質の慎重派。石橋を叩いて叩いて、でも渡らないタイプ。私は誰に似たのか、家族の中でも少し違っていました。そんなバラバラな性格の三人兄弟は少し劇的な人生を歩んできました。

私は、一九八五年に長女として産まれました。父・母は夫婦として初めての子ども、祖父母にとっては初めての孫ということもあって、大変かわいがられました。特に父は私が勝手に葉っぱを触って手を切っただけでも母に怒るくらい私を溺愛していました。私が二歳の時に妹が産まれました。昔の写真を見てみると、この頃が一番穏やかで幸せな日々だったのかと思うくらい笑顔があふれていました。

二　家族の歯車

三歳の時、弟が産まれました。この頃から歯車がくるい始めました。弟は、小児喘息で入退院を繰り返

していました。弟が入院した病院の小児科は子どもにはおとなの付き添いが必要なため、母や叔母が交代で泊まるようになりました。弟が一番大変なのは分かっていましたが、幼い私と妹はたいへん寂しい日々でした。その頃から、父の行動もおかしくなりました。仕事もろくにしなくなり、家にも帰って来なくなりました。幼くて記憶には残っていませんが、そんな父を見て私が「もう、別れたら？」と母に伝えたそうです。母も子どものためにと頑張っていましたが、私の言葉をきっかけに子どもに辛い思いをさせているなら別れようと決意したそうです。父が出て行った時の記憶は今でも鮮明に残っています。イスに座りながら私と妹は泣いていました。弟は何が起きたか分からない様子でした。母は薄暗い部屋で静かに泣きながら洗濯物をたたんでいました。父に私が「お父さん」と言うと、「もうお前達のお父さんじゃない」と言って家を出ました。その時四歳でしたが子どもながらにこの人にはもう頼ってはいけないと感じました。

それから一度も会っていません。会いたいと思ったことも、記憶の中ではありません。しかし、小学校に入学前の誕生日、父から電報が届きました。その時一度だけ、お礼を言うため、父と電話で話したのを覚えています。父と話す電話の向こうで赤ちゃんの泣き声が聞こえました。母は「もう私たち兄弟のことはいいからその赤ちゃんにこれから色んなことをしてあげて欲しい」と伝えていたのを微かな記憶ですが残っています。父は女遊びのたえない人だったようで、私の兄弟は一ダースくらいいると母が言っていました。今でも父には会いたいと思いませんが、兄弟達には一度会ってみたいと思っています。

その後、私が小学校に入学直前に母が再婚しました。妹・弟はすぐに新しい父に馴染んでいましたが、私は中々馴染むことが出来ず「おとうさん」と呼ぶのに時間がかかりました。

三　妹弟三様

私は小学校に入学してから、不登校や遅刻を繰り返していました。私はとても気が弱く、何かきついこ

とを言われると言い返せない性格をしていました。
泣き虫で、言いたいことも言えない内気な私とは対照的に妹はとても気が強く、ガツガツと自分の意見を言うことができる子どもでした。しかし、言い過ぎて友達同士のトラブルも頻繁にありました。ジャンボカット（襟足のみを長くした髪型）をしている同じクラスの子どもの襟足をイライラするという理由ではさみで勝手に切ってしまったということもありました。
私が妹の気の強さで一番驚いたのが、妹がお風呂場からジャンプして足を滑らせ頭を切った時です。母と叔母が慌てて病院に連れていき頭を縫うことになりました。妹が五歳の時です。普通、子どもは泣き喚くと思いますが・・・妹は医者に向かって「痛いな！早よしてや！！」と怒鳴ったそうです。私なら、絶対に泣き喚くタイプなのに、そういう状況になっても強気でいる妹はある意味すごいと感じました。
妹は小学校に上がってからも、色々とトラブルを起こしていました。集金袋を「うちの家にはお金はありません！」と言って担任の先生につき返してきたり、友達と夜遅くまで遊んで帰ってこないこともありました。学校の先生も親や身内も手のかかる子と感じていたと思います。
弟は動物が大好きな子どもでした。近所の八百屋で自分のお小遣いでうずらの卵を買ってきて、勉強机のライトで暖めていたり、動物を拾ってきたりするような子どもでした。団地に住んでいたので犬などは飼うことは出来ず、将来は「家の前のごみ箱で犬とお母さんと一緒に住む」と言うくらい子どもらしい一面も持っていました。
しかし、女ばっかりの家族の末っ子ということもあり、わがままな面が目立つこともしばしばありました。友達と喧嘩してキレて首を絞めてしまったり、授業中に暴れてしまったりすることもありました。そんな妹と弟は悪いことをするときだけ気が合い、二人でコソコソしていました。
そんな中、二人の喫煙が発覚しました。押入れに隠してあった缶のペンケースの中に吸殻がたくさん入っていたのを親に発見されました。両親は、すごく怒るのかと思いきや、少し注意したあとタバコをつけて、

妹たちに吸わせ「思いっきり吸ってみ」と言いました。妹たちは思いっきり吸ったあと、咳き込みました。父は「タバコを吸うって言うのはこういうことや。ちゃんと吸われへんのやったら吸うな。」と言って妹たちに言い聞かせました。しかし、その後もタバコを辞めず何度も見つかっていました。見かねた母は「たばこは吸いなとは言わへん。でも吸うんやったらお母さんたちの目の前で家の灰皿で吸い」と涙目で訴えていたのがすごく印象的でした。

四　家族に激震

一九九五年一月阪神淡路大震災が起きました。たくさんの建物が壊れました。同時に私たちの家族も壊れました。その頃二番目の父は長距離トラックの運転手をしていました。阪神淡路大震災の時も家にはいなく、トラックに乗って仕事をしていました。母は地震の時、友人と飲みに行ってました。私が揺れで目覚めた時、家には子どもしかいませんでした。私がトイレに行くと妹たちが泣いて私のところに来ました。すごく不安で不安でしかたない時間でした。そんな時電話が鳴りました。仕事中の父からでした。父は、子どもたちだけしかいてないことを聞くと私たちにストーブは点けずにコタツで三人一緒にいるように伝えて電話を切りました。その後、母が帰ってきました。酔った様子でしたが、私たちが心配でタクシーで急いで帰ってきたそうです。その頃はあまり携帯電話も普及していなかったので、母は公衆電話で電話したらしいのですが繋がらなかったと泣いて謝っていました。父は携帯電話を持っていたので私たちに連絡することが出来たそうです。その後、母と父は話し合いをして離婚が決まりました。

父は家をでる時「離婚してもお前達のお父さんやから。何かあったら助けに来るから。」と言っていました。しかし、助けにきてくれることはありませんでした。私はすごく裏切られた気持ちになりました。その時、私にはもうお父さんは必要ないと強く思いました。

五　母の辛さ＝最大級

そんなこんなで私も中学生、妹・弟も小学生になっていました。妹たちが高学年の時の小学校の校長がお寺の住職をしていて、二人はお寺に預けられることになりました。週に一度会いに行きましたが、お経の暗記が出来たとか近所の子どもと遊んだとか色々楽しそうに話してくれました。

家に私と母しかいない日々は束の間でしたが、久しぶりのとても穏やかな時間でした。妹が中学一年生の時、私の通帳から勝手にお金を引き出し、家出を繰り返すようになりました。電車で一時間もかかるところに彼氏が出来たからです。しかし、その彼ともそんなに長くは続かず別れることになりました。

別れてからがとてもたいへんでした。家にある薬という薬を飲みあさり、トイレに自分で行くこともベッドから起き上がることさえ出来なくなっていました。その後、病院にいき胃の洗浄をして命は助かりましたが、包丁を持って死ぬと暴れたりしました。ベッドに寝たきりの妹、包丁を持って暴れる妹を見て、私と弟はとても恐くなったのを覚えています。

その後、シンナーをする様になりました。弟も友達と一緒にシンナーをする様になりました。何か自分たちにとって耐え難い事実や逃げたいことがあるとシンナーを吸いました。そんな妹・弟を時期は違いますが、母は警察に連れて行きました。その後、鑑別所に入りました。

鑑別所での面会はすごく悲しいもので、今までは「会いたくない、顔も見たくない。」と思っていたのに…いざ会いたい時に会えないと思うと悲しくて涙があふれました。

妹は鑑別所から児童自立支援施設に行くことになりました。弟は保護観察処分となり家に帰ってきました。でも、また現実逃避したくなる事に直面するとシンナーを繰り返しました。それ以外にも、夜中に怒鳴り声が聞こえたので家の外を見てみると、弟が友達と包丁を持って喧嘩していたので慌てて止めに行ったこともありました。

しかし、何より一番ショックだったのは、弟が目の前でシンナーをしていた時です。何を言ってるかわからないような状態の弟を見てすごく悲しくなりました。姉の私でこれだけ悲しいのだから、きっと母はもっと悲しかったと思います。あの時期が一番私にとっては辛い時期でした。友達にも言えない。家族も辛い中、自分がしっかりしなきゃと必死でした。

六　家族力

今は、落ち着き妹も一児の母になりました。母になってようやく自分の親の気持ちも分かってきたのかもれません。

私はずっと妹と弟をうらやましく思ってきました。私は目先のことにずっと不安を感じてきましたが、あの二人は対照的に、何も後先を考えずにしたいことをして、逃げたいことからは逃げてきました。私は中々それをすることが出来ずに二人に対して僻むこともありました。でも、あの子達なりに必死に生きて来たのだと思います。シンナーに逃げることで「心のバランス」を保ってきたのだと二十五歳になった今は何となく理解する事が出来ます。そして、後先のことばっかり考えていつも不安な私も、性格なのだと今は受け入れることが出来ます。

私たち家族にはこれからもたくさんのトラブルがあると思います。でも、私は文句を言いながらでもあの二人と母を助け支えてしまうのだと思います。私たち家族は、少し劇的な人生を歩んできました。しかし、これまで「人生」を歩んできたので、泣き虫だった私も強くなりました。そして、これからの「人生」、少々の事では驚かないし、立ち向かって行ける強さを身につけたと思います。そして、私たち家族はこれからも「腐っても家族」です。

食育

児童自立支援施設で「食」と向き合う

三重県立国児学園　児童自立支援専門員　加藤久直
給食管理嘱託員（栄養士）　北村一美

一　はじめに

国児学園の炊事業務の歴史を調べると昭和十四年～平成八年までの五十七年間にわたって、炊事職員も夫婦制で運営してきた。平成八年以降は、炊事業務担当を非常勤職員（調理員）が複数で担当している。近年の三重県当局の情勢では、給食センター等の活用や合理化政策、外部業者委託等の提案も検討されたが、国児学園では独立給食方式にこだわってきた。

これは、家庭的食卓、生徒の作業による野菜などの生産活動を大切にする意図から生まれた「食」と向き合う職員と生徒の関わりである。

二　食生活のクオリティーを高める「働く教育」（生産活動）

人間の生命活動の中で、最も重要な衣食住。とりわけ「食」に関する生命活動の源は、日常の指導、教育効果の中で、職員の説得力（＊1）が大きい。このことは、学園の近くに約七十五アールの農場を借り

て、生徒が創り仕上げた野菜が寮舎の食卓を飾る時、野菜の出来や大きさに圧倒され、果肉のつまり具合に驚きを覚えながら調理をする。この重みやスタイルが、生産活動を担っている源であり、児童自立支援施設に失ってはならない大切な営みと同時に、子どもたちの感受性あるいは人の泉を「食」で開くきっかけであることを、私たちの先人職員は農場の営みと子どもの成長で証明してくれた。

こうした畑作業を通じて、作物を作る難しさ、収穫の喜びを子どもたち自らの手で実感することができる。収穫された野菜は、寮舎で担当職員（寮母）と一緒に調理したり、炊事給食棟に出されれば、献立の中に随時採り入れている。入園前まで、野菜をあまり食べた経験のない子どもたちも自らの手で土まみれになって収穫した野菜は、残さずに食べる習慣が少しずつついていく。これが、土→植物→果実や野菜の収穫→食へと繋がっていく。

普段、何気なく口にしている食事も自分たちで生産し調理することにより、多くの人々の手を経て作られていることを感じて「感謝の心」を持つことができるのではないかと感じている。

近年、学園から全日制高校へ通学する児童が数名いる。高校へ通学するために、早朝から担当寮の職員（寮母）が手作りの弁当を作っている。これは、施設から通学の子どもという貧相なイメージを払拭するほどの愛情のこもった手作り弁当であり、昼間の大半の時間帯を学園外の高校で生活する高校生にとって、担当寮の職員（寮母）からの心が通じ合う媒体の一つである。高校生の生徒が寮に帰ってきて、寮母に弁当箱を洗って「寮母さん、ありがとう。今日のピーマンの肉詰め美味しかったよ。」という、その一言で、職員と生徒は「食」を通じて結びつく一瞬である。

国児学園での製パン実習は、平成十八年度から給食室の保健所の衛生監視指導で一時的に休止しているが、次年度は製パン実習室を改修し再開したい構えである。「食」の生産活動の一部を担うものとして、職員と生徒が朝食の食パンを焼くことを通じて生まれる食品加工活動は、施設内の職業準備教育の一環に位置づけ、学園独特のユニークな教育活動として、復活し継続していきたいものである。

こうした、人の手によって手間・暇をかける「食の重み」を児童自立支援施設では大切にしていきたいものである。

三　献立表を作成するときの工夫

毎週発行される国児学園の献立表は、生徒と栄養士を結ぶコミュニケーションボードである。通常の三食の献立と間食の提示はもちろん、食文化や食生活、食物の栄養、食材、行事食について、料理名の由来、食事のマナーについて、健康食など、食に関するトピック（一口メモ）が、いつも盛りだくさんに手書きで書き込まれている。

例えば、九月であれば、なぜ「十五夜」というものが存在し、団子を食す風習があるのかを知っている生徒は皆無に等しく、日本の食文化や行事食による文化様式のアプローチや知識を家庭的雰囲気の中で伝えていきたい。また、一口メモは、寮舎の仲間と楽しく食事をする時の話題づくりとなっている。

具体的な献立の手書きトピックの複写事例

四　嗜好調査の実施

年に一回生徒に、嗜好調査として献立に関するアンケートを実施している。味付け、食品、料理名等に好き、普通、苦手の欄に〇印をつけてもらう簡単なものである。

酢の物は苦手、魚料理もフライは好きだが、煮魚、焼き魚はやや苦手・・・等。今後の献立作成の参考にしている。

また、炊事棟へ食事を取りに来る時、栄養士・調理員も積極的に声をかけるように心掛けている。「今

Hは、みんなが作ったなすを使ったよ。」「きのうのハンバーグどうだった。」それに対して「おいしかったよ。」「次はおやつにチーズケーキ出して。」いろいろな反応があり、こうした生徒とのやりとりが次もおいしい料理を作ろうと思う元気の源になっている。

五　おわりに

児童自立支援施設の中で、「食」とは、自らの手で創り上げた野菜やパン、職員・生徒による手作りという営みは、人情を豊かにし、感受性を高めるのに大変有効である日々の暮らしの中で自然に生まれる教育方法である。今後の児童自立支援施設の中で失ってはならないものである。

【註釈】

（＊1）職員の説得力＝「共に暮らす」ことは、食を握ることでもある。日常の生活指導にも「食」を通じて伝える注意や指導（健康問題や、食事の作法、食事時間の生徒同士の会話など）は、生活力や秩序を高める食生活文化のカギとなるため、子どもたちへの学習の積み重ねやアプローチが成立しやすいと考えられる。

献立表

	2011年9月9日(金)	2011年9月10日(土)	2011年9月11日(日)	2011年9月12日(月)	2011年9月13日(火)	2011年9月14日(水)	2011年9月15日(木)
朝	食パン	食パン	ピザトースト	食パン	食パン	食パン	食パン
	牛乳	牛乳	牛乳	牛乳	牛乳	牛乳	牛乳
	マーガリン	マーガリン	レタス	マーガリン	マーガリン	マーガリン	マーガリン
	はちみつ	ジャム	ゼリー	ピーナツバター	ジャム	ハイチョコ	ジャム
	レタス	ウインナー		ツナ	ウイニー	チーズかまぼこ	あらびきウインナー
	たまご	キャベツ		きゅうり1/2	キャベツ	レタス・コーン	たまねぎ
	オレンジ1/2	りんご1/2		グレープフルーツ1/2	たまねぎ	オレンジ1/2	キウイフルーツ1/2
昼	ごはん	ごはん	チャーハン	ごはん	ごはん	ごはん	ごはん
	がんもどきの含め煮	かに玉風あんかけ	トマトとわかめの和え物	ちくわのチーズ揚げ	冷やしうどん	焼き魚	ササミのピカタ
	キムチ炒め	キャベツのじゃこ炒め	かき玉スープ	野菜の煮物	酢の物	高野豆腐の煮物	かぼちゃとひじきの炒め煮
	のり佃煮	納豆	福神漬け	みそ汁	なすと豚肉炒め	高菜漬け	しば漬け
					きゅうり漬け	もずく	
間	板チョコ	おさつスナック	ーロイカフライ	月見だんご	ラムネグミ	カルピスアイス	えびせんミックス
				牛乳			
夕	ごはん	ごはん	ごはん	芋ごはん	ごはん	ごはん	ごはん
	コロッケ	ごまだれジャージャーそうめん	秋刀魚の寒露煮	きのこのクリームスープ	魚フライのオーロラソースかけ	中華スープ	厚揚げの中華五目煮
	枝豆	春巻き	じゃがいもの金平	月見ハンバーグ	白菜スープ	肉団子とさつま芋の甘	みそ汁
	大根のうま煮	かぼちゃの煮物	春雨の酢のもの	梨1/4	胡麻和え	酢あん	冷や奴
	みそ汁	梅干し	みそ汁		金時煮豆	はりはり漬け	酢の物

十五夜

（今年は、9月12日）

旧暦 8月15日を中秋（ちゅうしゅう）といい、この日の月は、1年中で最も美しいとされ、奈良・平安時代から宮中では、宴（うたげ）を催し、詩歌をよむなど、「月見」の行事が行われてきました。その昔、7、8、9月が秋とされ、8月が、真ん中であることから「中秋」とよばれたのです

中秋の月を観賞（かんしょう）する習慣は、中国から伝わったもので、庶民の間では、月を神として あがめ、豊作を祈り、感謝する祭礼として 広まったとされます。

江戸時代に、団子、いも、枝豆など 季節の作物、すすきを供えて、月を観賞するという形式になりました。

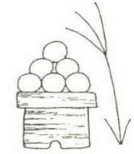

るぽ

“サポステ”ご存じですか!?
～地域若者サポートステーション事業～

山口県立育成学校　副校長　富田幹夫

「地域若者サポートステーション事業」とは、働くことに悩みを抱えるニート等の若者の職業的自立を目指して厚生労働省と地方自治体が協働し包括的に支援する事業。若者支援の実績やノウハウを持つ地域のＮＰＯ法人などに事業を委託し、「地域若者サポートステーション」（愛称：サポステ）を設置。事業期間は1年。平成23年度は全国で110ヶ所の団体が受託実施されるという。

愛称サポステには、働くことについて様々な悩みを抱えている15歳から40歳未満の若者の皆さんが就労に向けて相談利用されている。なお、サポステ自体は職業紹介は行っていない。

ほうふ若者サポートステーションを訪問して、事業について次のとおりお話を聞かせていただきました。

① 若者支援の専門家による各人の状況に合わせた相談

キャリア・コンサルタントをはじめとした専門家が総合的な相談を受け、個人に適切な支援メニューのプログラムを作成し、ステップアップをフォローします。なお、様々な団体とネットワークを構成し

てサービスを実施しており、必要に応じて保健・福祉機関やハローワーク・ジョブカフェ等の就労支援機関などの支援機関・団体にも同行して支援しています。

② ステップアップのためのプログラム

他人とのコミュニケーションが苦手な方のためのグループワークや短期の就活応援コースとしての職業講話、面接訓練、面接対策や履歴書作成講座など段階に応じたプログラムを複数用意し、ステップアップを図ります。

③ 職場見学・職場体験

実際に働いている場所へ行き、その仕事を見て、体験することで、「働く」ということを学んだり、直接職場やボランティア活動を通じて「働く」ということを意識することにより、その後の様々なプログラムから、より高い効果を得ることができます。

直接就労できない段階から幅の広いサービスを実施されていること、キャリア・コンサルタント等による専門的な相談や、自立に向けた支援プログラムの実施、ハローワークなど相談者に適切な支援機関への橋渡し、協力企業による就労体験など、就労に向けた多様な支援策を提供している状況が判りました。

引用文献・厚生労働省ホームページ「地域若者サポートステーションとは?」

外部の声

①大地の詩　～「聖地」の誇り～

北海少年院　畠山寛法

私と北海道家庭学校との出会いは、まだ児童自立支援施設が教護院と呼ばれていた二十年前のことである。当時の私は、刑務所から少年院に配置換えとなった一年目で、最初の個別担任が北海道家庭学校の卒業生であった。その少年は、職員には頑なに心を開こうとしないため、新米の私にとっては荷の重い日々だったが、そんなある日、北海道家庭学校から、少年の担当であったというS寮長先生が面会に来られた。面会の席での少年は、照れくさそうにしながらも、私の前では見せたことのないような笑顔で、家族のことや家庭学校の思い出などを楽しそうに話しているのがとても印象的であった。その少年とは、最後まで良い関係性を持つことができず、S寮長先生との関わりを羨ましく思いながら、法務教官としてのほろ苦いデビューであった。

北海道家庭学校を初めて訪れたのは、平成十七年のことで、上司である次長と首席専門官とともに研修で宿泊した。少年院と違ってフェンスがなく、鍵も鉄格子もなく、少年たちが単独で本館と寮を行き来し

ている姿に驚嘆し、風呂を沸かすための薪割り作業や、少年たちの隣の部屋に宿泊することに不安を感じて眠れぬ夜を過ごすなど、とてもハードな二日間であったことが、今でも強烈な印象として残っている。

あれから時は流れ、昨年の九月に、少年院の元上司でもある加藤正男校長先生から、留岡幸助先生の生涯を描いた「大地の詩」の映画ロケが、北海道家庭学校で行われるとのご連絡があり、このような機会は一生に一度と思い、夏季休暇を利用して見学とお手伝いをさせていただくことにした。

また、今回の訪問では、校長先生のご配慮により、私の職務の参考になればと、各寮長先生に日頃の実践についての貴重なお話を伺う機会にも恵まれた。

北海道家庭学校の四人の寮長先生は、出身地も経歴もさまざまで、それぞれの視点から日頃の実践を語っていただいたが、共通していたことは、北海道家庭学校が児童自立支援施設の「聖地」であるという思いが強く、そのことに誇りを持って勤務しているということであった。中でも、旧知の間柄であるS寮長ご夫妻の言葉は強く心に残り、まさに「目から鱗」という思いがした。お話を伺っている間にも、何人もの少年が寮長の元を訪れ、体調不良やクラブの指導に対する不満などを次々に話しに来た。S寮長ご夫妻は、その話を丁寧に聞き、「様子を見てみようか」「もう少し辛抱してみたら」など、穏やかな口調で答えると、少年たちは安心したように自分の部屋へと戻って行った。S寮長は、少年との関係性の中で自己開示の必要性を強調し、「少年院ではあまりないことだと思いますが、突然、子どもたちが自己開示を始めるんです。それはいつ訪れるか分かりません。多分、小舎夫婦制の意味というのは、いつ起こるか分からない時に、側に職員がいるということです。谷先生（第五代校長）の言葉ですが、人の心の扉の外側には把手がなくて、内側にしかないから、生徒が自分から開こうと思った時しか開かない。本当にそうですよ」と語り、寮母は、「それはもう宝物のような時間でね」と、少年の抱えるさまざまな困難に思いを馳せるように話していた。私は、その言葉を聞いて、二十年前の初めての担任となった少年のことを思い出した。あの面会の時の楽しそうな表情は、このような寮長ご夫妻との関係性から生まれたものなのだということに

気付き、今までの少年たちとの関係性の持ち方について反省した。

留岡幸助先生は、「感化院に塀や鍵や鉄格子はあってはならない、愛を持って子どもたちとつながりを作る」「その愛を図る尺度は忍耐」として「開放処遇」と「小舎夫婦制」を家庭学校の運営方針にされ、その精神は今も脈々と受け継がれている。その歴史と伝統に誇りを持ち、北海道家庭学校の先生たちは日々、努力されている。私は、自分の仕事にどれだけ誇りが持てているのだろうかと自問自答した。また、設備や職員の数に安易に依存していることにも気付くことができた。今回の訪問で、私の仕事の原点を示し、振り返りの機会を与えていただいた北海道家庭学校の皆様に深く感謝したい。

②桜坂分校の開設に想う

横浜市立新井小学校・新井中学校桜坂分校　副校長　川村雅昭

五月晴れの午後、横浜市向陽学園グラウンドのバッターボックスに、例えようのない緊張感に包まれて立っていた。ファウルボールの後の四球目は、スルっと外側に逃げていくスライダーだった。「ストライク、バッターアウト。」全く手が出せずに見逃がしの三振に終わった。その瞬間、エースの好投を称える子どもたちの声が、内野外野のあちらこちらから飛び交う。そして、多くの大人たちの大声援がグランド全体を包み込んでいく。バッターボックスを後にしながら、求めていたものはまさにこの雰囲気だと、熱いものが込み上げてきた。公式戦を前にした、子ども対大人の真剣勝負の試合を初めて経験した。園長はじめ、自立支援専門員、寮長寮母、看護師、夜間支援員…、向陽学園の全ての大人たちは、良いプレイをした子どもに向けて大きな声で称え、失敗したプレイにはそれ以上の大きな声で励ます。そして、その中

に桜坂分校の教職員として加われたことに大きな喜びを感じた。

昨年十二月に桜坂分校の開設準備担当を言い渡された。その時から向陽学園に足を運び、子どもたちと関わり、自立支援専門員から聞き取りを進め、園長はじめ管理職と議論を重ねながら、桜坂分校のイメージを築き上げていった。「果たしてどのような学校を作ればいいのか…。」児童自立支援施設の中の学校という、今まで横浜市として経験したことのない学校づくりは、まさに暗中模索の作業であり、期待と不安が表裏一体となって、気持は日々大きく揺れ動いていた。そのような中でおぼろげながら見えてきたことは、「子どもたちとの信頼関係が築けなければ、学校は存在し得ない。」「向陽学園の職員と共にやっていけなければ、学校の意味がない。」ということであった。これから作ろうとしている学校が、子どもたちの自立を目指して、向陽学園職員と桜坂分校教職員が、信頼関係のもと一丸となってやっていかなければならないということであった。

「協働（コラボレーション）」という言葉を最近よく耳にする。様々な場面に使われているようだが、取り分け「対人援助（ヒューマンサービス）」場面における「協働」では、宇留田（二〇〇四）が次のように記述している。「協働（コラボレーション）とは、異なる専門分野が共通の目標達成に向けて、対等な立場で対話しながら、責任とリソースを共有してともに活動を計画・実行し、互いにとって利益をもたらすような新たな物を生成していく協力行為である。」これになぞらえると、福祉の専門家としての向陽学園職員と、教育の専門家としての桜坂分校教職員が、互いの役割を理解し合い、対等な立場で、共通の目標である子どもの自立に向き合い、それぞれの援助資源を出し合い、それらを再構成させながら新たな支援を協力して行っていくことであると言える。そして、このことが児童支援施設の中にある学校の在り方の最も重要な基盤であると考えられる。

猛暑の八月、向陽学園職員と桜坂分校教職員は連日三十五度を超える保土ヶ谷球場スタンドで、向陽ナインに大声援を送り、沸いた。第五十一回神奈川県児童福祉施設野球大会の三位決定戦だった。向陽ナイ

ンにとっては、初戦から三つの試合を行い、まさに死力を尽くして駒を進めた晴れ舞台だった。この三年間、公式戦一回戦を突破することが目標であったナインにとっては、念願の一回戦突破どころか準決勝進出という快挙となった。四月の桜坂分校開校以来、向陽学園職員と共に支援を行ってきた桜坂分校教職員にとっては、コラボレーションの嬉しい一つの成果となった。今後、様々な課題が湧き上がってくることは必至であるが、向陽学園職員と桜坂分校教職員が互いに良きパートナーとして、子どもたちに向き合い、新たな支援を展開していきたいと思う。

＊宇留田　麗（二〇〇四）　協働―臨床心理サービスの社会的構成　臨床心理学の新しいかたち　第十二章　誠心書房

③「絆」

高知県立希望が丘学園　保　護　者

十三歳。まだ幼さが残る表情の顔。「なぜ」「どうして」「何が」がいつも頭の中で交錯していました。「うちの子に限って」と言う言葉がピタリと当てはまる心境で児童相談所を訪ねました。中一の春から、いつ折れるかもしれない心を抱えながら、きっとそれ以上に本人も気を張ってしんどく過ごしていたと思います。小学校の頃は野球少年でリーダー的な存在の優しい子供でした。祖父母、叔母と同居で五人家族。いつも家族ぐるみで何事にも取り組んできました。しかし、中学に入学と同時に児童相談所、警察、学校を往復する生活に変わり、十一月に学園に入園しました。学園へ向かう二台の車。前方に児童相談所でお世話になった方々と本人。その後ろを続いて走る私達家族。後部座席に見える我が子の頭を見つめながら二時間、涙が止まらず、今が本当のスタートだと言い聞かせ、ただ、ハンドルを握り締めていました。

学園は広い敷地の中にたくさんの花が咲いていて先生方の笑顔、地方独特な方言があり、心を落ち着かせてくれる不思議な場所でした。学園の生活は夏は野球、冬はマラソンと大きな大会があります。その冬の大会が十二月に控えていて毎日、練習に励んでいました。入園すると一ヵ月は面会ができない規則があり、次に会うのはマラソン大会の日か正月かと、不安な気持ちで会える日だけを楽しみに過ごしました。その当日、我が子の変わりぶりに気付かずに学園に電話を掛け確認をした程、表情や体型が変わっていました。一ヶ月半程会わない間に大きく成長している姿を見て学園の生活の様子が一目で解りました。自分の力を試すだけでなくチームが一つになってる強い絆を感じました。このマラソン大会は本人にとって学園に溶け込むチャンスであり自分の自信に繋がる新たなスタートラインだったと思います。学校では、学年に一人だけということでマンツーマン授業で、ただ教師と生徒という枠でなく、時に友達、時に親子関係でより一層深い絆で結ばれていたと思います。

今、退園して半年が過ぎようとしています。私達、親子は何があっても離れることはありません。心のどこかで深い絆が結ばれていることを信じてお互い支え合い前に進んでいます。これも学園の先生方、今に至るまで導いて下さった児童相談所の方々のおかげだと感謝しています。学園の先生方には退園後もお世話になっていますがこれからも絆を大切に強く結び頑張っていこうと思います。

最後に繋がるという意味での本人が書いた「空」の作文を紹介します。

「空」

自分は空になろうと思った。

そのきっかけは、青空を見上げた時、真っ青な空を見上げて思った。

こんなふうに、澄みきった心の広い人になろうと思った。

それから、空を見る時はいつも思うようになった。

それから少しずつ人に優しく接することが出来るようになった。
少し進歩と成長をした。
でもある時、それは真っ黒の灰になってしまった。
でも自分は考えた。
そこからどう青まで戻すか。色んな人に相談した。その答えが見つかりはじめた時、また光が差したような気がした。

そして、今の自分で居られる様になった。

④学園日記

愛媛県立えひめ学園　保　護　者

お世話になった先生から今回の原稿依頼があったことを息子に告げると、「これを参考にして・・・」と言って、学園での日記帳を十冊程差し出しました。そんな姿に驚きながらも改めてその日記を読み返してみました。

私たち夫婦が覚悟を決めたのは、息子が中学二年の夏休みでした。気がつくと昼と夜の逆転した生活で、手を差し伸べてみても引き返すことのできない強い渦の中にいました。中学校の先生に相談したところ、心強い後押しもあり、意を決して妻と児童相談所を訪ねました。児童相談所での一時保護が決まったその

夜、「これまでの生活をリセットするために環境を変えよう。違った場所でやり直そう」と息子に問いかけました。息子は、突然の私たちの提案に驚き、うろたえた様子を見せましたが、自分に言い聞かせるように「分かった。やりすぎたから・・・」と言いながら覚悟を決めたようでした。

学園で、坊主に髪を刈り気持ちを入れ替えて臨んだ入園式の自己紹介後、終始うつむいて一度も人と目をあわすことが出来ず、姿勢もよくありませんでした。その日の夜から息子の学園日記は始まり、その後六三四日間、一日も欠かすことなく書き続けました。最初の頃は、ひらがなばかりで幼稚な内容の文章しか書けませんでしたが、学園生活も半年を迎える頃にはたくさんの漢字を使い、しっかりした文字でていねいにその時の素直な気持ちを一ページぎっしり書けるようになりました。

その日記によると、最初に興味を持ったのは、和太鼓のようでした。「楽しい！早くうまくなりたい！」そんな前向きな言葉が綴られておりました。事実、運動会での和太鼓演奏で、息子が夢中になって叩く姿とバチ捌（さば）きには大いに感動させられました。

夏は野球、冬は陸上と今までに出来なかった体験をたくさんさせていただき、息子の心と体は逞しく成長しました。中学三年の夏頃から日記の記述が半ページに減りました。その理由は、今日から勉強する時間を増やしたいという思いからでした。そんな方向に意欲と関心を向けていただいた先生方の御指導には、どんなに感謝しても言葉では言い尽くせません。お陰さまで念願の第一志望（県立）校に合格することが出来、無事一学期の終業式を迎えることが出来ました。長い夏休みもどうにか大過なく終えようとしています。この先まだまだ不安もありますが、六三四日分の日記に記述したことを無駄にしないよう息子をしっかりサポートして、『高校を卒業する！』という目標の実現に向けて親子共々力を合わせて頑張っていきたいと思っています。

⑤いかにして親の意識を変えるか
過去の学習支援活動を振り返って

福岡市ＢＢＳ会　大　隈　　慶

私は福岡市のＢＢＳ会に入っており、去年から福岡学園で受験生の家庭教師（学習支援活動）をしている。これは去年初めて担当した少年の話である。

少年は中3男子で受験を控えていた。

私は英語を教えていたが、少年は文法をどうしても理解しようとしてくれなかった。最初自分の教え方に無理があるのかと思った。（卒業式の時に先生から少年は軽い自閉症の症状があると聞かされた。しかし英語に限らず何事も「教える」のは難しいとも思わされた）

少年との関係は秋ぐらいまでうまくいっていた。しかし少年が自分の成績では当初の志望校に合格できないとわかった段階から、少年が私に本音を出さなくなっていった。少年と話していても「何か精神的な壁があるな」という感じである。ものすごく悪い言い方かもしれないが「こいつ再犯するな」とも感じたものである。（その後、実家に帰省した際に規則違反をしていたことを先生に教えてもらった。再犯ではないが）

そして卒業式の日、私は来賓として卒業式を体験して、とても感激していた。

たまたま私の前の席が少年の母親であった。

そこで私は少年の家庭教師をやりましたと、挨拶をした。しかし長兄をつれた母親（少年は次兄）はこちらにはそっけなく挨拶をしただけであった。他にも少年のその後を知りたかった為、いろいろこちらから話しかけたが、にべもない感じだった。

（自分にも何か落ち度はあったのかもしれないが）私は正直、これは無理だと思った。私は別に自己顕示欲で少年の母親に誉めてほしいからではない。思ったのはそもそも母親が子供の勉強に関して全く興味がない。これでは子供がやるはずがない。いくら自分が一生懸命気張ってもこれは無理だなと去年のことを振り返りつつ考えさせられたのである。学習指導は無報酬であるが、卒業式のこの出来事こそが最高の報酬だったと思っている。（他にも卒業式ではいろいろ教えてもらったがここでは省略する）

子供に対して一生懸命気張るよりも、まず親の方を変える方法が必要だと私は思う。

そこで非行少年の親の会等にも出たりしたが、非行とは結局、一過性の「風邪」みたいなものではないだろうか？と思うようになった。子供が成長して家の外（社会）を知り、家を出るという選択肢が思い浮かぶので実行する。

非行自体は問題行動でありもちろん悪いことであるが、本人も悪いと思いつつもやっている場合もある。そして多くは非行から「卒業」をする。しかし一部にその問題行動が定着（常習化）して成人の犯罪者になるのがある。それが一番悪い。

しかし家庭に原因を還元するのは非行の傍観者にとっては楽な論理である。親の会で経験した親が言っ

ていたが、市の相談センターで若い相談員に「親の愛情がない」といわれるのが一番きつかった、という。

いろいろ書いたがまだ試行錯誤中である。

しかし一番まずい事は「無関心」だと思うので、これからも少年に関心を持って接していこうと思っている。

全児協転退職者交友会の報告

第三十四回全児協転退職者交友会の報告

全児協転退職者交友会　会長　平　井　光　治

京都大会、初回二回開催以来三十二年振り、初心を想う

はじめに

第三十四回総会は、京都市京都平安ホテルで五十三名の参加で開催しました。今年は近畿支部総会も同日に時間と予算は別にして実施し、懇親会の参加者は久々に多数を数えました。

第一日目は役員会、総会そして懇親会、第二日目は観光で保津川下り、天龍寺参拝でした。

開催に当たりましては京都府立淇陽学校赤羽敬三校長、坂口武弘課長並び大川清治近畿支部長はじめ、支部の方々のお世話に感謝申し上げます。

なお、顧問の田中幹夫氏（弁護士）大河内茂美氏（元厚労省家庭福祉課長）そして全児協副会長土橋輝彦氏（滋賀県立淡海学園長）も参加頂き、御挨拶、御祝辞を頂戴しました。厚くお礼申し上げます。

一　役員会

協議題

（一）平成二十二年度事業報告
（二）平成二十二年度決算報告
（三）監査報告
（四）平成二十三年度事業計画及び予算について
（五）平成二十四年度総会開催地について
（六）役員の改選について
（七）その他　最近の申し合わせ事項について

平井会長より、平成二十二年度事業報告、決算報告があり、承認される。
竹沢喜心監事より、監査報告が行われる。
平成二十三年度事業計画(案)、予算計画(案)の説明と提案があり、審議して承認される。
平成二十四年度の総会開催地については、当初、東北北海道支部の予定でしたが、東日本大震災の発生により、急遽関東支部が担当し、熱海市で行うことを決定する。
役員改選では、

会長　　長嶺耕次
副会長　長沼友兄　西田達朗
支部長　東北北海道　羽柴達　　関東　小山久夫　　中部　西田達朗　　近畿　大川清治

中国　叶原土筆　　四国　空席　　九州　大蔵恵一
監事　平林義夫　平井光治　　以上決定する。
その他　申し合わせ事項の確認
一　監事は、会長所属の支部より選出する。
二　各都道府県に世話人を配置し、活性化を図る。
三　退職後、他支部に移住した場合、新支部に所属するかは本人の意志にまかせる。
四　全国総会に合わせて、支部大会を同時開催するも可とする。但し、時間、予算は区別する。
五　会費納入について、八月、納入状況を本部で把握し、支部長より未納者に納入の働きかけをしてもらう。　以上の確認をする。

二　総会

参加者全員の出席の下に、事務長長嶺耕次氏の司会で開催しました。
平井会長の挨拶、大川清治近畿支部長の歓迎挨拶、手塚博夫氏の発声で、物故者や東日本大震災で死亡された方々へ黙祷を捧げました。そして、全児協副会長土橋輝彦氏の御祝辞を頂戴しました。
その後、平井会長より、役員会の報告があり、全議題とも承認されました。

（一）平井会長挨拶

今年度総会を歴史ある雅な京都市で開催し、大勢の参加を得た事を嬉しく思います。
開催にあたり、お世話いただいた近畿支部、淇陽学校のみなさんには厚くお礼申し上げます。
交友会は、職場と生活が一緒で、職場への愛着心の強さと同じ釜の飯を食った仲間意識とで、三十四年前京都で始まりました。今、会員の高齢化、交替制による愛着心の希薄等で会員が減少しています。

人間の絆を大切にするこの会が発展するように願っています。私は古稀代に入り、体力の減退と里親に専念したく、今年度で辞任し若い人に後を託します。長い間、御協力有難うございました。

（二）土橋輝彦氏挨拶

全児協転退職者交友会総会に出席し皆様にお会い出来て嬉しく思います。

全児協の最近の動向をお伝えします。

厚労省は児童養護施設と児童自立支援施設の入所児童に差がなくなりつつある、相互で児童の措置変更をし、連携を高めるべしとの見解、また、学校教育の実施が進み、多種職員が増え研修の実施のあり方など課題が生じています。

皆様の一層の御健勝を祈念し挨拶とします。

最後、長沼友兄副会長の閉会の辞で終了する。

三　懇親会

懇親会は京都の熊本敬一氏の司会により、叶原土筆副会長の開会挨拶で始まり、その後、顧問の田仲幹夫氏、大河内茂美氏の挨拶を頂き、大台雅生氏の乾杯の音頭で懇親に入りました。

今回は全国と支部を同日に開催した故か日帰りの懇親会参加者も多く賑やかで昔話あり、現況交換ありで話がはずみ、なごやかであった。大蔵恵一氏の閉会の辞で惜しみつつ幕を閉じた。

四　第二日目　観光

（一）保津川下り

一時間三十分の舟下り、単調な筈が船頭さんの元気な漕ぎ姿、ユーモア溢れる情景の説明、会話、刻々と変化し、流れ行く山峡の風景の美しさ、紅葉には早い時期であるが見事な景観に日本にも見るべき自然があると悦になっているうちに終点の嵐山渡月橋についた。

自然を愛で、陶酔した時間を満喫できた。

（二）天龍寺参拝

天龍寺は臨済宗で足利尊氏が夢窓疎石を開山に創建した名刹である。土曜日であり観光客も多く、その中を参加者はそれぞれ観てまわった。

方丈、多宝殿、曹源池をみました。殊に、曹源池は夢窓の作庭であり、曹源の一滴水の公案より、命名したとのことです。私は学生時代訪問し、曹源池を眺め、庭の佇まい、周辺の自然と一体となっている風景に、自然と人工が合一する世界が東洋の心なのだと実感しました。五十数年ぶりに天龍寺を参拝し、若いときの想いがよみがえりました。

今年の観光は京都の歴史に触れ、変わらぬ心や日本らしい繊細な自然美に出会い、まだまだ国内にも心満たす観るべき名所旧跡自然は沢山あるとの感慨を受けた観光であった。

第34回 全児協転退職者交友会　京都大会　平成23年11月11日　於 京都平安ホテル

五　老いは青春（生）の最中にあり

私は古稀代に入り、体の変調、減退、心の変化を感じます。里子に「年寄りだ、苛めるな。」と自分でも驚くくらい自然に「としより」を発している。傘寿、卒寿まで至ればその時の感慨に身をまかせよう。今は里親に専念し、里子との触れ合いで子どもから活力を吸収し、また、百姓の真似事をし、自然に身を委ねることで心の安定を受けて「老いは生の最中にあり」との気持ちで毎日を過ごしたい。

全児協転退職者交友会に参加し、仲間に会い、語らいの時間は「生の最中にある」の実感である。人の絆、古い絆、無償の絆を大切に、広げよう。

文献賞

平成二十三年度　文献賞

優秀賞

「性暴力治療プログラム『導入』の実際について」

栃木県那須学園　主任　堀　明人

「『WITHの精神』について考える」

～実践知として再解釈を目指して～

大阪市立阿武山学園　児童自立支援専門員　徳永健介

文献賞選考経緯

平成二十三年度文献賞は、「非行問題」第二一七号に掲載されている論文が対象になりました。

性暴力プログラムは、特段、目新しく、先駆的な取り組みということではありませんが、地道に根気よく実践している様子が実感できました。特に交替制の寮舎職員としての生活指導や部活動をこなした上で、さらに心理職としての業務を行った成果であり、自信と意欲が伝わってくるような論文でした。

次の研究論文は、「ＷＩＴＨの精神」について多角的な検討が丹念になされており、子どもとともに生活する上で、大切な視点や実践に役立つ内容が論じられていたため、評価されました。

今後の発展ある研究や実践への取り組みに期待します。

国立武蔵野学院長　**相　澤　　仁**

選考委員

西嶋　嘉彦（全児協会長　大阪府立修徳学院長）
豊岡　　敬（全児協副会長　東京都立萩山実務学校長）
井上　　保（全児協顧問　国立きぬ川学院長）
別府　得史（「非行問題」第二一八号編集長　鹿児島県立若駒学園長）
相澤　　仁（全児協顧問　国立武蔵野学院長）

猫の事務所

宮沢賢治 作　偕成社

「雨にも負けず、風にも負けず」と詠った詩人であり、童話作家であった賢治の作品です。賢治の作品では「銀河鉄道の夜」も好きなのですが、一番心に残り、いつも何かを考えさせられ、また手にしてしまう一冊がこの本です。

猫の事務所は、旅行する猫に必要な知識として専門的な地理や歴史の情報を提供する仕事をしています。その職場で、体質から寒さに弱く、このため夜かまどの中に入って眠るため、すっかり体が煤で汚れている猫が、理不尽な差別や嫌がらせを受けるお話で、背を丸めて泣いている猫の挿絵は、差別される者の悲しみを一層際立たせます。

お話自体は単純なのですが、登場する猫のそれぞれが「自分にも当てはまるところがありそう」で、それでいて「かま猫に感情移入することで、そのような自分を忘れてしまう」ところがあったりもします。

この作品のおもしろさは、作者賢治の立ち位置であり、いつのまにか読む者の傍らに賢治がいるような

錯覚を覚えます。

世間で肩身の狭い思いをしているであろうかま猫仲間の期待を一身に受けているかま猫、黒猫である所長に目をかけてもらっているかま猫、寒さに弱い体質のかま猫、他者の仕事を羨む同僚猫、讒言に惑わされる所長猫と、かつて賢治自身が見聞きし、体験した人間社会の風景を猫の社会を通じて私達読者と一緒になって眺めているように思われます。

この作品の中で、賢治は、差別の不条理さに曝されるかま猫への「同情」と事務所に現れた獅子が猫の事務所を閉鎖する際に、「お前達は何をしているか。そんなことで地理も歴史も要ったはなしでない。」と所員を一喝する場面で「同感」という2つの言葉を自らの言葉として挿入しています。

登場する猫たちに語らせることなく、短く表現された賢治自身の言葉は、意思表示をしなくてはいられないという感情の高まりの現れであり、同じ目線の読者に、強く同意を求めているように思われます。

賢治は熱心な仏教徒であったようですから、何か特別な思いをこの言葉に寄せたのかも知れませんが、残念ながら私には判りません。ただ、賢治は、自分と同じ「同情」から発して、自分と同じように「同感」してくれる読者を求めているのは確かでしょう。賢治は、読者が自分と同じ価値観でこうした社会と向き合って欲しいと期待しているように思います。

蛇足ですが、賢治は、この作品の中に敬愛する陸前高田市出身の博物学者、鳥羽源蔵をトバスキー、ゲンゾスキーの名前で登場させています。彼のどうのような思いが込められているのかも興味深いところです。素直な気持ちで作品を味わうも良し、少し大人げにあれこれと思いを巡らせるも良しです。

秋の夜長に絵本や童話を手にしてみるのも一興と思わせてくれる作品です。

（新潟学園指導課長　相馬克彦）

『利他のすすめ』

大山泰弘 著　WAVE出版

現在、児童自立支援施設には、様々なタイプの子どもたちが入所してきている。集団作りが、うまくいかず、こちらの思いがなかなか伝わらない。はたして、今の状態で、この子どもたちを預かっていて良いのだろうかと考え込んでしまうことがある。ちょうど、いろいろ悩んでいる時に、この本に出会った。

筆者は、学生時代に教師になりたいという夢を持っていた。それが、父親の病気によって、チョーク工場を継ぐことになる。そして、養護学校の生徒を二人、就業体験として受け入れる。筆者は、その子どもたちが、会社で最も簡単な作業に、一所懸命に取り組む姿勢を見て、何かを感じ始める。ちょうど、その頃、筆者は、ある人の法要に禅寺を訪れた時、住職に「人の幸せは、ものやお金ではありません。人に愛されること、人にほめられること、人の役に立つこと、そして、人から必要とされること。愛されること以外の三つの幸せは働くことによって得られます。障がいをもつ人たちが働こうとするのは、本当の幸せを求める人間の証なのです。」と言われる。そこから筆者は、知的障がい者を主力とする会社を作ろうと考え始める。チョークを作る過程で、今まで障がい者ではできないと考えられた材料の配分・品質の管理等、新しい発想で工夫をこらし、次々と成果をあげていく。

筆者は「普通はこうやるという方法を教え込もうとしていた。健常者にとっての当たり前を押しつけようとしていただけかもしれない。生まれ育った環境も経験も能力も異なる。当然、感じ方や考え方も異なる。うまくいかないと言って、相手のせいにしても何の解決にもならない。自分が変われば相手も変わり始めるという普遍的な真実を知的障がい者から教わった。」と述べている。さらに、一人ひとりの特徴に合わせて作業工程を工夫したり、伝え方を改めていくことで、知的障がい者は自分にできることを見つけ

出していくことができた。それによって、個性が磨かれていったという。筆者は『個性』とは、「自分探しをしてみたり、ことさらに人と違ったことをしてみたりするものではない。どうすれば、人の役に立てるのかと目の前の仕事に一所懸命取り組んでみる。そうした努力を積み重ねるうちに、仕事が上達して、技術が磨かれ、周りから評価され、大切にされる存在になる。それが、個性と呼ばれるものです。」という。

情報化社会になり、様々な情報が簡単に手に入るようになった。学校でも『個性を大切に』と言われて子どもは教育を受けている。でも、本当に個性を大切にし、『自己実現』を目指して子どもたちは育っているのだろうか。結局、何をしたら良いのか判らず、時間が過ぎていくだけで、本当の『個性（適性）』を見つけられずに苦しんでいる人たちが大勢いるのではないか。筆者の『個性』というものの定義について、私は深く頷ける。

この筆者は、会社という利益を追求していく組織の中で、知的障がいをもつ人たちを積極的に雇い、業績を上げている。現在、知的障がいをもつ人は、従業員全体の約七割いるとのことである。筆者の『努力・忍耐・創造力』には、本当に頭が下がる。数時間あれば、一気に読める本である。読み終わった後、寮の子どもたち一人ひとりの『特徴』を踏まえて、『本当の個性』を伸ばしていけるよう、処遇を見直していかなければならないと考えさせられた。

（奈良県立精華学院　山奥直幹）

『仕事で燃えつきないために』
～ 対人援助職のメンタルヘルスケア ～

水澤都加佐 著　大月書店

私は、この仕事に奉職して三十三年目になります。二十五年間は夫婦小舎制職員として勤務し、ここ八年間は、フリー職員として勤務をしてきました。プリズムでこのようなハウツー本を紹介するのはどうかと思いましたが、現在、私自身が現にこの本を参考にし活用していること、そして、援助職にある皆様が、仕事に燃え尽きてしまう職員にならないようこの本を紹介したいと思います。

私は、心療内科への通院の付き添いである病院を訪れた際、「Ｂｅ！」という雑誌を手にしました。その中で、「クシャクシャになった自分を手当てする」という題で著者が投稿していました。その中で、「労働には、肉体労働、頭脳労働、感情労働があります。」と書いていました。肉体・頭脳労働は理解できましたが、感情労働をする職業って何だろう?と思いました。また、感情労働といったその言葉自体も新鮮でした。著者によると、感情労働をする職業は援助職にある職業で、我々のような施設職員や教員、看護師、カウンセラー、ソーシャルワーカーなどがそれに当たるとのことでした。援助職は「二重の感情労働」をしていると書かれてあり、二重の感情労働のその一つは、相手への感情労働、そして、もう一つは自分自身への感情労働ということでした。

その内容とリスクを紹介します。

一　相手への適度な共感と境界を必要とする作業

相手の苦しみや痛みに共感することは援助の仕事をするうえで欠かせません。こちらが壁を作って自分には関係がないと、心が動かないとしたら、援助はできません。共感は援助職には不可欠なものです。しかし、過剰な共感は問題を生じさせます。置かれている状況があまりに悲惨過ぎる場合は、その共感や同情に圧倒されてしまう危険があります。共感が過剰になると境界が取れなくなり、精神的にぎりぎりまで消耗し、感情の枯渇が起き、共感のもえつきになります。例えると、ビルの上にあるタンクのような「エネルギーのタンク」が自分の中にあると想像してみると、タンクの蛇口を全部開いて相手に関わった結果、タンクの水位があまりに下がってしまい、わずかの水しかなくなってしまっている。それが、共感のもえつきです。こうなると、人は蛇口を閉め水を補給しなければなりません。エネルギーのタンクの水位は何を表しているかというと「援助者自身が、満たされた人生を送っているのかどうか」なのです。プライベートな健康度が、仕事に直接結びつく。それが、援助職という立場の非常に特殊な点です。

二　自分の中に生じる否定的な感情に対処する作業

相手が感じている苦しみ・怒り・憤り・恨みなどをぶつけられることによって、自分自身が傷ついていく場合がしばしばあります。援助者が疲れていたり過剰な責任に押しつぶされそうになっていると、「やっかいだな」と逃げの気持ちがわいて、相手との距離をとりたくなります。自分は役に立っているのだろうか、自分の援助ではダメでないだろうかという不安や動揺がわき起こったり、否定的な気持ちになったりします。しかし、援助の仕事をしている以上は相手の前でその事を出すことはできません。こうした、「相手への否定的な感情がわいた時は自分の問題に気づくチャンス」です。

そして、次のように対応策が示されています。

（一）境界を守る

援助者は友人として相手に関わっているのではなく、「仕事として自分の力や経験を提供しているのです。ですから「仕事としてできること、できないこと」の区別をし、境界を守る必要があります。

（二）自分の感情・体験に向き合う

自分自身の感情を正直に語る場を持つこと。クライアントの前では出せない感情も、ただ押さえ込むのではなく「自分の気持ちを誰かにじっと聞いてもらう」時間を持つことは、援助者にとってエネルギーのタンクへの補給となります。援助者の集まりでもいいし、スーパーバイザーの前で語るのもよいと思います。

（三）セルフケアできる生活

私生活が充実していることは、健康な援助を続けるための条件です。自分自身がより幸せで、満たされている必要があります。家族をはじめ身近な人との関係、休むこと、遊んだり楽しむこと、運動したり、自然とふれあうことが大切と思います。「セルフケアが大切」と言葉として知っているだけでなく、日々「自分のための行動」を選択できるかどうかが肝要です。

（四）健康度を保つ

援助者とクライアントのもっとも重要な違いは、知識でも専門性でも人生への洞察でもなく「健康度の差」なのです。情緒的に「より満たされた状態」になると、まず、自分自身がうるおいます。そして、他人の痛みを感じる力が戻ってきます。そして、何よりも「相手の力が信じられる」ようになります。どんな力で、ここまで生きてこられたのか、さまざまな困難をどう乗り切ってきたのか。それを一緒に調べながら「自分自身の中にある力に気づいて、その力を人生の中で使う」ためのサポートをすることです。

そのためには、一見どれほどくしゃくしゃに見えても、「必ずその人自身の中に力がある。」と信じられることが欠かせないと説いています。

若駒学園本館

（徳島県立徳島学院　支援課長　笹賀和男）

編集後記

非行問題編集事務局　鹿児島県立若駒学園

前年度担当のえひめ学園から丁寧な引き継ぎを受けたのが東日本大震災当日の三月十一日でした。帰りの便を待つ松山空港で、仙台空港に押し寄せる津波の中継映像を呆然と見ていたことが昨日のことのように思い起こされます。被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

そのような中でスタートした本誌編集作業も、特集テーマ検討、全国編集会議、執筆依頼、校正、印刷と約一年をかけて終了し、ようやく非行問題第二百十八号として刊行することができました。

今回のテーマを決定するに当たっては、各施設に共通の課題となるもの、最近の特集テーマにないもの、読後アンケートで多かったものの中から「退所に向けた支援とアフターケア」を選定しました。また、従来からの項目に加え「食」に関する項目と、関係機関の情報として「るぽ」なる項目を加えてみました。

全国編集会議では、各ブロック編集委員に執筆者の早期決定と原稿締め切りの厳守、ブロック段階での校正をお願いしました。また、全児協の西嶋会長の配慮により、会議をブロック編集委員が集まりやすい大阪市で開催し、会場も大阪市社会福祉協議会の会議室を使用させて頂き経費節減に努めました。

さて、アフターケアについては、施設内児童の処遇優先や人的制約のため、手が回らない実態があると思います。退園児童と家庭を支える地域のサポートシステムづくりも待たれますが、執筆して頂いた施設の取り組みや考察、意見を参考にして頂き、今後のアフターケアの一助にして頂けたら幸いです。

今回は九州ブロックからの写真も所々に掲載させて頂きました。日々の業務に追われる中で執筆して頂いた皆様、各ブロック編集委員の皆様、全児協の皆様、多くの方々のご協力、本当に有難うございました。

東日本大震災から、春、夏、秋が過ぎ、今は冬を迎えています。復興の足音は九州の南端にも少しずつ聞こえてきます。来たる春が、すべての人にとって希望の春となることを期待いたします。

会員外の読者の皆様へのお願い

全国児童自立支援施設協議会
会長　　西嶋　嘉彦

全国児童自立支援施設協議会は、全国５８か所の児童自立支援施設（国立２、公立５４、社会福祉法人２）が行っている児童自立支援事業の振興を図ることを目的とした全国組織です。

この小誌「非行問題」は、その児童自立支援施設及び関係機関の皆様からの実践記録、研修・研究成果をもとに、全国児童自立支援施設協議会が編集・発行しています。

本年度の非行問題２１８号では、「退所にむけた支援とアフターケアーのあり方」を特集テーマにとりあげました。

児童自立支援施設を巣立っていく、また巣立っていった子どもたちと彼らとかかわってきた職員の実践記録、関係機関との協働をはじめ研修会や研究成果の報告もとりあげています。皆様の研修・研究成果を紹介、発表しています。

また、この小誌をご覧いただきました会員外の皆様の提言や助言、随想等の発表の場といたしまして「きゅう」欄も設けております。読者の皆様からの忌憚のないご意見、ご感想を、当協議会事務局までお寄せいただければ幸いです。

なお、本誌のご購読を希望される方は、下記宛にお申し込みをくださいますようお願いいたします。

全国児童自立支援施設協議会事務局
〒582－0015
大阪府柏原市高井田８０９－１
大阪府立修徳学院内
Tel（０７２）９７８－６０８３
Fax（０７２）９７６－２１０１

編集委員

編集長　若駒学園　別府得史

編集委員　若駒学園　大塚肇

瀬角和義

山口恭史

前保廣

中村花子

杜陵学園　佐藤公行

向陽学園　大杉洋介

愛知学園　水野明満

淇陽学校　糸井教哲

広島学園　前田千代子

斯道学園　尾﨑俊二

福岡学園　岩本乾治

編集事務局

〒八九九－四四六一

鹿児島県

霧島市国分上之段二五二八

TEL　〇九九五－四八－二四二四

FAX　〇九九五－四八－二一七六

非行問題

非行問題　第二二八号
平成二十四年一月　発行
編集人　別府得史
発行人　西嶋嘉彦
印刷所　斯文堂㈱